

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年11月30日

【会社名】 N K S J ホールディングス株式会社

【英訳名】 NKSJ Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 共同CEO 兼 代表取締役会長 兵頭 誠
共同CEO 兼 代表取締役社長 佐藤 正敏

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿一丁目26番1号

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 株式会社損害保険ジャパン
文書法務部課長 唐木 邦光
日本興亜損害保険株式会社
総務部文書法務グループリーダー 来見田 博久

【最寄りの連絡場所】 株式会社損害保険ジャパン
東京都新宿区西新宿一丁目26番1号
日本興亜損害保険株式会社
東京都千代田区霞が関三丁目7番3号

【電話番号】 株式会社損害保険ジャパン
03-3349-3111(代表)
日本興亜損害保険株式会社
03-3593-3111(代表)

【事務連絡者氏名】 株式会社損害保険ジャパン
文書法務部課長 唐木 邦光
日本興亜損害保険株式会社
総務部文書法務グループリーダー 来見田 博久

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 681,471,472,733円(注)
(注) 本届出書提出日において未確定であるため、株式会社損害保険ジャパン(以下「損保ジャパン」といいます。)および日本興亜損害保険株式会社(以下「日本興亜損保」といいます。)の平成21年9月30日における株主資本の額(簿価)を合算した金額を記載しております。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,722,802,230株 (注1)(注2)	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は1,000株です。

- (注) 1 損保ジャパンの発行済株式総数987,733,424株(平成21年9月30日時点)および日本興亜損保の発行済株式総数816,743,118株(平成21年9月30日時点)に基づいて算出しております。ただし、損保ジャパンおよび日本興亜損保は、平成21年10月30日に開催された、損保ジャパンおよび日本興亜損保の取締役会の決議(「新グループの事業計画」および「株式移転計画書」の作成ならびに「経営統合に関する契約書」の締結)および平成21年12月22日に開催予定の損保ジャパンおよび日本興亜損保の臨時株主総会の特別決議(共同株式移転計画の承認)に基づき行う株式移転(以下「本株式移転」といいます。)の効力発生日の前日までに、その保有する自己株式を原則として消却する予定ですので、発行数は変動します。また、本株式移転効力発生日の直前までに両社の新株予約権の行使等がなされた場合においても発行数は変動することがあります。
- 2 普通株式は、本株式移転に伴い発行する予定です。
- 3 損保ジャパンおよび日本興亜損保は、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)および株式会社大阪証券取引所(以下「大阪証券取引所」といいます。)に新規上場申請を行う予定です。
- 4 振替機関は、株式会社証券保管振替機構(東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号)です。

2 【募集の方法】

株式移転によることとします。

- (注) 1 普通株式は、当社設立の日の前日の損保ジャパンおよび日本興亜損保の最終の株主名簿に記載または記録されたそれぞれの株主に、損保ジャパンの普通株式1株に対して1株、日本興亜損保の普通株式1株に対して0.9株の割合で割り当てられ、各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本金に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本届出書提出日において未確定であります。損保ジャパンおよび日本興亜損保の平成21年9月30日現在の株主資本の額(簿価)を合算した金額は、681,471,472,733円であり、発行価額の総額のうち、1,000億円が資本金に組み入れられます。
- 2 当社は、東京証券取引所への上場申請手続(東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項)を行い、いわゆるテクニカル上場(同規程第2条第(73)号、第208条)により平成22年4月1日から東京証券取引所(市場第一部)に上場する予定です。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転等により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株式等(効力発生日等から6か月以内に上場するもの)に限ります(同施行規則第216条第1項。)について、同規程に定める流動性基準への適合状況を確認し、速やかな上場を認める制度です。
- 3 当社は、大阪証券取引所への上場申請手続(大阪証券取引所有価証券上場規程第2条第2項)を行い、いわゆるテクニカル上場により平成22年4月1日から大阪証券取引所(市場第一部)に上場する予定です。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転等により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株式等(効力発生日等から6か月以内に上場するもの)に限ります。について、同規程に定める流動性基準への適合状況を確認し、速やかな上場を認める制度です(大阪証券取引所株券上場審査基準第4条第3項)。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

該当事項はありません。

【申込取扱場所】

該当事項はありません。

【払込取扱場所】

該当事項はありません。

4 【株式の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

該当事項はありません。

(2) 【手取金の使途】

該当事項はありません。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

東京証券取引所および大阪証券取引所への上場について

当社は、前記「第1 募集要項」における募集株式である当社普通株式について、前記「第1 募集要項 2 募集の方法」(注2)および(注3)に記載のテクニカル上場の方法により、東京証券取引所および大阪証券取引所への上場を予定しております。

第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【組織再編成(公開買付け)に関する情報】

第1 【組織再編成(公開買付け)の概要】

1 【組織再編成の目的等】

(1) 経営統合の目的および理由

日本における中長期的に大きな課題である少子・高齢化、人口減少社会の到来や世界レベルでの気候変動・地球温暖化の進行によるリスクの増加、また、個人のライフスタイルの変化に伴うニーズの多様化に対して、企業は的確な対応を行い、社会の安全・お客さまの安心に貢献することが強く求められています。

損保ジャパンと日本興亜損保は、このような共通認識のもと、両社120年に及ぶ歴史の中で培ってきた強みを1つのグループとして共有し、「お客さまに最高品質の安心とサービスを提供し、社会に貢献する新たなソリューション・サービスグループ」を創設することとしました。

経営ビジョンと目指す企業グループ像

1．最高品質の安心とサービスを提供するグループ

商品開発力・事故対応力・システム対応力を一層強化し、グループ傘下の販売基盤を通じて、より多くのお客さまに最高品質の安心とサービスを提供します。

2．国内事業に軸足を置くグループ

国内事業に軸足を置き、両社ブランド価値を強化するとともに、事業基盤の共通化を進めることにより、グループ経営効率を向上させ、競争力の一層の向上を目指します。

3．社会と環境にやさしい幅広いソリューションを提供するグループ

保険事業の枠を超えて、健康・医療・環境等をキーワードに、人々の生活や企業活動に幅広いソリューションをご提供するとともに、あらゆるステークホルダーとの積極的な対話を通じて、企業の社会的責任(CSR)を実現し、地球温暖化問題への積極的な取り組みにより環境と経営の両立を目指します。

4．株主価値の最大化を図るグループ

生命保険事業・海外保険事業・アセットマネジメント事業等成長分野への最適な経営資源の投入、グループ内の業務の効率化を通じて、株主価値の最大化を図るとともに、適正・持続的な株主還元を実現します。また、経営の一層の透明性を確保するとともに、収益力・成長力・信用力・健全性に裏付けられたグループのブランドを確立します。

5．自由闊達・オープンで活力溢れる企業文化を有するグループ

さまざまなレベル・領域での人材交流・共同での教育の機会を提供することにより、ノウハウの有効活用や組織の活性化を図り、代理店・社員が働きがいを実感し、最良のパートナーとしてともに成長できるグループを形成します。

6．いずれの企業・金融グループからも独立したグループ

独立系のグループとして、いずれの企業・金融グループとも等距離かつ友好的な関係を構築します。

(2) 提出会社の企業集団の概要および当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団との関係

提出会社の企業集団の概要

ア 提出会社の概要

(1) 商号	N K S J ホールディングス株式会社（英文表示：NKSJ Holdings, Inc.）		
(2) 事業内容	損害保険会社、生命保険会社その他の保険業法の規定により子会社等とした会社の経営管理およびこれに附帯する業務		
(3) 本店所在地	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号		
(4) 代表者および役員の就任予定（注）	共同CEO 兼 代表取締役会長	兵頭 誠	現 日本興亜損保 取締役社長
	共同CEO 兼 代表取締役社長	佐藤 正敏	現 損保ジャパン 取締役社長
	取締役（社外）	弦間 明	現 株式会社資生堂 相談役
	取締役（社外）	勝俣 恒久	現 東京電力株式会社 取締役会長
	取締役（社外）	朝香 聖一	現 日本精工株式会社 取締役会長
	取締役（社外）	藤田 純孝	現 伊藤忠商事株式会社 相談役
	取締役（社外）	川端 和治	弁護士
	取締役	藤井 康秀	現 日本興亜損保 取締役常務執行役員
	取締役	山口 雄一	現 日本興亜損保 取締役常務執行役員
	取締役（社外）	ジョージ・オルコット	現 ケンブリッジ大学ジャッジ 経営大学院シニア・フェロー
	取締役	櫻田 謙悟	現 損保ジャパン 取締役常務執行役員
	取締役	山口 裕之	現 損保ジャパン 取締役常務執行役員
	監査役（社外）	増田 宏一	公認会計士
	監査役（社外）	保田 真紀子	弁護士
	監査役（社外）	西川 元啓	現 新日本製鐵株式会社 顧問
監査役	角川 与宇	現 日本興亜損保 監査役	
監査役	飯田 二郎	現 損保ジャパン 監査役	
(5) 資本金	1,000億円		
(6) 純資産(連結)	未定		
(7) 総資産(連結)	未定		
(8) 決算期	3月31日		

（注）代表取締役を除く取締役および監査役は、それぞれ生年月日順に記載しております。

イ 提出会社の企業集団の概要

当社と損保ジャパンおよび日本興亜損保の状況は以下のとおりです。

損保ジャパンおよび日本興亜損保は、両社の株主総会による承認および関係官庁による許認可等を前提として、平成22年4月1日(予定)に株式移転により株式移転設立完全親会社である当社を設立することについて、合意しております。

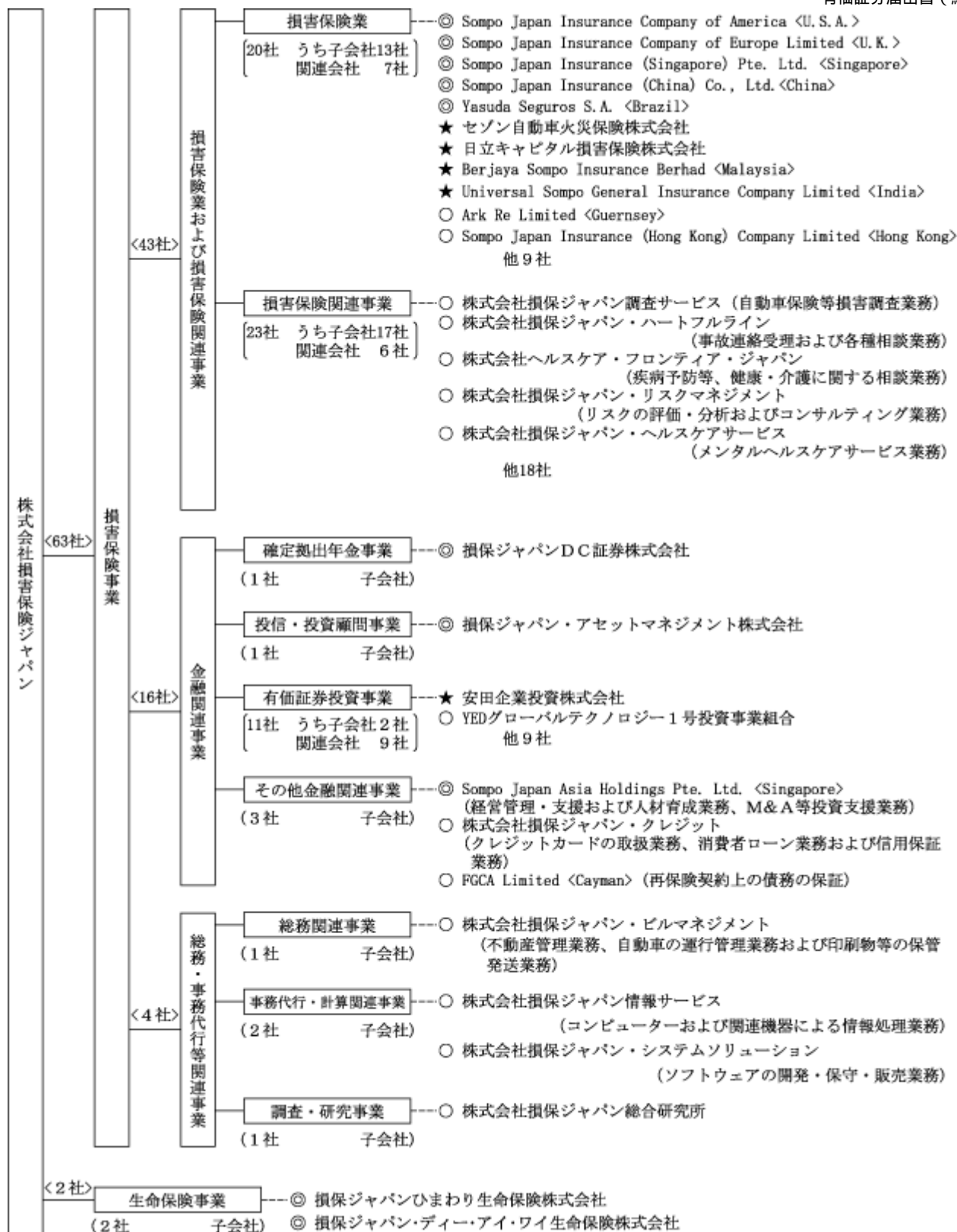
会社名	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	役員の兼任等		資金 援助	営業 上の 取引	設備 の賃 貸借
					当社役員 (名)	当社従業員 (名)			
(連結子会社) 株式会社 損害保険ジャパン	東京都新宿区	70,000	損害保険 事業	100.0	未定	未定	未定	未定	未定
日本興亜損害保険 株式会社	東京都千代田区	91,249	損害保険 事業	100.0	未定	未定	未定	未定	未定

(注) 資本金の額は、平成21年9月30日時点に基づいて記載しています。

本株式移転に伴う当社設立後、損保ジャパンおよび日本興亜損保は、当社の株式移転完全子会社となります。当社の完全子会社となる損保ジャパンおよび日本興亜損保の平成21年3月31日時点の状況は、以下のとおりです。

損保ジャパン

損保ジャパングループの事業系統図は次のとおりです。



- (注) 1 各記号の意味は次のとおりです。
 連結子会社 持分法適用関連会社 非連結子会社
- 2 Yasuda Seguros S.A.は、一部生命保険事業も営んでおります。
- 3 株式会社ヘルスケア・フロンティア・ジャパン（存続会社）は、損保ジャパンの関係会社である株式会社全国訪問健康指導協会（消滅会社）と平成21年4月1日付けで合併し、株式会社全国訪問健康指導協会（連結子会社）となりました。
- 4 セゾン自動車火災保険株式会社は、損保ジャパンが平成21年7月に株式を取得したことにより、持分法適用関連会社から連結子会社となりました。

- 5 損保ジャパンの連結子会社であるYasuda Seguros S.A.が平成21年7月にMaritima Seguros S.A.に出資したことにより、同社および同社が出資するMaritima Saude Seguros S.A.の両社が持分法適用会社となりました。Maritima Seguros S.A.は損害保険業を、Maritima Saude Seguros S.A.は損害保険関連事業を営んでおります。

関係会社の状況

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社)					
損保ジャパンひまわり 生命保険株式会社	東京都新宿区	17,250	生命保険事業	100.0	当社は業務委託契約に基づき その業務の代理・事務の代行 を行っております。 役員の兼任等 8名
損保ジャパンDC証券 株式会社	東京都新宿区	11,500	損害保険事業	100.0	当社は運営管理業務の一部を 受託し、また委託してありま す。 役員の兼任等 4名
損保ジャパン・ディー・ アイ・ワイ生命保険株式会社	東京都新宿区	10,100	生命保険事業	90.0	当社は業務委託契約に基づき その業務の代理・事務の代行 を行っております。 役員の兼任等 6名
損保ジャパン・アセット マネジメント株式会社	東京都千代田区	1,200	損害保険事業	70.0	当社は投資顧問契約に基づき 資産運用の一部を委託してあ ります。 役員の兼任等 8名
Sompo Japan Insurance Company of America	ニューヨーク (アメリカ)	12,057千 米ドル	損害保険事業	100.0	当社と再保険取引を行ってあ ります。 役員の兼任等 4名
Sompo Japan Insurance Company of Europe Limited	ロンドン (イギリス)	128,700千 英ポンド	損害保険事業	100.0	当社と再保険取引を行ってあ ります。 役員の兼任等 6名
Sompo Japan Asia Holdings Pte. Ltd.	シンガポール (シンガポール)	99,916千 シンガポールドル	損害保険事業	100.0	当社の東南アジア域内子会 社、関連会社等に対する経営 管理・支援および人材育成業 務、M & A等投資支援業務を 行っております。 役員の兼任等 5名
Sompo Japan Insurance (Singapore) Pte. Ltd.	シンガポール (シンガポール)	34,600千 シンガポールドル	損害保険事業	100.0 (100.0)	当社と再保険取引を行ってあ ります。 役員の兼任等 2名
Sompo Japan Insurance (China) Co., Ltd.	大連 (中国)	500,000千 人民元	損害保険事業	100.0	当社は業務委託契約書に基づ き、駐在員業務の一部を委託 してあります。 役員の兼任等 5名
Yasuda Seguros S.A.	サンパウロ (ブラジル)	94,528千 レアル	損害保険事業 および 生命保険事業	99.6	当社は業務委託契約に基づき 損害調査業務の事務の代行を 行っております。 役員の兼任等 4名
(持分法適用関連会社)					
安田企業投資株式会社	東京都千代田区	400	損害保険事業	50.0	当社は投資事業組合へ出資し ております。 役員の兼任等 3名
セゾン自動車火災 保険株式会社	東京都豊島区	3,610	損害保険事業	46.5	当社は業務委託契約に基づ き、その業務の代理を行って おります。 役員の兼任等 4名
日立キャピタル損害保険 株式会社	東京都千代田区	6,200	損害保険事業	20.6	当社は業務委託契約に基づ き、損害調査業務の代理・事 務の代行を行っております。 役員の兼任等はありません。
Berjaya Sompo Insurance Berhad	クアラルン プール (マレーシア)	118,000千 リンギット	損害保険事業	30.0	当社は業務提携書に基づき、 技術支援を行っております。 役員の兼任等 2名
Universal Sompo General Insurance Company Limited	ムンバイ (インド)	1,500,000千 ルピー	損害保険事業	26.0	当社は業務提携書に基づき、 技術支援を行っております。 役員の兼任等 3名

- (注) 1 損保ジャパンひまわり生命保険株式会社、損保ジャパンDC証券株式会社、損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社、Sompo Japan Insurance Company of Europe Limitedの4社は、特定子会社に該当しております。
- 2 上記の関係会社15社はいずれも有価証券届出書および有価証券報告書を提出しておりません。
- 3 「主要な事業の内容」欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。
- 4 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の()内に間接所有の割合を内数で記載しております。
- 5 平成21年4月1日付けで損保ジャパンの関係会社である株式会社ヘルスケア・フロンティア・ジャパン(存続会社)と、同じく損保ジャパンの関係会社である株式会社全国訪問健康指導協会(消滅会社)が合併した株式会社全国訪問健康指導協会が、新たに損保ジャパンの連結子会社となっております。なお、全国訪問健康指導協会は、特定子会社には該当せず、有価証券届出書および有価証券報告書を提出しておりません。

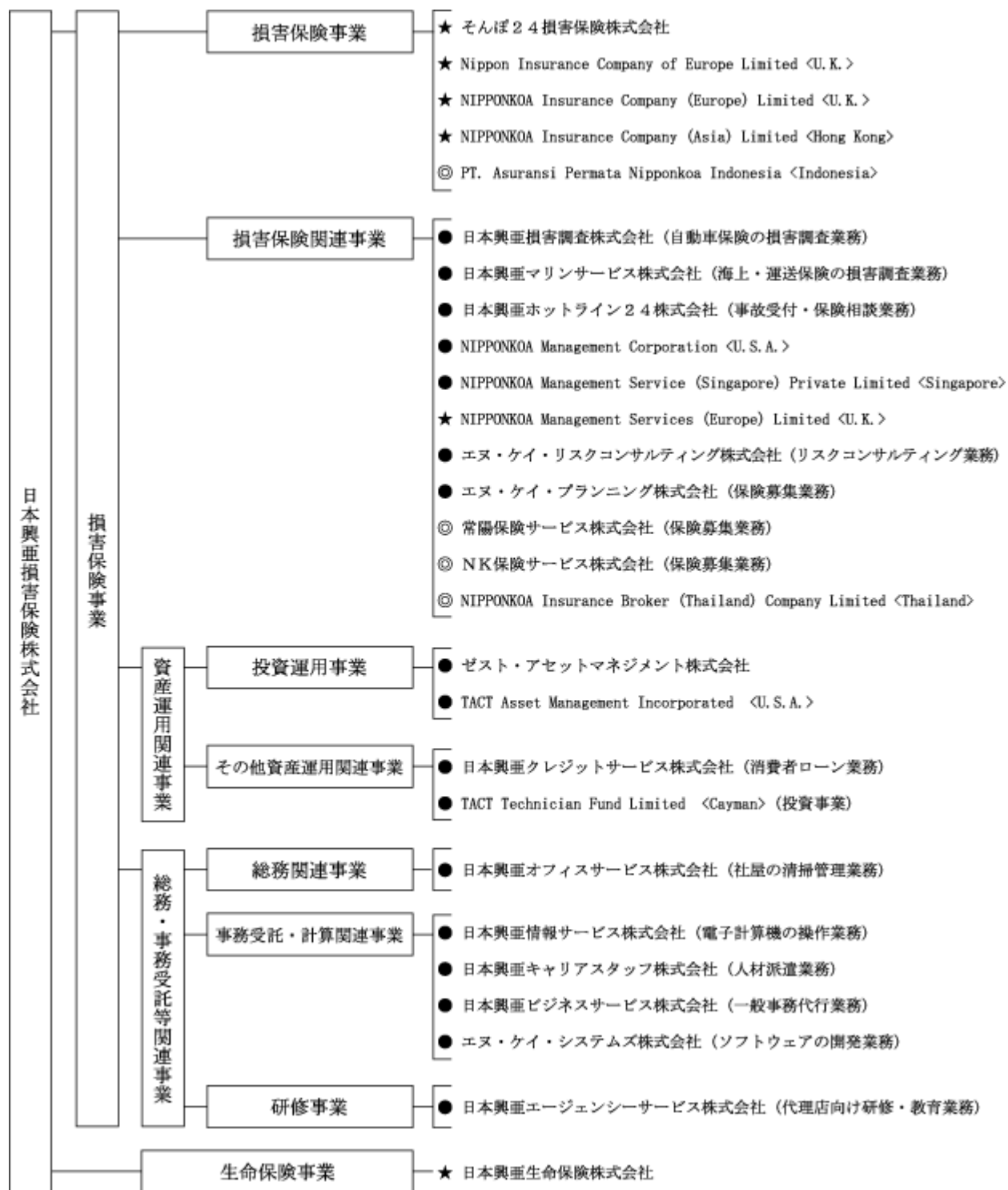
名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社)					
株式会社 全国訪問健康指導協会	東京都千代田区	1,061	損害保険事業	86.2	役員の兼任等 4名

- 6 セゾン自動車火災保険株式会社は、損保ジャパンが平成21年7月に株式を取得したことにより、持分法適用関連会社から連結子会社となりました。なお、株式取得後の議決権の所有割合は、63.8%です。
- 7 損保ジャパンの連結子会社であるYasuda Seguros S.A.が平成21年7月にMaritima Seguros S.A.に出資したことにより、同社および同社が出資するMaritima Saude Seguros S.A.の両社が持分法適用会社となりました。下表の「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の()内には、間接所有割合を内数で記載しております。なお、Maritima Saude Seguros S.A.の議決権の所有割合は、100分の20未満であります。実質的な影響力をもっているため、持分法適用関連会社としております。また、両社は、有価証券届出書および有価証券報告書を提出しておりません。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(持分法適用関連会社)					
Maritima Seguros S.A.	ブラジル (サンパウロ)	385,499千 レアル	損害保険事業	50.0 (50.0)	役員の兼任等 1名
Maritima Saude Seguros S.A.	ブラジル (サンパウロ)	54,107千 レアル	損害保険事業	0.0 (0.0)	役員の兼任等 1名

日本興亜損保

日本興亜損保グループの事業系統図は次のとおりです。



(注) 1 各記号の意味は次のとおりであります。 ★：連結子会社 ●：子会社 ◎：関連会社

2 前記のほか、平成21年8月に中国現地法人を開業したことにより、NIPPONKOA Insurance Company (China) Limitedが新たに連結子会社となりました。

関係会社の状況

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(親会社) 該当ありません。					
(連結子会社) 日本興亜生命保険株式会社 (注2)	東京都中央区	20,000	生命保険事業	100.00	当社は事務の代行を受託しております。 なお、当社は建物の一部を賃貸しております。 役員の兼任等11名
そんぼ24損害保険株式会社 (注2)	東京都豊島区	19,000	損害保険事業	100.00	当社は事務の代行を受託しており、また、再保険取引を行っております。 なお、当社は建物の一部を賃貸しております。 役員の兼任等10名
Nippon Insurance Company of Europe Limited	英国ロンドン	15,000千 英ポンド	損害保険事業	100.00	当社は再保険取引を行っております。 役員の兼任等3名
NIPPONKOA Insurance Company (Europe) Limited	英国ロンドン	20,000千 英ポンド	損害保険事業	100.00	当社は再保険取引を行っております。 役員の兼任等4名
NIPPONKOA Insurance Company (Asia) Limited	中国香港	50,000千 香港ドル	損害保険事業	90.00	当社は再保険取引を行っております。 役員の兼任等3名
NIPPONKOA Management Services (Europe) Limited	英国ロンドン	10千 英ポンド	損害保険事業	100.00 (100.00)	欧州地域における当社グループの損害保険関連受託業務を行っております。 役員の兼任等3名
(持分法適用の関連会社) 該当ありません。					
(その他の関係会社) 該当ありません。					

(注) 1 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2 特定子会社に該当いたします。

3 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合の内数を記載しております。

4 平成21年8月に中国現地法人を開業したことにより、以下の会社が新たに連結子会社となりました。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) NIPPONKOA Insurance Company (China) Limited	中国深セン	200,000千 人民元	損害保険事業	100.00	当社は再保険取引を行っております。 役員の兼任等5名

提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団との関係

ア 資本関係

本移転計画により、損保ジャパンおよび日本興亜損保は、当社の完全子会社となる予定です。前記の「提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

イ 役員の兼任関係

当社役員に就任予定の損保ジャパンおよび日本興亜損保の役員については、前記 のアの「提出会社の概要」の記載をご参照ください。なお、当社設立時の損保ジャパンおよび日本興亜損保の役員の兼任関係については未定です。

ウ 取引関係

当社の完全子会社となる損保ジャパンおよび日本興亜損保と関係会社の取引関係は、前記 のイの「提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

2 【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3 【組織再編成に係る契約】

(1) 組織再編成に係る契約の内容の概要

損保ジャパンと日本興亜損保は、両社の株主総会による承認および関係官庁による許認可等を前提として、平成22年4月1日(予定)に当社を株式移転設立完全親会社、損保ジャパンと日本興亜損保を株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画を平成21年10月30日の両社取締役会において作成しました。

(2) 株式移転計画の内容

株式移転計画書

株式会社損害保険ジャパン（以下「甲」という。）と日本興亜損害保険株式会社（以下「乙」という。）は、共同株式移転の方法による株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条（株式移転）

本計画の定めるところに従い、甲および乙は、共同株式移転の方法により、新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下「丙」という。）の設立の日（第7条に定義する。以下同じ。）において、甲および乙の発行済株式の全部を丙に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うものとする。

第2条（丙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1 丙の目的、商号、本店の所在地および発行可能株式総数は以下のとおりとする。

（1）目的

丙は、次の事業を営むことを目的とする。

損害保険会社、生命保険会社その他の保険業法の規定により子会社等とした会社の経営管理

その他 の業務に附帯する業務

(2) 商号

丙の商号は、「N K S Jホールディングス株式会社」とし、英文では「NKSJ Holdings, Inc.」と表示する。

(3) 本店の所在地および所在場所

丙の本店の所在地は、東京都新宿区とし、本店の所在場所は、東京都新宿区西新宿一丁目26番1号とする。

(4) 発行可能株式総数

丙の発行可能株式総数は、50億株とする。

2 前項に掲げるもののほか、丙の定款で定める事項は別紙1の定款記載のとおりとする。

第3条（丙の設立時取締役および設立時監査役の氏名ならびに設立時会計監査人の名称）

1 丙の設立時取締役の氏名は次のとおりとする。

兵頭 誠

佐藤 正敏

弦間 明

勝俣 恒久

朝香 聖一

藤田 純孝

川端 和治

藤井 康秀

山口 雄一

ジョージ・オルコット

櫻田 謙悟

山口 裕之

2 丙の設立時監査役の氏名は次のとおりとする。

増田 宏一

保田 眞紀子

西川 元啓

角川 与宇

飯田 二郎

3 丙の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。

新日本有限責任監査法人

第4条（本株式移転に際して交付する株式の数の算定方法およびその割当）

1 丙は、本株式移転に際して、甲および乙の株主に対し、それぞれその所有する普通株式に代わり、() 甲が丙の設立の日の前日現在発行している普通株式数の合計に1を乗じた数、および() 乙が丙の設立の日の前日現在発行している普通株式数の合計に0.9を乗じた数の合計数と同数の丙の普通株式を交付する。なお、() の計算の結果1株に満たない端数が生じる場合には、会社法第234条その他関係法令の規定に従い処理するものとする。

2 丙は、本株式移転に際して、丙の設立の日の前日の最終の甲および乙の株主名簿にそれぞれ記録された甲および乙の株主に対し（ただし、会社法第806条の規定に基づきその有する株式の買取を請求する甲または乙の株主については、当該株主に代えて、甲の株式については甲が、乙の株式については乙が株主として記録されているものとみなす。）、その所有する甲の普通株式1株につき、丙の普通株式1株の割合をもって割り当て、その所有する乙の普通株式1株につき、丙の普通株式0.9株の割合をもって割り当てる。なお、乙の株主に交付しなければならない丙の普通株式の数に1株に満たない端数が生じる場合には、会社法第234条その他関係法令の規定に従い処理するものとする。

第5条（丙の資本金および準備金の額に関する事項）

丙の設立の日における丙の資本金および準備金の額は次のとおりとする。

（1）資本金の額

1,000億円

（2）資本準備金の額

250億円

（3）利益準備金の額

0円

第6条（本株式移転に際して交付する新株予約権およびその割当）

1（1）丙は、本株式移転に際して、以下の表第1欄の から までに掲げる甲が発行している新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代わり、それぞれ、丙の設立の日の前日終了時点における当該新株予約権の総数と同数の、以下の表第2欄の から までに掲げる丙の新株予約権を交付する。ただし、第1欄の から までに掲げる新株予約権について、平成21年10月1日以降丙の設立の日の前日までに、新株予約権の全部または一部が行使その他の事情により消滅した場合には、それぞれ個数欄に記載した数から当該消滅した新株予約権の数を減じるものとする。

	第1欄			第2欄	
	名称	内容	個数	名称	内容
	株式会社損害保険ジャパン 第1回新株予約権	別紙2 記載	135個	N K S J ホールディングス株式会社 第1回新株予約権	別紙3 記載
	株式会社損害保険ジャパン 第2回新株予約権	別紙4 記載	10個	N K S J ホールディングス株式会社 第2回新株予約権	別紙5 記載
	株式会社損害保険ジャパン 第4回新株予約権	別紙6 記載	40個	N K S J ホールディングス株式会社 第3回新株予約権	別紙7 記載
	株式会社損害保険ジャパン 第5回新株予約権	別紙8 記載	30個	N K S J ホールディングス株式会社 第4回新株予約権	別紙9 記載
	株式会社損害保険ジャパン 第6回新株予約権	別紙10 記載	105個	N K S J ホールディングス株式会社 第5回新株予約権	別紙11 記載
	株式会社損害保険ジャパン 第7回新株予約権	別紙12 記載	145個	N K S J ホールディングス株式会社 第6回新株予約権	別紙13 記載
	株式会社損害保険ジャパン 第8回新株予約権	別紙14 記載	290個	N K S J ホールディングス株式会社 第7回新株予約権	別紙15 記載

株式会社損害保険ジャパン 第9回新株予約権	別紙16 記載	282個	N K S J ホールディングス株式会社 第8回新株予約権	別紙17 記載
株式会社損害保険ジャパン 第10回新株予約権	別紙18 記載	363個	N K S J ホールディングス株式会社 第9回新株予約権	別紙19 記載
株式会社損害保険ジャパン 第11回新株予約権	別紙20 記載	365個	N K S J ホールディングス株式会社 第10回新株予約権	別紙21 記載
株式会社損害保険ジャパン 第12回新株予約権	別紙22 記載	324個	N K S J ホールディングス株式会社 第11回新株予約権	別紙23 記載
株式会社損害保険ジャパン 第13回新株予約権	別紙24 記載	316個	N K S J ホールディングス株式会社 第12回新株予約権	別紙25 記載
株式会社損害保険ジャパン 第14回新株予約権	別紙26 記載	403個	N K S J ホールディングス株式会社 第13回新株予約権	別紙27 記載
株式会社損害保険ジャパン 第15回新株予約権	別紙28 記載	382個	N K S J ホールディングス株式会社 第14回新株予約権	別紙29 記載
株式会社損害保険ジャパン 第16回新株予約権	別紙30 記載	2,973個	N K S J ホールディングス株式会社 第15回新株予約権	別紙31 記載
株式会社損害保険ジャパン 第17回新株予約権	別紙32 記載	7,471個	N K S J ホールディングス株式会社 第16回新株予約権	別紙33 記載

(2) 丙は、本株式移転に際して、以下の表第1欄の から までに掲げる乙が発行している新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代わり、それぞれ、丙の設立の日の前日終了時点における当該新株予約権の総数と同数の、表第2欄の から までに掲げる丙の新株予約権を交付する。ただし、第1欄の から までに掲げる新株予約権については平成21年10月1日以降丙の設立の日の前日までに、第1欄の に掲げる新株予約権については平成21年10月8日以降丙の設立の日の前日までに、新株予約権の全部または一部が行使その他の事情により消滅した場合には、それぞれ個数欄に記載した数から当該消滅した新株予約権の数を減じるものとする。

第1欄			第2欄		
名称	内容	個数	名称	内容	
日本興亜損害保険株式会社 2005年3月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙34 および 別紙46 記載	236個	N K S J ホールディングス株式会社 第17回新株予約権	別紙35 および 別紙47 記載	
日本興亜損害保険株式会社 2006年3月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙36 および 別紙46 記載	255個	N K S J ホールディングス株式会社 第18回新株予約権	別紙37 および 別紙47 記載	
日本興亜損害保険株式会社 2007年3月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙38 および 別紙48 記載	131個	N K S J ホールディングス株式会社 第19回新株予約権	別紙39 および 別紙49 記載	
日本興亜損害保険株式会社 2008年3月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙40 および 別紙48 記載	144個	N K S J ホールディングス株式会社 第20回新株予約権	別紙41 および 別紙49 記載	

日本興亜損害保険株式会社 2009年3月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙42 および 別紙48 記載	289個	NK S Jホールディングス株式会社 第21回新株予約権	別紙43 および 別紙49 記載
日本興亜損害保険株式会社 2009年10月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙44 および 別紙48 記載	408個	NK S Jホールディングス株式会社 第22回新株予約権	別紙45 および 別紙49 記載

2 (1) 丙は、本株式移転に際し、丙の設立の日の前日の最終の甲の新株予約権原簿に記載または記録された甲の新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する前項第1号の表第1欄 から までに掲げる新株予約権1個につき、それぞれ、同号の表第2欄 から までに掲げる新株予約権1個を割り当てる。

(2) 丙は、本株式移転に際し、丙の設立の日の前日の最終の乙の新株予約権原簿に記載または記録された乙の新株予約権の新株予約権者に対し、その保有する前項第2号の表第1欄 から までに掲げる新株予約権1個につき、それぞれ、同号の表第2欄 から までに掲げる新株予約権1個を割り当てる。

第7条（丙の設立の日）

丙の設立の登記をすべき日（本計画において「丙の設立の日」という。）は、平成22年4月1日とする。ただし、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第8条（本計画承認株主総会）

- 1 甲は、平成21年12月22日を開催日として臨時株主総会を招集し、本計画の承認および本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
- 2 乙は、平成21年12月22日を開催日として臨時株主総会を招集し、本計画の承認および本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
- 3 本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議のうえ、前二項に定める臨時株主総会の開催日を変更することができる。

第9条（株式上場、株主名簿管理人）

- 1 丙は、丙の設立の日において、その発行する株式の東京証券取引所、大阪証券取引所への上場を予定する。
- 2 丙の株主名簿管理人は、以下のとおりとする。
東京都中央区日本橋兜町14番9号
株式会社だいこう証券ビジネス 東京支社
(本店 大阪府大阪市中央区北浜二丁目4番6号)

第10条（剰余金の配当）

- 1 甲は、平成22年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対して、1株当たり20円および総額197億円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
- 2 乙は、平成22年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対して、1株当たり8円および総額61億円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
- 3 甲および乙は、前二項に定める場合を除き、本計画作成後丙の設立の日までの間、丙の設立の日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない。

第11条（会社財産の管理等）

甲および乙は、本計画作成後丙の設立の日に至るまで、それぞれ善良な管理者の注意をもって自らの業務の執行ならびに財産の管理および運営を行うものとし、甲および乙は、それぞれの財産または権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、事前に相手方に通知のうえ、これを行う。

第12条（本計画の効力）

本計画は、第8条に定める甲または乙の株主総会のいずれかにおいて、本計画の承認および本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合もしくは国内外の法令に定める関係官庁の許認可等（関係官庁に対する届出の効力発生等を含む。）が得られなかった場合、または本株式移転に関し甲乙間で締結した平成21年10月30日付経営統合に関する契約書が解除され、もしくは失効した場合には、その効力を失うものとする。

第13条（株式移転条件の変更および本株式移転の中止もしくは解除）

本計画の作成後丙の設立の日に至るまでの間において、甲または乙の財産状態もしくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じもしくは明らかとなった場合、その他本計画の目的の達成が困難となった場合は、甲乙協議のうえ、本株式移転の条件その他本計画の内容を変更し、または本株式移転を中止もしくは解除することができる。

第14条（協議事項）

本計画に定める事項のほか、本計画に定めがない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本計画の趣旨に従い、甲乙協議のうえ定める。

別紙 1

N K S Jホールディングス株式会社 定款

第1章 総則

（商号）

第1条 当社は、N K S Jホールディングス株式会社と称する。

2 英文では、NKSJ Holdings, Inc. と表示する。

（目的）

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- （1）損害保険会社、生命保険会社その他の保険業法の規定により子会社等とした会社の経営管理
- （2）その他前号の業務に附帯する業務

（本店の所在地）

第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。

（機関）

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- （1）取締役会
- （2）監査役
- （3）監査役会
- （4）会計監査人

（公告方法）

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

（発行可能株式総数）

第6条 当社の発行可能株式総数は、50億株とする。

（自己の株式の取得）

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。

（単元未満株式についての権利）

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増請求)

第10条 当会社の株主は、取締役会の決議によって定める株式取扱規則（以下「株式取扱規則」という。）の定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当会社の株式に関する取扱いおよび株主の権利行使に際しての手続きについては、法令またはこの定款のほか、株式取扱規則の定めるところによる。

第 3 章 株主総会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時招集する。

(株主総会の基準日)

第14条 当会社は、毎年 3 月31日の最終の株主名簿に記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することのできる株主とする。

- 2 臨時株主総会における議決権に係る基準日は、取締役会の決議によって定め、当該基準日の 2 週間前までに公告する。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、その議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところによりインターネットを利用する方法で開示することができる。この場合において、当社は、当該情報を株主に対して提供したものとして取り扱う。

（決議の方法）

第17条 株主総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

（議決権の代理行使）

第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

（員数）

第19条 当社の取締役は、15名以内とする。

（選任方法）

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任期）

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役会長および取締役社長各1名を選定することができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2 取締役社長に支障があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、その議長となる。

（取締役会の招集）

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の方法）

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 当社は、会社法第370条に定める要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとして取り扱う。

（取締役会規則）

第26条 取締役会の運営については、法令またはこの定款のほか、取締役会の決議によって定める取締役会規則の定めるところによる。

（報酬等）

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

（社外取締役との責任限定契約）

第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。この場合において、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

（員数）

第30条 当社の監査役は、7名以内とする。

（選任方法）

第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任期）

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（監査役会の招集）

第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議の方法）

第34条 監査役会の決議は、監査役の過半数をもって行う。

2 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会規則）

第35条 監査役会の運営については、法令またはこの定款のほか、監査役会の決議によって定める監査役会規則の定めるところによる。

（報酬等）

第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

（社外監査役との責任限定契約）

第38条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。この場合において、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計算

（事業年度）

第39条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

（剰余金の配当）

第40条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に支払う。

（中間配当）

第41条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定による剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間等）

第42条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

2 剰余金の配当には利息をつけない。

附 則

（最初の事業年度）

第1条 当社の最初の事業年度は、第39条の規定にかかわらず、当社の設立の日から平成23年3月31日までとする。

（最初の取締役および監査役の報酬等）

第2条 当社の最初の取締役に対する、当社の設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役の報酬等のうち金銭で支給するものの額（以下「当初金銭報酬」という。）は、第27条の規定にかかわらず、年額4億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とする。

2 当社の最初の監査役に対する当初金銭報酬は、第36条の規定にかかわらず、年額1億1,000万円以内とする。

3 当社の最初の取締役（社外取締役を除く。）に対する、当社の設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役の報酬等のうち株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額は、第27条および本条第1項の規定にかかわらず、年額1億円以内とし、その内容は次のとおりとする。

（1）新株予約権の目的である株式の種類および数

当社は普通株式25万株を1年間に発行する新株予約権の目的となる株式の数の上限とする。なお、当社が、当社の普通株式につき、株式分割（当社の普通株式の株式無償割当を含む。）または株式併合を行うことにより、目的となる株式の数を調整することが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の総数

2,500個を1年間に発行する新株予約権の上限とする。なお、新株予約権1個あたりの目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行うものとする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

各新株予約権を割り当てる日の翌日から25年以内とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当会社取締役会の承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、上記(4)の期間内において、当会社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り新株予約権を行使することができるものとするなど、新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項等を決議する当会社取締役会において定める。

第3条 本附則は、最初の定時株主総会終結の時をもって削除されるものとする。

別紙2

株式会社損害保険ジャパン第1回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社損害保険ジャパン第1回新株予約権

2. 新株予約権の目的たる株式の種類および数

株式会社損害保険ジャパン(以下「当社」という。)の普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数は1,000株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

3. 各新株予約権の発行価額

無償

4. 各新株予約権の発行日

平成14年8月1日

5. 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

金77万7,000円

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{(\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額})}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

前記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前の時価」を「処分前の時価」にそれぞれ読み替えるものとする。

6. 新株予約権を行使することができる期間

平成16年6月28日から平成24年6月27日まで

7. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内（ただし、権利行使期間の末日までとする。）に限り、後記（5）に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内（ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内）に限り、後記（5）に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人（ただし、配偶者に限る。）が権利を行使することができる。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができない。
- (4) 新株予約権の割当数が10個の者は、行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が1,200万円を超過することになる行使はできないものとする。
- (5) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

8. 会社が新株予約権を消却することができる事由および消却の条件(会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件)

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は、無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使する前に、当社取締役または執行役員としてのいずれの地位も失ったときは、前記7.(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、当該新株予約権については、無償で取得することができる。

9. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

10. 新株予約権証券の発行

新株予約権者の請求あるときに限り、新株予約権証券を発行する。

11. 新株予約権の行使により発行する新株の発行価額中資本に組入れない額

金38万8,000円

12. その他

その他、発行日以降、当社が、他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、株式交換または株式移転を行う場合、または会社分割を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、合理的な範囲で、新株予約権の目的なる株式数、払込価額、行使価額、権利行使期間その他について、必要と認める調整を行い、また権利行使を制限し、未行使の権利を失効させることができるものとする。

別紙3

N K S Jホールディングス株式会社第1回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

N K S Jホールディングス株式会社第1回新株予約権

2. 新株予約権の目的たる株式の種類および数またはその算定方法

N K S Jホールディングス株式会社(以下「当社」という。)の普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数は1,000株とする。

なお、当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

3. 募集新株予約権の払込金額もしくはその算定方法または払込を要しないとする旨

無償

4. 新株予約権を割り当てる日

平成22年4月1日

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

金77万7,000円

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{(\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額})}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

前記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前の時価」を「処分前の時価」にそれぞれ読み替えるものとする。

6. 新株予約権を行使することができる期間

平成22年4月1日から平成24年6月27日まで

7. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者が株式会社損害保険ジャパンの取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内（ただし、権利行使期間の末日までとする。）に限り、権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内（ただし、株式会社損害保険ジャパンの取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内）に限り、相続人（ただし、配偶者に限る。）が権利を行使することができる。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができない。
- (4) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

8. 会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

下記(1)～(5)の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

11. 組織再編成における新株予約権の消滅および再編成対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (2) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記 2 . に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記 5 . で定められる財産の価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整して得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記 6 . に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 6 . に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記 10 . に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡するには再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件
上記 8 . に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記 7 . に準じて決定する。

12. 新株予約権を行使した際に生じる 1 株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

別紙 4

株式会社損害保険ジャパン第 2 回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社損害保険ジャパン第 2 回新株予約権

2. 新株予約権の目的たる株式の種類および数

株式会社損害保険ジャパン（以下「当社」という。）の普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数は 1,000株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

3．各新株予約権の発行価額

無償

4．各新株予約権の発行日

平成14年11月1日

5．各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

金71万2,000円

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{(\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額})}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

前記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前の時価」を「処分前の時価」にそれぞれ読み替えるものとする。

6．新株予約権を行使することができる期間

平成16年6月28日から平成24年6月27日まで

7．新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内（ただし、権利行使期間の末日までとする。）に限り、後記（5）に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内（ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内）に限り、後記（5）に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人（ただし、配偶者に限る。）が権利を行使することができる。

- (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができない。
- (4) 新株予約権の割当を受けた者は、行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が1,200万円を超過することになる行使はできないものとする。
- (5) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
8. 会社が新株予約権を消却することができる事由および消却の条件（会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件）
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は、無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使する前に、当社取締役または執行役員としてのいずれの地位も失ったときは、前記7.(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、当該新株予約権については、無償で取得することができる。
9. 新株予約権の譲渡制限
- 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
10. 新株予約権証券の発行
- 新株予約権者の請求あるときに限り、新株予約権証券を発行する。
11. 新株予約権の行使により発行する新株の発行価額中資本に組入れない額
- 金35万6,000円
12. その他
- その他、発行日以降、当社が、他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、株式交換または株式移転を行う場合、または会社分割を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、合理的な範囲で、新株予約権の目的なる株式数、払込価額、行使価額、権利行使期間その他について、必要と認める調整を行い、また権利行使を制限し、未行使の権利を失効させることができるものとする。

別紙 5

N K S Jホールディングス株式会社第2回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

N K S Jホールディングス株式会社第2回新株予約権

2. 新株予約権の目的たる株式の種類および数またはその算定方法

N K S Jホールディングス株式会社（以下「当社」という。）の普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数は1,000株とする。

なお、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

3. 募集新株予約権の払込金額もしくはその算定方法または払込を要しないとする旨

無償

4. 新株予約権を割り当てる日

平成22年4月1日

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

金71万2,000円

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{(\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額})}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

前記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前の時価」を「処分前の時価」にそれぞれ読み替えるものとする。

6. 新株予約権を行使することができる期間

平成22年4月1日から平成24年6月27日まで

7. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者が株式会社損害保険ジャパンの取締役または執行役員いずれの地位も失った場合は、その日から5年以内（ただし、権利行使期間の末日までとする。）に限り、権利を行使することができる。

- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内(ただし、株式会社損害保険ジャパンの取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内)に限り、相続人(ただし、配偶者に限る。)が権利を行使することができる。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができない。
- (4) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

8. 会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

下記(1)~(5)の議案につき、当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

11. 組織再編成における新株予約権の消滅および再編成対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記5. で定められる財産の価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整して得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記6. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記6. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記10. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するには再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

(8) 会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

上記8. に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記7. に準じて決定する。

12. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

[次へ](#)

株式会社損害保険ジャパン第4回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社損害保険ジャパン第4回新株予約権

2. 新株予約権の目的たる株式の種類および数

株式会社損害保険ジャパン（以下「当社」という。）の普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数は1,000株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

3. 各新株予約権の発行価額

無償

4. 各新株予約権の発行日

平成15年5月1日

5. 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

金58万1,000円

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{(\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額})}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

前記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前の時価」を「処分前の時価」にそれぞれ読み替えるものとする。

6．新株予約権を行使することができる期間

平成16年6月28日から平成24年6月27日まで

7．新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内（ただし、権利行使期間の末日までとする。）に限り、後記（5）に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内（ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内）に限り、後記（5）に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人（ただし、配偶者に限る。）が権利を行使することができる。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができない。
- (4) 新株予約権の割当数が10個の者は、行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が1,200万円を超過することになる行使はできないものとする。
- (5) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

8．会社が新株予約権を消却することができる事由および消却の条件（会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件）

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は、無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使する前に、当社取締役または執行役員としてのいずれの地位も失ったときは、前記7．（5）に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、当該新株予約権については、無償で取得することができる。

9．新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

10．新株予約権証券の発行

新株予約権者の請求あるときに限り、新株予約権証券を発行する。

11．新株予約権の行使により発行する新株の発行価額中資本に組入れない額

金29万円

12．その他

その他、発行日以降、当社が、他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、株式交換または株式移転を行う場合、または会社分割を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、合理的な範囲で、新株予約権の目的なる株式数、払込価額、行使価額、権利行使期間その他について、必要と認める調整を行い、また権利行使を制限し、未行使の権利を失効させることができるものとする。

NK S Jホールディングス株式会社第3回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

NK S Jホールディングス株式会社第3回新株予約権

2. 新株予約権の目的たる株式の種類および数またはその算定方法

NK S Jホールディングス株式会社(以下「当社」という。)の普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数は1,000株とする。

なお、当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

3. 募集新株予約権の払込金額もしくはその算定方法または払込を要しないとする旨

無償

4. 新株予約権を割り当てる日

平成22年4月1日

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

金58万1,000円

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{(\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額})}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

前記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前の時価」を「処分前の時価」にそれぞれ読み替えるものとする。

6．新株予約権を行使することができる期間

平成22年4月1日から平成24年6月27日まで

7．新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者が株式会社損害保険ジャパンの取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内（ただし、権利行使期間の末日までとする。）に限り、権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内（ただし、株式会社損害保険ジャパンの取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内）に限り、相続人（ただし、配偶者に限る。）が権利を行使することができる。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができない。
- (4) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

8．会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

下記(1)～(5)の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9．譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

10．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

11. 組織再編成における新株予約権の消滅および再編成対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記5. で定められる財産の価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整して得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記6. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記6. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記10. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するには再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

(8) 会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

上記8. に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記7. に準じて決定する。

12. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

株式会社損害保険ジャパン第5回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社損害保険ジャパン第5回新株予約権

2. 新株予約権の目的たる株式の種類および数

株式会社損害保険ジャパン（以下「当社」という。）の普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数は1,000株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

3. 各新株予約権の発行価額

無償

4. 各新株予約権の発行日

平成15年6月1日

5. 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

金57万4,000円

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{(\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額})}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

前記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前の時価」を「処分前の時価」にそれぞれ読み替えるものとする。

6．新株予約権を行使することができる期間

平成16年6月28日から平成24年6月27日まで

7．新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内（ただし、権利行使期間の末日までとする。）に限り、後記（5）に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内（ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内）に限り、後記（5）に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人（ただし、配偶者に限る。）が権利を行使することができる。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができない。
- (4) 新株予約権の割当数が10個の者は、行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が1,200万円を超過することになる行使はできないものとする。
- (5) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

8．会社が新株予約権を消却することができる事由および消却の条件（会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件）

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は、無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使する前に、当社取締役または執行役員としてのいずれの地位も失ったときは、前記7．（5）に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、当該新株予約権については、無償で取得することができる。

9．新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

10．新株予約権証券の発行

新株予約権者の請求あるときに限り、新株予約権証券を発行する。

11．新株予約権の行使により発行する新株の発行価額中資本に組入れない額

金28万7,000円

12．その他

その他、発行日以降、当社が、他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、株式交換または株式移転を行う場合、または会社分割を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、合理的な範囲で、新株予約権の目的なる株式数、払込価額、行使価額、権利行使期間その他について、必要と認める調整を行い、また権利行使を制限し、未行使の権利を失効させることができるものとする。

NK S Jホールディングス株式会社第4回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

NK S Jホールディングス株式会社第4回新株予約権

2. 新株予約権の目的たる株式の種類および数またはその算定方法

NK S Jホールディングス株式会社(以下「当社」という。)の普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数は1,000株とする。

なお、当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

3. 募集新株予約権の払込金額もしくはその算定方法または払込を要しないとする旨

無償

4. 新株予約権を割り当てる日

平成22年4月1日

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

金57万4,000円

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{(\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額})}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

前記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前の時価」を「処分前の時価」にそれぞれ読み替えるものとする。

6．新株予約権を行使することができる期間

平成22年4月1日から平成24年6月27日まで

7．新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者が株式会社損害保険ジャパンの取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内（ただし、権利行使期間の末日までとする。）に限り、権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内（ただし、株式会社損害保険ジャパンの取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内）に限り、相続人（ただし、配偶者に限る。）が権利を行使することができる。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができない。
- (4) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

8．会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

下記(1)～(5)の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9．譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

10．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

11. 組織再編成における新株予約権の消滅および再編成対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記5. で定められる財産の価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整して得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記6. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記6. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記10. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するには再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

(8) 会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

上記8. に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記7. に準じて決定する。

12. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

株式会社損害保険ジャパン第6回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社損害保険ジャパン第6回新株予約権

2. 新株予約権の目的たる株式の種類および数

株式会社損害保険ジャパン（以下「当社」という。）の普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数は1,000株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

3. 各新株予約権の発行価額

無償

4. 各新株予約権の発行日

平成15年8月1日

5. 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

金73万5,000円

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{(\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額})}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

前記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前の時価」を「処分前の時価」にそれぞれ読み替えるものとする。

6．新株予約権を行使することができる期間

平成17年6月28日から平成25年6月27日まで

7．新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内（ただし、権利行使期間の末日までとする。）に限り、後記（5）に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内（ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内）に限り、後記（5）に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人（ただし、配偶者に限る。）が権利を行使することができる。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができない。
- (4) 新株予約権の割当数が5個の者は、行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が1,200万円を超過することになる行使はできないものとする。
- (5) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

8．会社が新株予約権を消却することができる事由および消却の条件（会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件）

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は、無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使する前に、当社取締役または執行役員としてのいずれの地位も失ったときは、前記7．（5）に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、当該新株予約権については、無償で取得することができる。

9．新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

10．新株予約権証券の発行

新株予約権者の請求あるときに限り、新株予約権証券を発行する。

11．新株予約権の行使により発行する新株の発行価額中資本に組入れない額

金36万7,000円

12．その他

その他、発行日以降、当社が、他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、株式交換または株式移転を行う場合、または会社分割を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、合理的な範囲で、新株予約権の目的なる株式数、払込価額、行使価額、権利行使期間その他について、必要と認める調整を行い、また権利行使を制限し、未行使の権利を失効させることができるものとする。

N K S Jホールディングス株式会社第5回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

N K S Jホールディングス株式会社第5回新株予約権

2. 新株予約権の目的たる株式の種類および数またはその算定方法

N K S Jホールディングス株式会社（以下「当社」という。）の普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数は1,000株とする。

なお、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

3. 募集新株予約権の払込金額もしくはその算定方法または払込を要しないとする旨

無償

4. 新株予約権を割り当てる日

平成22年4月1日

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

金73万5,000円

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{(\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額})}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

前記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前の時価」を「処分前の時価」にそれぞれ読み替えるものとする。

6．新株予約権を行使することができる期間

平成22年4月1日から平成25年6月27日まで

7．新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者が株式会社損害保険ジャパンの取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内（ただし、権利行使期間の末日までとする。）に限り、権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内（ただし、株式会社損害保険ジャパンの取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内）に限り、相続人（ただし、配偶者に限る。）が権利を行使することができる。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができない。
- (4) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

8．会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

下記(1)～(5)の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9．譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

10．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

11. 組織再編成における新株予約権の消滅および再編成対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記5. で定められる財産の価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整して得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記6. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記6. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記10. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するには再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

(8) 会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

上記8. に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記7. に準じて決定する。

12. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

株式会社損害保険ジャパン第7回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社損害保険ジャパン第7回新株予約権

2. 新株予約権の目的たる株式の種類および数

株式会社損害保険ジャパン（以下「当社」という。）の普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数は1,000株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

3. 各新株予約権の発行価額

無償

4. 各新株予約権の発行日

平成16年2月2日

5. 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

金90万1,000円

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{(\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額})}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

前記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前の時価」を「処分前の時価」にそれぞれ読み替えるものとする。

6．新株予約権を行使することができる期間

平成17年6月28日から平成25年6月27日まで

7．新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内（ただし、権利行使期間の末日までとする。）に限り、後記（5）に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内（ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内）に限り、後記（5）に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人（ただし、配偶者に限る。）が権利を行使することができる。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができない。
- (4) 新株予約権の割当数が5個の者は、行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が1,200万円を超過することになる行使はできないものとする。
- (5) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

8．会社が新株予約権を消却することができる事由および消却の条件（会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件）

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は、無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使する前に、当社取締役または執行役員としてのいずれの地位も失ったときは、前記7．（5）に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、当該新株予約権については、無償で取得することができる。

9．新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

10．新株予約権証券の発行

新株予約権者の請求あるときに限り、新株予約権証券を発行する。

11．新株予約権の行使により発行する新株の発行価額中資本に組入れない額

金45万円

12．その他

その他、発行日以降、当社が、他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、株式交換または株式移転を行う場合、または会社分割を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、合理的な範囲で、新株予約権の目的なる株式数、払込価額、行使価額、権利行使期間その他について、必要と認める調整を行い、また権利行使を制限し、未行使の権利を失効させることができるものとする。

N K S Jホールディングス株式会社第6回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

N K S Jホールディングス株式会社第6回新株予約権

2. 新株予約権の目的たる株式の種類および数またはその算定方法

N K S Jホールディングス株式会社（以下「当社」という。）の普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数は1,000株とする。

なお、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

3. 募集新株予約権の払込金額もしくはその算定方法または払込を要しないとする旨

無償

4. 新株予約権を割り当てる日

平成22年4月1日

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

金90万1,000円

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{(\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額})}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

前記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前の時価」を「処分前の時価」にそれぞれ読み替えるものとする。

6．新株予約権を行使することができる期間

平成22年4月1日から平成25年6月27日まで

7．新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者が株式会社損害保険ジャパンの取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内（ただし、権利行使期間の末日までとする。）に限り、権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内（ただし、株式会社損害保険ジャパンの取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内）に限り、相続人（ただし、配偶者に限る。）が権利を行使することができる。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができない。
- (4) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

8．会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

下記(1)～(5)の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9．譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

10．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

11. 組織再編成における新株予約権の消滅および再編成対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記5. で定められる財産の価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整して得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記6. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記6. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記10. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するには再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

(8) 会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

上記8. に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記7. に準じて決定する。

12. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

株式会社損害保険ジャパン第8回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社損害保険ジャパン第8回新株予約権

2. 新株予約権の目的たる株式の種類および数

株式会社損害保険ジャパン（以下「当社」という。）の普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数は1,000株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

3. 各新株予約権の発行価額

無償

4. 各新株予約権の発行日

平成16年8月2日

5. 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

金116万7,000円

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{(\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額})}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

前記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前の時価」を「処分前の時価」にそれぞれ読み替えるものとする。

6．新株予約権を行使することができる期間

平成18年6月30日から平成26年6月29日まで

7．新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内（ただし、権利行使期間の末日までとする。）に限り、後記（5）に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内（ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内）に限り、後記（5）に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人（ただし、配偶者に限る。）が権利を行使することができる。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができない。
- (4) 新株予約権の割当数が5個の者は、行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が1,200万円を超過することになる行使はできないものとする。
- (5) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

8．会社が新株予約権を消却することができる事由および消却の条件（会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件）

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は、無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使する前に、当社取締役または執行役員としてのいずれの地位も失ったときは、前記7．（5）に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、当該新株予約権については、無償で取得することができる。

9．新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

10．新株予約権証券の発行

新株予約権者の請求あるときに限り、新株予約権証券を発行する。

11．新株予約権の行使により発行する新株の発行価額中資本に組入れない額

金58万3,000円

12．その他

その他、発行日以降、当社が、他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、株式交換または株式移転を行う場合、または会社分割を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、合理的な範囲で、新株予約権の目的なる株式数、払込価額、行使価額、権利行使期間その他について、必要と認める調整を行い、また権利行使を制限し、未行使の権利を失効させることができるものとする。

N K S Jホールディングス株式会社第7回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

N K S Jホールディングス株式会社第7回新株予約権

2. 新株予約権の目的たる株式の種類および数またはその算定方法

N K S Jホールディングス株式会社（以下「当社」という。）の普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数は1,000株とする。

なお、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

3. 募集新株予約権の払込金額もしくはその算定方法または払込を要しないとする旨

無償

4. 新株予約権を割り当てる日

平成22年4月1日

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

金116万7,000円

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{(\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額})}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

前記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前の時価」を「処分前の時価」にそれぞれ読み替えるものとする。

6．新株予約権を行使することができる期間

平成22年4月1日から平成26年6月29日まで

7．新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者が株式会社損害保険ジャパンの取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内（ただし、権利行使期間の末日までとする。）に限り、権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内（ただし、株式会社損害保険ジャパンの取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内）に限り、相続人（ただし、配偶者に限る。）が権利を行使することができる。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができない。
- (4) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

8．会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

下記(1)～(5)の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9．譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

10．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

11. 組織再編成における新株予約権の消滅および再編成対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記5. で定められる財産の価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整して得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記6. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記6. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記10. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するには再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

(8) 会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

上記8. に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記7. に準じて決定する。

12. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

株式会社損害保険ジャパン第9回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社損害保険ジャパン第9回新株予約権

2. 新株予約権の目的たる株式の種類および数

株式会社損害保険ジャパン（以下「当社」という。）の普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数は1,000株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

3. 各新株予約権の発行価額

無償

4. 各新株予約権の発行日

平成17年2月1日

5. 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

金108万2,000円

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{(\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額})}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

前記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前の時価」を「処分前の時価」にそれぞれ読み替えるものとする。

6．新株予約権を行使することができる期間

平成18年6月30日から平成26年6月29日まで

7．新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内（ただし、権利行使期間の末日までとする。）に限り、後記（5）に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内（ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内）に限り、後記（5）に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人（ただし、配偶者に限る。）が権利を行使することができる。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができない。
- (4) 新株予約権の割当数が5個の者は、行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が1,200万円を超過することになる行使はできないものとする。
- (5) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

8．会社が新株予約権を消却することができる事由および消却の条件（会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件）

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は、無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使する前に、当社取締役または執行役員としてのいずれの地位も失ったときは、前記7．（5）に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、当該新株予約権については、無償で取得することができる。

9．新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

10．新株予約権証券の発行

新株予約権者の請求あるときに限り、新株予約権証券を発行する。

11．新株予約権の行使により発行する新株の発行価額中資本に組入れない額

金54万1,000円

12．その他

その他、発行日以降、当社が、他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、株式交換または株式移転を行う場合、または会社分割を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、合理的な範囲で、新株予約権の目的なる株式数、払込価額、行使価額、権利行使期間その他について、必要と認める調整を行い、また権利行使を制限し、未行使の権利を失効させることができるものとする。

N K S Jホールディングス株式会社第8回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

N K S Jホールディングス株式会社第8回新株予約権

2. 新株予約権の目的たる株式の種類および数またはその算定方法

N K S Jホールディングス株式会社（以下「当社」という。）の普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数は1,000株とする。

なお、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

3. 募集新株予約権の払込金額もしくはその算定方法または払込を要しないとする旨

無償

4. 新株予約権を割り当てる日

平成22年4月1日

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

金108万2,000円

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{(\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額})}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

前記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前の時価」を「処分前の時価」にそれぞれ読み替えるものとする。

6．新株予約権を行使することができる期間

平成22年4月1日から平成26年6月29日まで

7．新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者が株式会社損害保険ジャパンの取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内（ただし、権利行使期間の末日までとする。）に限り、権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内（ただし、株式会社損害保険ジャパンの取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内）に限り、相続人（ただし、配偶者に限る。）が権利を行使することができる。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができない。
- (4) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

8．会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

下記(1)～(5)の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9．譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

10．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

11. 組織再編成における新株予約権の消滅および再編成対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記5. で定められる財産の価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整して得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記6. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記6. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記10. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するには再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

(8) 会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

上記8. に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記7. に準じて決定する。

12. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

株式会社損害保険ジャパン第10回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社損害保険ジャパン第10回新株予約権

2. 新株予約権の目的たる株式の種類および数

株式会社損害保険ジャパン（以下「当社」という。）の普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数は1,000株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

3. 各新株予約権の発行価額

無償

4. 各新株予約権の発行日

平成17年8月1日

5. 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

金114万8,000円

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{(\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額})}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

前記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前の時価」を「処分前の時価」にそれぞれ読み替えるものとする。

6．新株予約権を行使することができる期間

平成19年6月29日から平成27年6月28日まで

7．新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内（ただし、権利行使期間の末日までとする。）に限り、後記（4）に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内（ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内）に限り、後記（4）に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人（ただし、配偶者に限る。）が権利を行使することができる。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができない。
- (4) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

8．会社が新株予約権を消却することができる事由および消却の条件（会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件）

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は、無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使する前に、当社取締役または執行役員としてのいずれの地位も失ったときは、前記7．（4）に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、当該新株予約権については、無償で取得することができる。

9．新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

10．新株予約権証券の発行

新株予約権者の請求あるときに限り、新株予約権証券を発行する。

11．新株予約権の行使により発行する新株の発行価額中資本に組入れない額

金57万4,000円

12．その他

その他、発行日以降、当社が、他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、株式交換または株式移転を行う場合、または会社分割を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、合理的な範囲で、新株予約権の目的なる株式数、払込価額、行使価額、権利行使期間その他について、必要と認める調整を行い、また権利行使を制限し、未行使の権利を失効させることができるものとする。

N K S Jホールディングス株式会社第9回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

N K S Jホールディングス株式会社第9回新株予約権

2. 新株予約権の目的たる株式の種類および数またはその算定方法

N K S Jホールディングス株式会社（以下「当社」という。）の普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数は1,000株とする。

なお、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

3. 募集新株予約権の払込金額もしくはその算定方法または払込を要しないとする旨

無償

4. 新株予約権を割り当てる日

平成22年4月1日

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

金114万8,000円

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{(\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額})}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

前記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前の時価」を「処分前の時価」にそれぞれ読み替えるものとする。

6．新株予約権を行使することができる期間

平成22年4月1日から平成27年6月28日まで

7．新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者が株式会社損害保険ジャパンの取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内（ただし、権利行使期間の末日までとする。）に限り、権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内（ただし、株式会社損害保険ジャパンの取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内）に限り、相続人（ただし、配偶者に限る。）が権利を行使することができる。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができない。
- (4) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

8．会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

下記(1)～(5)の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9．譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

10．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

11. 組織再編成における新株予約権の消滅および再編成対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記5. で定められる財産の価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整して得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記6. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記6. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記10. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するには再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

(8) 会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

上記8. に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記7. に準じて決定する。

12. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

株式会社損害保険ジャパン第11回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社損害保険ジャパン第11回新株予約権

2. 新株予約権の目的たる株式の種類および数

株式会社損害保険ジャパン（以下「当社」という。）の普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数は1,000株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

3. 各新株予約権の発行価額

無償

4. 各新株予約権の発行日

平成18年2月1日

5. 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

金166万5,000円

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{(\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額})}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

前記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前の時価」を「処分前の時価」にそれぞれ読み替えるものとする。

6．新株予約権を行使することができる期間

平成19年6月29日から平成27年6月28日まで

7．新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内（ただし、権利行使期間の末日までとする。）に限り、後記（4）に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内（ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内）に限り、後記（4）に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人（ただし、配偶者に限る。）が権利を行使することができる。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができない。
- (4) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

8．会社が新株予約権を消却することができる事由および消却の条件（会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件）

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は、無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使する前に、当社取締役または執行役員としてのいずれの地位も失ったときは、前記7．（4）に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、当該新株予約権については、無償で取得することができる。

9．新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

10．新株予約権証券の発行

新株予約権者の請求あるときに限り、新株予約権証券を発行する。

11．新株予約権の行使により発行する新株の発行価額中資本に組入れない額

金83万2,000円

12．その他

その他、発行日以降、当社が、他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、株式交換または株式移転を行う場合、または会社分割を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、合理的な範囲で、新株予約権の目的なる株式数、払込価額、行使価額、権利行使期間その他について、必要と認める調整を行い、また権利行使を制限し、未行使の権利を失効させることができるものとする。

N K S Jホールディングス株式会社第10回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

N K S Jホールディングス株式会社第10回新株予約権

2. 新株予約権の目的たる株式の種類および数またはその算定方法

N K S Jホールディングス株式会社（以下「当社」という。）の普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数は1,000株とする。

なお、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

3. 募集新株予約権の払込金額もしくはその算定方法または払込を要しないとする旨

無償

4. 新株予約権を割り当てる日

平成22年4月1日

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

金166万5,000円

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{(\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額})}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

前記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前の時価」を「処分前の時価」にそれぞれ読み替えるものとする。

6．新株予約権を行使することができる期間

平成22年4月1日から平成27年6月28日まで

7．新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者が株式会社損害保険ジャパンの取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内（ただし、権利行使期間の末日までとする。）に限り、権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内（ただし、株式会社損害保険ジャパンの取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内）に限り、相続人（ただし、配偶者に限る。）が権利を行使することができる。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができない。
- (4) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

8．会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

下記(1)～(5)の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9．譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

10．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

11. 組織再編成における新株予約権の消滅および再編成対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記5. で定められる財産の価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整して得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記6. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記6. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記10. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するには再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

(8) 会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

上記8. に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記7. に準じて決定する。

12. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

[次へ](#)

株式会社損害保険ジャパン第12回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社損害保険ジャパン第12回新株予約権

2. 新株予約権の目的たる株式の種類および数またはその算定方法

株式会社損害保険ジャパン（以下「当社」という。）の普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数は1,000株とする。

なお、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

3. 募集新株予約権の払込金額もしくはその算定方法または払込を要しないとする旨

金47万円

4. 新株予約権を割り当てる日

平成18年8月7日

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

金159万8,000円

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{(\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額})}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

前記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前の時価」を「処分前の時価」にそれぞれ読み替えるものとする。

6．新株予約権を行使することができる期間

平成20年6月29日から平成28年6月28日まで

ただし、新株予約権の割当を受ける者で執行役員のうち、新株予約権の割当個数が5個以下の者の権利行使期間は、平成20年7月22日から平成28年6月28日までとする。

7．新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内（ただし、権利行使期間の末日までとする。）に限り、後記（4）に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内（ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内）に限り、後記（4）に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人（ただし、配偶者に限る。）が権利を行使することができる。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができない。
- (4) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

8．会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

下記（1）～（5）の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9．新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

10．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

11. 組織再編における新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2.に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記5.で定められる財産の価額を組織再編の条件等を勘案のうえ、調整して得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記6.に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記6.に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記10.に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するには再編対象会社の取締役会の承認を要する。

(8) 会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

上記8.に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記7.に準じて決定する。

12. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

別紙23

N K S Jホールディングス株式会社第11回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

N K S Jホールディングス株式会社第11回新株予約権

2. 新株予約権の目的たる株式の種類および数またはその算定方法

N K S Jホールディングス株式会社（以下「当社」という。）の普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数は1,000株とする。

なお、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

3. 募集新株予約権の払込金額もしくはその算定方法または払込を要しないとする旨

無償

4. 新株予約権を割り当てる日

平成22年4月1日

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

金159万8,000円

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{(\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額})}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

前記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前の時価」を「処分前の時価」にそれぞれ読み替えるものとする。

6．新株予約権を行使することができる期間

平成22年4月1日から平成28年6月28日まで

7．新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者が株式会社損害保険ジャパンの取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内（ただし、権利行使期間の末日までとする。）に限り、権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内（ただし、株式会社損害保険ジャパンの取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内）に限り、相続人（ただし、配偶者に限る。）が権利を行使することができる。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができない。
- (4) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

8．会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

下記(1)～(5)の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9．譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

11. 組織再編成における新株予約権の消滅および再編成対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記5. で定められる財産の価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整して得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記6. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記6. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記10. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するには再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

(8) 会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

上記8. に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記7. に準じて決定する。

12. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

別紙24

株式会社損害保険ジャパン第13回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社損害保険ジャパン第13回新株予約権

2. 新株予約権の目的たる株式の種類および数またはその算定方法

株式会社損害保険ジャパン（以下「当社」という。）の普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数は1,000株とする。

なお、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

3. 募集新株予約権の払込金額もしくはその算定方法または払込を要しないとする旨

金51万5,000円

4. 新株予約権を割り当てる日

平成19年2月15日

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

金162万3,000円

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{(\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額})}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

前記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前の時価」を「処分前の時価」にそれぞれ読み替えるものとする。

6．新株予約権を行使することができる期間

平成20年6月29日から平成28年6月28日まで

ただし、新株予約権の割当を受ける者で執行役員のうち、新株予約権の割当個数が5個以下の者の権利行使期間は、平成21年1月27日から平成28年6月28日までとする。

7．新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内（ただし、権利行使期間の末日までとする。）に限り、後記（4）に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内（ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内）に限り、後記（4）に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人（ただし、配偶者に限る。）が権利を行使することができる。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができない。
- (4) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

8．会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

下記（1）～（5）の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9．新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

10．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

11．組織再編における新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2．に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記5．で定められる財産の価額を組織再編の条件等を勘案のうえ、調整して得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記6．に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記6．に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記10．に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するには再編対象会社の取締役会の承認を要する。

(8) 会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

上記8. に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記7. に準じて決定する。

12. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

別紙25

N K S Jホールディングス株式会社第12回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

N K S Jホールディングス株式会社第12回新株予約権

2. 新株予約権の目的たる株式の種類および数またはその算定方法

N K S Jホールディングス株式会社（以下「当社」という。）の普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数は1,000株とする。

なお、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

3. 募集新株予約権の払込金額もしくはその算定方法または払込を要しないとする旨

無償

4. 新株予約権を割り当てる日

平成22年4月1日

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

金162万3,000円

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{(\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額})}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

前記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前の時価」を「処分前の時価」にそれぞれ読み替えるものとする。

6．新株予約権を行使することができる期間

平成22年4月1日から平成28年6月28日まで

7．新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者が株式会社損害保険ジャパンの取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内（ただし、権利行使期間の末日までとする。）に限り、権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内（ただし、株式会社損害保険ジャパンの取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内）に限り、相続人（ただし、配偶者に限る。）が権利を行使することができる。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができない。
- (4) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

8．会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

下記(1)～(5)の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9．譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

10．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

11．組織再編成における新株予約権の消滅および再編成対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記2．に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記5．で定められる財産の価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整して得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記6．に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記6．に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記10．に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するには再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

(8) 会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

上記8. に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記7. に準じて決定する。

12. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

別紙26

株式会社損害保険ジャパン第14回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社損害保険ジャパン第14回新株予約権

2. 新株予約権の目的たる株式の種類および数またはその算定方法

株式会社損害保険ジャパン（以下「当社」という。）の普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数は1,000株とする。

なお、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

3. 募集新株予約権の払込金額もしくはその算定方法または払込を要しないとする旨

金37万9,000円

4. 新株予約権を割り当てる日

平成19年8月13日

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

金154万7,000円

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{(\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額})}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

前記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前の時価」を「処分前の時価」にそれぞれ読み替えるものとする。

6．新株予約権を行使することができる期間

平成21年6月28日から平成29年6月27日まで

ただし、新株予約権の割当を受ける者で執行役員のうち、新株予約権の割当個数が5個以下の者の権利行使期間は、平成21年7月28日から平成29年6月27日までとする。

7．新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内（ただし、権利行使期間の末日までとする。）に限り、後記（4）に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内（ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内）に限り、後記（4）に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人（ただし、配偶者に限る。）が権利を行使することができる。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができない。
- (4) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

8．会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

下記（1）～（5）の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

- (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

11. 組織再編における新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2.に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記5.で定められる財産の価額を組織再編の条件等を勘案のうえ、調整して得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記6.に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記6.に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記10. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡するには再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件
上記8. に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記7. に準じて決定する。

12. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

別紙27

N K S Jホールディングス株式会社第13回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

N K S Jホールディングス株式会社第13回新株予約権

2. 新株予約権の目的たる株式の種類および数またはその算定方法

N K S Jホールディングス株式会社(以下「当社」という。)の普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数は1,000株とする。

なお、当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

3. 募集新株予約権の払込金額もしくはその算定方法または払込を要しないとする旨

無償

4. 新株予約権を割り当てる日

平成22年4月1日

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

金154万7,000円

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{(\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額})}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

前記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前の時価」を「処分前の時価」にそれぞれ読み替えるものとする。

6. 新株予約権を行使することができる期間

平成22年4月1日から平成29年6月27日まで

7. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者が株式会社損害保険ジャパンの取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内（ただし、権利行使期間の末日までとする。）に限り、権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内（ただし、株式会社損害保険ジャパンの取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内）に限り、相続人（ただし、配偶者に限る。）が権利を行使することができる。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができない。
- (4) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

8. 会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

下記(1)～(5)の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

- (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

11. 組織再編成における新株予約権の消滅および再編成対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記5. で定められる財産の価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整して得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記6. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記6. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記10. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するには再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

(8) 会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

上記8. に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記7. に準じて決定する。

12. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

別紙28

株式会社損害保険ジャパン第15回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社損害保険ジャパン第15回新株予約権

2. 新株予約権の目的たる株式の種類および数またはその算定方法

株式会社損害保険ジャパン（以下「当社」という。）の普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数は1,000株とする。

なお、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

3. 募集新株予約権の払込金額もしくはその算定方法または払込を要しないとする旨

金23万6,000円

4．新株予約権を割り当てる日

平成20年2月12日

5．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

金99万円

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{(\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額})}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

前記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前の時価」を「処分前の時価」にそれぞれ読み替えるものとする。

6．新株予約権を行使することができる期間

平成21年6月28日から平成29年6月27日まで

ただし、新株予約権の割当を受ける者で執行役員のうち、新株予約権の割当個数が5個以下の者の権利行使期間は、平成22年1月26日から平成29年6月27日までとする。

7．新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内（ただし、権利行使期間の末日までとする。）に限り、後記（4）に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内（ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内）に限り、後記（4）に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人（ただし、配偶者に限る。）が権利を行使することができる。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができない。
- (4) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

8．会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

下記（１）～（５）の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- （１）当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- （２）当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- （３）当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- （４）当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- （５）新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9．新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

10．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- （１）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- （２）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記（１）の資本金等増加限度額から上記（１）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

11．組織再編成における新株予約権の消滅および再編成対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

（１）交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (2) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記 2 . に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記 5 . で定められる財産の価額を組織再編成の条件等を勘案のうえ、調整して得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記 6 . に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 6 . に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記 10 . に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡するには再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
 - (8) 会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件
上記 8 . に準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記 7 . に準じて決定する。
- 12 . 新株予約権を行使した際に生じる 1 株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

別紙29

N K S Jホールディングス株式会社第14回新株予約権の内容

1 . 新株予約権の名称

N K S Jホールディングス株式会社第14回新株予約権

2 . 新株予約権の目的たる株式の種類および数またはその算定方法

N K S Jホールディングス株式会社（以下「当社」という。）の普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数は1,000株とする。

なお、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

3. 募集新株予約権の払込金額もしくはその算定方法または払込を要しないとする旨
無償

4. 新株予約権を割り当てる日
平成22年4月1日

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法
金99万円

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{(\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額})}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

前記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前の時価」を「処分前の時価」にそれぞれ読み替えるものとする。

6. 新株予約権を行使することができる期間
平成22年4月1日から平成29年6月27日まで

7. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者が株式会社損害保険ジャパンの取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内（ただし、権利行使期間の末日までとする。）に限り、権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内（ただし、株式会社損害保険ジャパンの取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内）に限り、相続人（ただし、配偶者に限る。）が権利を行使することができる。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができない。
- (4) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

8. 会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

下記(1)～(5)の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

11. 組織再編成における新株予約権の消滅および再編成対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (2) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記 2 . に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記 5 . で定められる財産の価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整して得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記 6 . に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 6 . に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記 10 . に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡するには再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件
上記 8 . に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記 7 . に準じて決定する。

12. 新株予約権を行使した際に生じる 1 株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

別紙30

株式会社損害保険ジャパン第16回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社損害保険ジャパン第16回新株予約権

2. 新株予約権の目的たる株式の種類および数またはその算定方法

株式会社損害保険ジャパン（以下「当社」という。）の普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数は 100株とする。

なお、割当日後、当社が、当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

3．募集新株予約権の払込金額もしくはその算定方法または払込を要しないとする旨

金9万4,000円

4．新株予約権を割り当てる日

平成20年8月11日

5．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

6．新株予約権を行使することができる期間

平成20年8月12日から平成45年8月11日まで

7．新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権は、上記6．の期間内において、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、後記(4)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権者は、平成20年8月11日以降に割当てを受けた新株予約権（株式報酬型ストックオプション）については、保有するすべての新株予約権の全個数を一括して行使するものとし、その一部のみを行使することができない。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権に関して第三者に対する譲渡、質入れその他の処分をすることができない。
- (4) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

8．会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

下記(1)～(5)の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

11. 組織再編成における新株予約権の消滅および再編成対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記5. で定められる財産の価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整して得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記6. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記6. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記10. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するには再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

(8) 会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

上記8. に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記7. に準じて決定する。

12. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

別紙31

N K S Jホールディングス株式会社第15回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

N K S Jホールディングス株式会社第15回新株予約権

2. 新株予約権の目的たる株式の種類および数またはその算定方法

N K S Jホールディングス株式会社（以下「当社」という。）の普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。

なお、割当日後、当社が、当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

3. 募集新株予約権の払込金額もしくはその算定方法または払込を要しないとする旨
無償

4. 新株予約権を割り当てる日
平成22年4月1日

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

6. 新株予約権を行使することができる期間
平成22年4月1日から平成45年8月11日まで

7. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権は、上記6.の期間内において、株式会社損害保険ジャパンの取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権者は、株式会社損害保険ジャパンの取締役または執行役員の地位に基づき割当てを受けた新株予約権（株式報酬型ストックオプション）については、保有するすべての新株予約権の全個数を一括して行使するものとし、その一部のみを行使することができない。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権に関して第三者に対する譲渡、質入れその他の処分をすることができない。
- (4) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

8. 会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

下記(1)～(5)の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9．譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

10．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

11．組織再編成における新株予約権の消滅および再編成対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記2．に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記5．で定められる財産の価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整して得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記6．に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記6．に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記10．に準じて決定する。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡するには再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件
上記8. に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記7. に準じて決定する。

12. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

別紙32

株式会社損害保険ジャパン第17回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社損害保険ジャパン第17回新株予約権

2. 新株予約権の目的たる株式の種類および数またはその算定方法

株式会社損害保険ジャパン（以下「当社」という。）の普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。

なお、割当日後、当社が、当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

3. 募集新株予約権の払込金額もしくはその算定方法または払込を要しないとする旨

金6万2,300円

4. 新株予約権を割り当てる日

平成21年8月10日

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

6．新株予約権を行使することができる期間

平成21年8月11日から平成46年8月10日まで

7．新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権は、上記6．の期間内において、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、後記(4)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権者は、平成20年8月11日以降に割当てを受けた新株予約権（株式報酬型ストックオプション）については、保有するすべての新株予約権の全個数を一括して行使するものとし、その一部のみを行使することができない。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権に関して第三者に対する譲渡、質入れその他の処分をすることができない。
- (4) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

8．会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

下記(1)～(5)の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9．新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

10．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

11. 組織再編成における新株予約権の消滅および再編成対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記5. で定められる財産の価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整して得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記6. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記6. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記10. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するには再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

(8) 会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

上記8. に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記7. に準じて決定する。

12. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

N K S Jホールディングス株式会社第16回新株予約権の内容

1．新株予約権の名称

N K S Jホールディングス株式会社第16回新株予約権

2．新株予約権の目的たる株式の種類および数またはその算定方法

N K S Jホールディングス株式会社（以下「当社」という。）の普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。

なお、割当日後、当社が、当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

3．募集新株予約権の払込金額もしくはその算定方法または払込を要しないとする旨

無償

4．新株予約権を割り当てる日

平成22年4月1日

5．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

6．新株予約権を行使することができる期間

平成22年4月1日から平成46年8月10日まで

7．新株予約権の行使の条件

（1）新株予約権は、上記6．の期間内において、株式会社損害保険ジャパンの取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、権利を行使することができる。

- (2) 新株予約権者は、株式会社損害保険ジャパンの取締役または執行役員の地位に基づき割当てを受けた新株予約権(株式報酬型ストックオプション)については、保有するすべての新株予約権の全個数を一括して行使するものとし、その一部のみを行使することができない。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権に関して第三者に対する譲渡、質入れその他の処分をすることができない。
- (4) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

8. 会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

下記(1)～(5)の議案につき、当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

11. 組織再編成における新株予約権の消滅および再編成対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記5. で定められる財産の価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整して得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記6. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記6. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記10. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するには再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

(8) 会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

上記8. に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記7. に準じて決定する。

12. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

別紙34

日本興亜損害保険株式会社2005年3月発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の内容

1．新株予約権の名称

日本興亜損害保険株式会社2005年3月発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

2．各新株予約権の発行価額

無償

3．各新株予約権の発行日

平成17年3月15日

4．新株予約権を行使することができる期間

平成18年3月16日から平成36年6月29日まで

5．その他

その他の内容については別紙46「日本興亜損害保険株式会社2005年3月発行および2006年3月発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の内容（共通事項）」に記載のとおり

別紙35

N K S Jホールディングス株式会社第17回新株予約権の内容

1．新株予約権の名称

N K S Jホールディングス株式会社第17回新株予約権

2．募集新株予約権の払込金額もしくはその算定方法または払込を要しないとする旨

無償

3．各新株予約権の発行日

平成22年4月1日

4．新株予約権を行使することができる期間

平成22年4月1日から平成36年6月29日まで

5. その他

その他の内容については別紙47「NKJホールディングス株式会社第17回および第18回新株予約権の内容（共通事項）」に記載のとおり

別紙36

日本興亜損害保険株式会社2006年3月発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の内容

1. 新株予約権の名称

日本興亜損害保険株式会社2006年3月発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

2. 各新株予約権の発行価額

無償

3. 各新株予約権の発行日

平成18年3月15日

4. 新株予約権を行使することができる期間

平成19年3月16日から平成37年6月29日まで

5. その他

その他の内容については別紙46「日本興亜損害保険株式会社2005年3月発行および2006年3月発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の内容（共通事項）」に記載のとおり

別紙37

NKJホールディングス株式会社第18回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

NKJホールディングス株式会社第18回新株予約権

2. 募集新株予約権の払込金額もしくはその算定方法または払込を要しないとする旨

無償

3. 各新株予約権の発行日

平成22年4月1日

4．新株予約権を行使することができる期間

平成22年4月1日から平成37年6月29日まで

5．その他

その他の内容については別紙47「N K S Jホールディングス株式会社第17回および第18回新株予約権の内容（共通事項）」に記載のとおり

別紙38

日本興亜損害保険株式会社2007年3月発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の内容

1．新株予約権の名称

日本興亜損害保険株式会社2007年3月発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

2．募集新株予約権の払込金額もしくはその算定方法または払込を要しないとする旨

募集新株予約権1個当たりの払込金額は93万4,000円

3．各新株予約権の発行日

平成19年3月27日

4．新株予約権を行使することができる期間

平成19年3月28日から平成39年3月27日まで

5．その他

その他の内容については別紙48「日本興亜損害保険株式会社2007年3月発行、2008年3月発行、2009年3月発行および2009年10月発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の内容（共通事項）」に記載のとおり

別紙39

N K S Jホールディングス株式会社第19回新株予約権の内容

1．新株予約権の名称

N K S Jホールディングス株式会社第19回新株予約権

2．募集新株予約権の払込金額もしくはその算定方法または払込を要しないとする旨
無償

3．各新株予約権の発行日
平成22年4月1日

4．新株予約権を行使することができる期間
平成22年4月1日から平成39年3月27日まで

5．その他

その他の内容については別紙49「N K S Jホールディングス株式会社第19回～第22回新株予約権の内容（共通事項）」に記載のとおり

別紙40

日本興亜損害保険株式会社2008年3月発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の内容

1．新株予約権の名称

日本興亜損害保険株式会社2008年3月発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

2．募集新株予約権の払込金額もしくはその算定方法または払込を要しないとする旨
募集新株予約権1個当たりの払込金額は70万3,000円

3．各新株予約権の発行日
平成20年3月17日

4．新株予約権を行使することができる期間
平成20年3月18日から平成40年3月17日まで

5．その他

その他の内容については別紙48「日本興亜損害保険株式会社2007年3月発行、2008年3月発行、2009年3月発行および2009年10月発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の内容（共通事項）」に記載のとおり

N K S Jホールディングス株式会社第20回新株予約権の内容

- 1．新株予約権の名称
N K S Jホールディングス株式会社第20回新株予約権
- 2．募集新株予約権の払込金額もしくはその算定方法または払込を要しないとする旨
無償
- 3．各新株予約権の発行日
平成22年4月1日
- 4．新株予約権を行使することができる期間
平成22年4月1日から平成40年3月17日まで
- 5．その他
その他の内容については別紙49「N K S Jホールディングス株式会社第19回～第22回新株予約権の内容（共通事項）」に記載のとおり

別紙42

日本興亜損害保険株式会社2009年3月発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の内容

- 1．新株予約権の名称
日本興亜損害保険株式会社2009年3月発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
- 2．募集新株予約権の払込金額もしくはその算定方法または払込を要しないとする旨
募集新株予約権1個当たりの払込金額は53万円
- 3．各新株予約権の発行日
平成21年3月16日
- 4．新株予約権を行使することができる期間
平成21年3月17日から平成41年3月16日まで
- 5．その他
その他の内容については別紙48「日本興亜損害保険株式会社2007年3月発行、2008年3月発行、2009年3月発行および2009年10月発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の内容（共通事項）」に記載のとおり

別紙43

N K S Jホールディングス株式会社第21回新株予約権の内容

- 1．新株予約権の名称
N K S Jホールディングス株式会社第21回新株予約権
- 2．募集新株予約権の払込金額もしくはその算定方法または払込を要しないとする旨
無償
- 3．各新株予約権の発行日
平成22年4月1日
- 4．新株予約権を行使することができる期間
平成22年4月1日から平成41年3月16日まで
- 5．その他
その他の内容については別紙49「N K S Jホールディングス株式会社第19回～第22回新株予約権の内容（共通事項）」に記載のとおり

別紙44

日本興亜損害保険株式会社2009年10月発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の内容

- 1．新株予約権の名称
日本興亜損害保険株式会社2009年10月発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
- 2．募集新株予約権の払込金額もしくはその算定方法または払込を要しないとする旨
募集新株予約権1個当たりの払込金額は53万3,000円
- 3．各新株予約権の発行日
平成21年10月7日
- 4．新株予約権を行使することができる期間
平成21年10月8日から平成41年10月7日まで

5. その他

その他の内容については別紙48「日本興亜損害保険株式会社2007年3月発行、2008年3月発行、2009年3月発行および2009年10月発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の内容（共通事項）」に記載のとおり

別紙45

N K S Jホールディングス株式会社第22回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

N K S Jホールディングス株式会社第22回新株予約権

2. 募集新株予約権の払込金額もしくはその算定方法または払込を要しないとする旨
無償

3. 各新株予約権の発行日

平成22年4月1日

4. 新株予約権を行使することができる期間

平成22年4月1日から平成41年10月7日まで

5. その他

その他の内容については別紙49「N K S Jホールディングス株式会社第19回～第22回新株予約権の内容（共通事項）」に記載のとおり

別紙46

日本興亜損害保険株式会社2005年3月発行および2006年3月発行新株予約権
（株式報酬型ストックオプション）の内容（共通事項）

1. 新株予約権の目的たる株式の種類および数

日本興亜損害保険株式会社（以下「当社」という。）の普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数は1,000株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2．各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。

3．新株予約権の行使の条件

- (1) 別紙34および別紙36の「4．新株予約権を行使することができる期間」（以下「行使期間」という。）にかかわらず、新株予約権者は、当社の取締役（将来委員会設置会社に移行した場合の執行役を含む。）および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日（以下「権利行使開始日」という。）から、同じく7年を経過する日または行使期間の末日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
- (2) 前記(1)にかかわらず、行使期間の末日の前年同月末日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、その翌月1日以降新株予約権を行使できるものとする。
- (3) 各新株予約権1個当たり的一部行使はできないものとする。
- (4) その他の条件については、当社と対象取締役および執行役員との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。

4．会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換の契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償にて取得することができるものとする。

5．新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

6．新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価額のうちの資本組入額

資本に組み入れる額は、発行する株式1株につき1円とする。

別紙47

N K S Jホールディングス株式会社第17回および第18回新株予約権の内容（共通事項）

1．新株予約権の目的たる株式の種類および数

N K S Jホールディングス株式会社（以下「当社」という。）の新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数は900株とする。

なお、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

調整後株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

また、各新株予約権の目的である株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、調整後株式数を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、当該適用の日以降に速やかに通知または公告するものとする。

2．各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円（以下「行使価額」という。）とし、これに新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。

3．新株予約権の行使の条件

(1) 別紙35および別紙37の「4．新株予約権を行使することができる期間」（以下「行使期間」という。）にかかわらず、新株予約権者は、日本興亜損害保険株式会社の取締役（将来委員会設置会社に移行した場合の執行役を含む。）および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日（以下「権利行使開始日」という。）から、権利行使開始日から起算して7年が経過した日または行使期間の末日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(2) 前記(1)にかかわらず、行使期間の末日の前年同月末日まで権利行使開始日が到来しなかった場合には、新株予約権者は、その翌月1日から行使期間の末日までの間新株予約権を行使できるものとする。

(3) 各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。

(4) 新株予約権者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には新株予約権を行使できない。

日本興亜損害保険株式会社において執行役員懲戒規程（その時々における同趣旨の社内規程を含む。）に基づき、執行役員の解任の取締役会決議があった場合

その他 に準ずる事由のある場合

禁錮以上の刑が科せられ、これが確定した場合

当社が消滅会社となる吸収合併を当社の取締役会において決議した場合(存続会社に新株予約権に係る義務を承継させる場合を除く。)

当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を当社の取締役会において決議した場合(完全親会社となる会社に新株予約権に係る義務を承継させる場合を除く。)

- (5) 新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が(4) から までのいずれかの条件に該当していた場合は、新株予約権を行使することができない。

4. 会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

- (1) 以下の から までのいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

- (2) 当社は、新株予約権者またはその相続人が、上記3.(4)もしくは(5)に掲げる事項のいずれかに該当する場合、直ちに、新株予約権を無償で取得することができる。

5. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 組織再編成における新株予約権の消滅および再編成対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記1. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

上記2. に準じて決定する。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3. (1) に定める行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記3. (1) に定める行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記6. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

上記4. に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記3. に準じて決定する。

8. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端株の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

9．新株予約権の行使手続等

- (1) 新株予約権者は、新株予約権を行使する場合、当社の指定する銀行口座に、行使価額に権利行使に係る新株予約権の目的たる株数を乗じた金額を払い込むとともに、所定の様式の権利行使申込書（請求書）を当社に提出する。
- (2) (1)の新株予約権者の権利行使があった場合、当社は、上記3.の行使条件を満たさないときを除き、当社は、遅滞なく株式の交付を行うものとする。
- (3) (1)および(2)に定めるほか、新株予約権者が新株予約権を行使する場合は、当社の指定する方法に従って行わなければならない。

10．退任後の取扱い

- (1) 新株予約権者は、日本興亜損害保険株式会社の役員を退任するに際し、当社に対し、書面により退任後の住所を届出なければならない。
- (2) 新株予約権者が、退任するに際し国外に住所を移転する場合は、当社に対し、書面により国内連絡場所を届出なければならない。
- (3) 新株予約権者が退任後の住所を届出なかった場合、退任時の住所をもって退任後の住所または国内連絡場所とみなす。新株予約権者が、退任後、上記3.(1)に定める行使期間中に住所を変更する場合において変更後の住所または国内連絡場所を届出なかったときは、国内における最後の届出住所をもって退任後の住所または国内連絡場所とみなす。

11．相続人による権利行使

- (1) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人（受遺者がいる場合は受遺者を含む。以下同じ。）は、以下の定めに従い、新株予約権を行使することができる。
- (2) 新株予約権者の相続人は、その全員が共同して、相続開始後速やかに、書面により次に掲げる事項を届出なければならない。 から までの事項のいずれかに変更があった場合も、また同様とする。

相続開始の年月日

相続人の氏名および住所ならびに相続人代表者の氏名。ただし、遺産分割協議が成立している場合は、当該遺産分割協議により新株予約権を承継する者（以下「権利承継者」という。）の氏名および住所、ならびに権利承継者が複数いる場合はその代表者（以下「権利承継代表者」という。）の氏名

遺産分割協議が成立している場合は、新株予約権に関する遺産分割協議の内容およびその成立の年月日

から までのほか、当社の定める事項

- (3) (2)の届出に際し、新株予約権者の相続人は、除籍謄本、遺産分割協議書、各相続人の相続人代表者に対する委任状、各相続人の印鑑証明書その他当社の定める書類を添付しなければならない。
- (4) 相続人は相続人代表者を通じて、全員が共同して新株予約権に係る権利を行使するものとする。ただし、遺産分割協議が成立している場合は、権利承継者（権利承継者が複数いる場合は権利承継代表者）が新株予約権に係る権利を行使するものとする。

- (5) 相続人は、新株予約権の権利行使を行った場合、払込金額、新株予約権に関して当社に対して負担する一切の債務につき、連帯して履行する責任を負うものとする。ただし、遺産分割協議が成立している場合は、権利承継者が、これらの債務につき、連帯して履行する責任を負うものとする。
- (6) 相続人につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を承継しないものとする。
- (7) 新株予約権者について定めた行使条件については新株予約権者の相続人もしくは相続人代表者または権利承継者もしくは権利承継代表者について準用する。

12. 譲渡等の禁止

新株予約権者は、新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をできないものとする。

13. 意思表示および通知の方法

- (1) 当社は、新株予約権者に対する意思表示および通知を、次の各号に定める方法のいずれかにより行うものとする。

新株予約権者に対し直接書面を交付する方法

新株予約権者の住所または国内連絡場所に宛てて書面を発送する方法

新株予約権者が個別に書面により同意した場合、新株予約権者の指定した電子メールアドレスに宛てて電子メールを発送する方法、その他の電磁的方法により情報を伝達する方法

- (2) (1) の書面は、新株予約権者の住所または国内連絡場所に、通常到達すべき時期に到達したものとみなす。(1) の電子メールその他の電磁的方法による情報の伝達については、新株予約権者がコンピューター等を通じて当該情報を取得することが可能となった時点をもって、到達したものとみなす。
- (3) 新株予約権者は(1) の同意をいつでも取消することができる。新株予約権者が、(1) の同意を取消する場合、当社に対し、書面によりその旨を届出るものとし、当該届出が当社に到達したときに、将来に向けて当該取消しの効力が発生する。新株予約権者が(1) において新株予約権者が指定した電子メールアドレスを変更する場合その他電磁的方法による情報伝達方法を変更する場合も同様とする。

14. 細則の制定

- (1) 当社は、新株予約権に関する細目を定めるため「新株予約権割当契約に関する細則」(以下「細則」という。)を制定し、必要に応じてこれを改廃することができる。
- (2) 当社は、その営業時間中、新株予約権者の請求があった場合、細則を閲覧に供するものとする。

15. 改定

- (1) ここに定めた内容が所得税法、法人税法その他の税法の規定、会社法、金融商品取引法、その他の関連法令に適合しないことが判明し、またはその後の改正によりこれらの関連法令に適合しなくなった場合、当社は、新株予約権者に通知することにより、ここに定めた内容の変更を提案することができる。

- (2)(1)の提案をする場合、当社は、提案の内容、異議申出の期限、変更の効力発生予定日、期限までに書面による異議の申出がないときは提案に同意したものとみなされる旨を(1)の通知に記載するものとする。ただし、通知の発送日から異議申出の期限までの期間は2週間以上とする。
- (3)(2)の異議申出の期限までに、新株予約権者より書面による異議の申出がない場合、新株予約権者は(2)に規定する当社の提案に同意したものとし、(2)に定める変更の効力発生予定日をもって、ここに定めた内容は当社の提案のとおり変更されたものとする。

16. 税務処理

新株予約権者は、新株予約権の引受け、行使および行使により取得した株式の売却の結果、課せられる所得税その他一切の租税公課を自らの負担と責任において納付するものとする。

17. 準拠法および合意管轄

- (1) 新株予約権に係る準拠法は日本法とする。
- (2) 新株予約権に係る紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

別紙48

日本興亜損害保険株式会社2007年3月発行、2008年3月発行、2009年3月発行および
2009年10月発行新株予約権(株式報酬型ストックオプション)の内容(共通事項)

1. 新株予約権の目的たる株式の種類および数

日本興亜損害保険株式会社(以下「当社」という。)の普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数は1,000株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2. 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。

3．新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役（将来委員会設置会社に移行した場合の執行役を含む。）および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して10日以内（かつ別紙38、別紙40、別紙42および別紙44の「4．新株予約権を行使することができる期間」（以下「行使期間」という。）の末日まで）の間に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、新株予約権者の死亡により権利行使開始日を迎えたときは、権利行使開始日から起算して6か月以内（かつ行使期間の末日まで）に限り相続人が新株予約権を行使できるものとする。これらの場合、平成19年3月以降に割当てられた同種の新株予約権については、新株予約権者またはその相続人が保有する全ての新株予約権の全個数を1回限り行使できるものとし、その一部のみを行使することはできないものとする。

なお、新株予約権者またはその相続人が上記の新株予約権を行使できる期間中に新株予約権を行使しなかった場合もしくは行使期間の末日までに権利行使開始日を迎えなかった場合は、当該新株予約権は行使できないものとし、会社法第287条により当該新株予約権は消滅する。

- (2) その他の条件については、当社と対象取締役および執行役員との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。

4．会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

以下の(1)～(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

5．新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

6．新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価額のうちの資本組入額

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 組織再編成における新株予約権の消滅および再編成対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記1. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、交付される新株予約権の行使により交付される再編成対象会社の株式1株当たりの再編成後払込金額を1円とし、上記(3)にしたがって決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(1)に定める行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記3.(1)に定める行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記6. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

上記4. に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記3. に準じて決定する。

8．新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端株の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

別紙49

N K S Jホールディングス株式会社第19回～第22回新株予約権の内容（共通事項）

1．新株予約権の目的たる株式の種類および数

N K S Jホールディングス株式会社（以下「当社」という。）の新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数は900株とする。

なお、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

また、各新株予約権の目的である株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、調整後株式数を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、当該適用の日以降に速やかに通知または公告するものとする。

2．各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円（以下「行使価額」という。）とし、これに新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。

3．新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、日本興亜損害保険株式会社の取締役（将来委員会設置会社に移行した場合の執行役を含む。）および執行役員のいずれの地位をも喪失した日（以下「権利行使開始日」という。）から権利行使開始日の翌日から起算して10日後まで（かつ別紙39、別紙41、別紙43および別紙45の「4．新株予約権を行使することができる期間」（以下「行使期間」という。）の末日まで）の間に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、新株予約権者の死亡により上記の行使条件が満たされた場合には、新株予約権者の相続人は、権利行使開始日から起算して6か月以内（かつ行使期間の末日まで）に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(2) 新株予約権者およびその相続人は、保有する新株予約権のうち権利行使開始日を同一とするものについては、1回に限り行使できるものとし、その一部のみを行使することはできないものとする。なお、新株予約権者またはその相続人が上記の新株予約権を行使できる期間中に新株予約権を行使しなかった場合もしくは行使期間の末日までに権利行使開始日が到来しなかった場合には、当該新株予約権は行使できないものとし、会社法第287条により当該新株予約権は消滅する。

(3) 新株予約権者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には新株予約権を行使できない。

日本興亜損害保険株式会社において執行役員懲戒規程(その時々における同趣旨の社内規程を含む。)に基づき、執行役員の解任の取締役会決議があった場合

その他に準ずる事由のある場合

禁錮以上の刑が科せられ、これが確定した場合

当社が消滅会社となる吸収合併を当社の取締役会において決議した場合(存続会社に新株予約権に係る義務を承継させる場合を除く。)

当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を当社の取締役会において決議した場合(完全親会社となる会社に新株予約権に係る義務を承継させる場合を除く。)

(4) 新株予約権者の相続人については、相続発生直前において新株予約権者が(3)からまでのいずれかの条件に該当していた場合は、新株予約権を行使することができない。

4. 会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

(1) 以下のからまでのいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(2) 当社は、新株予約権者またはその相続人が、上記3.(3)もしくは(4)に掲げる事項のいずれかに該当する場合、直ちに、新株予約権を無償で取得することができる。

5. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 組織再編成における新株予約権の消滅および再編成対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記1.に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

上記2.に準じて決定する。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(1)に定める行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記3.(1)に定める行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記6.に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

上記4.に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記3.に準じて決定する。

8．新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端株の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

9．新株予約権の行使手続等

- (1) 新株予約権者は、新株予約権を行使する場合、当社の指定する銀行口座に、行使価額に権利行使に係る新株予約権の目的たる株数を乗じた金額を払い込むとともに、所定の様式の権利行使申込書（請求書）を当社に提出する。
- (2) (1)の新株予約権者の権利行使があった場合、当社は、上記3.の行使条件を満たさないときを除き、当社は、遅滞なく株式の交付を行うものとする。
- (3) (1)および(2)に定めるほか、新株予約権者が新株予約権を行使する場合は、当社の指定する方法に従って行わなければならない。

10．退任後の取扱い

- (1) 新株予約権者は、日本興亜損害保険株式会社の役員を退任するに際し、当社に対し、書面により退任後の住所を届出なければならない。
- (2) 新株予約権者が、退任するに際し国外に住所を移転する場合は、当社に対し、書面により国内連絡場所を届出なければならない。
- (3) 新株予約権者が退任後の住所を届出なかった場合、退任時の住所をもって退任後の住所または国内連絡場所とみなす。新株予約権者が、退任後、上記3.(1)に定める行使期間中に住所を変更する場合において変更後の住所または国内連絡場所を届出なかったときは、国内における最後の届出住所をもって退任後の住所または国内連絡場所とみなす。

11．相続人による権利行使

- (1) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人（受遺者がいる場合は受遺者を含む。以下同じ。）は、以下の定めに従い、新株予約権を行使することができる。
- (2) 新株予約権者の相続人は、その全員が共同して、相続開始後速やかに、書面により次に掲げる事項を届出なければならない。 から までの事項のいずれかに変更があった場合も、また同様とする。

相続開始の年月日

相続人の氏名および住所ならびに相続人代表者の氏名。ただし、遺産分割協議が成立している場合は、当該遺産分割協議により新株予約権を承継する者（以下「権利承継者」という。）の氏名および住所、ならびに権利承継者が複数いる場合はその代表者（以下「権利承継代表者」という。）の氏名

遺産分割協議が成立している場合は、新株予約権に関する遺産分割協議の内容およびその成立の年月日

から までのほか、当社の定める事項

- (3)(2)の届出に際し、新株予約権者の相続人は、除籍謄本、遺産分割協議書、各相続人の相続人代表者に対する委任状、各相続人の印鑑証明書その他当社の定める書類を添付しなければならない。
- (4) 相続人は相続人代表者を通じて、全員が共同して新株予約権に係る権利その他本契約に基づく新株予約権者の権利を行使するものとする。ただし、遺産分割協議が成立している場合は、権利承継者(権利承継者が複数いる場合は権利承継代表者)が新株予約権に係る権利その他本契約に基づく新株予約権者の権利を行使するものとする。
- (5) 相続人は、新株予約権の権利行使を行った場合、払込金額、本契約に関し当社に対して負担する一切の債務につき、連帯して履行する責任を負うものとする。ただし、遺産分割協議が成立している場合は、権利承継者が、これらの債務につき、連帯して履行する責任を負うものとする。
- (6) 相続人につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を承継しないものとする。
- (7) 新株予約権者について定めた行使条件については新株予約権者の相続人もしくは相続人代表者または権利承継者もしくは権利承継代表者について準用する。

12. 譲渡等の禁止

新株予約権者は、新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をできないものとする。

13. 意思表示および通知の方法

- (1) 当社は、新株予約権者に対する意思表示および通知を、次の各号に定める方法のいずれかにより行うものとする。

新株予約権者に対し直接書面を交付する方法

新株予約権者の住所または国内連絡場所に宛てて書面を発送する方法

新株予約権者が個別に書面により同意した場合、新株予約権者の指定した電子メールアドレスに宛てて電子メールを発送する方法、その他の電磁的方法により情報を伝達する方法

- (2)(1)の書面は、新株予約権者の住所または国内連絡場所に、通常到達すべき時期に到達したものとみなす。(1)の電子メールその他の電磁的方法による情報の伝達については、新株予約権者がコンピューター等を通じて当該情報を取得することが可能となった時点をもって、到達したものとみなす。
- (3) 新株予約権者は(1)の同意をいつでも取消することができる。新株予約権者が(1)の同意を取消する場合、当社に対し、書面によりその旨を届出るものとし、当該届出が当社に到達したときに、将来に向けて当該取消しの効力が発生する。新株予約権者が(1)において新株予約権者が指定した電子メールアドレスを変更する場合その他電磁的方法による情報伝達方法を変更する場合も同様とする。

14. 細則の制定

- (1) 当社は、新株予約権に関する細目を定めるため「新株予約権割当契約に関する細則」(以下「細則」という。)を制定し、必要に応じてこれを改廃することができる。

(2) 当社は、その営業時間中、新株予約権者の請求があった場合、細則を閲覧に供するものとする。

15. 改定

(1) ここに定めた内容が所得税法、法人税法その他の税法の規定、会社法、金融商品取引法、その他の関連法令に適合しないことが判明し、またはその後の改正によりこれらの関連法令に適合しなくなった場合、当社は、新株予約権者に通知することにより、ここに定めた内容の変更を提案することができる。

(2) (1)の提案をする場合、当社は、提案の内容、異議申出の期限、変更の効力発生予定日、期限までに書面による異議の申出がないときは提案に同意したものとみなされる旨を(1)の通知に記載するものとする。ただし、通知の発送日から異議申出の期限までの期間は2週間以上とする。

(3) (2)の異議申出の期限までに、新株予約権者より書面による異議の申出がない場合、新株予約権者は(2)に規定する当社の提案に同意したものとし、(2)に定める変更の効力発生予定日をもって、ここに定めた内容は当社の提案のとおり変更されたものとする。

16. 税務処理

新株予約権者は、新株予約権の引受け、行使および行使により取得した株式の売却の結果、課せられる所得税その他一切の租税公課を自らの負担と責任において納付するものとする。

17. 準拠法および合意管轄

(1) 新株予約権に係る準拠法は日本法とする。

(2) 新株予約権に係る紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

[前へ](#)

4 【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

(1) 株式移転比率

会社名	損保ジャパン	日本興亜損保
株式移転比率	1	0.9

- (注) 1 損保ジャパンの普通株式1株に対して当社の普通株式1株を、日本興亜損保の普通株式1株に対して当社の普通株式0.9株をそれぞれ割当て交付します。なお、本株式移転により、損保ジャパンおよび日本興亜損保の株主に交付しなければならない当社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いします。
- 2 上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、損保ジャパンおよび日本興亜損保が協議のうえ、変更することがあります。
- 3 当社の単元株式数は、1,000株とします。
- 4 当社が本株式移転により交付する新株式数(予定)
 普通株式 1,722,802,230株
 損保ジャパンの発行済株式総数987,733,424株(平成21年9月30日時点)および日本興亜損保の発行済株式総数816,743,118株(平成21年9月30日時点)に基づいて算出しております。ただし、損保ジャパンおよび日本興亜損保は、平成21年10月30日に開催された、損保ジャパンおよび日本興亜損保の取締役会の決議(「新グループの事業計画」および「株式移転計画書」の作成ならびに「経営統合に関する契約書」の締結)および平成21年12月22日に開催予定の損保ジャパンおよび日本興亜損保の臨時株主総会の特別決議(共同株式移転計画の承認)に基づき行う株式移転(以下「本株式移転」といいます。)の効力発生日の前日までに、その保有する自己株式を原則として消却する予定ですので、新株式数は変動します。また、本株式移転効力発生日の直前までに両社の新株予約権の行使等がなされた場合においても新株式数は変動することがあります。

(2) 株式移転比率の算定根拠等

算定の基礎

損保ジャパンおよび日本興亜損保は、本株式移転に用いられる株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、損保ジャパンは野村證券株式会社(以下「野村證券」)、みずほ証券株式会社(以下「みずほ証券」)、ゴールドマン・サックス証券株式会社(以下「ゴールドマン・サックス」)、に対し、また日本興亜損保はメリルリンチ日本証券株式会社(以下「メリルリンチ」)、三菱UFJ証券株式会社(以下「三菱UFJ証券」)に対し、それぞれ本経営統合に係る株式移転比率の算定を依頼しました。

野村證券は、両社普通株式それぞれについて市場株価が存在していることから市場株価平均法による算定を行うとともに、両社について類似会社比較法、配当割引モデル分析法(DDM法)、貢献度分析による算定を行いました。各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、損保ジャパンの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式を1株割り当てる場合に、日本興亜損保の普通株式1株に割り当てる共同持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

	採用手法	株式移転比率の算定レンジ
	市場株価平均法	0.85 ~ 0.92
	類似会社比較法	0.53 ~ 0.69
	DDM法	0.74 ~ 1.05
	貢献度分析	0.54 ~ 1.26

なお、市場株価平均法については、平成21年7月28日を算定基準日として、算定基準日の株価、算定基準日から遡る1週間の終値平均株価、算定基準日から遡る1か月間の終値平均株価、平成21年3月期決算が開示された翌営業日である平成21年5月21日から算定基準日までの終値平均株価、算定基準日から遡る3か月間の終値平均株価、基本合意が開示された翌営業日である平成21年3月16日から算定基準日までの終値平均株価を、採用いたしました。

野村證券は、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社およびその関係会社の資産または負債（偶発債務を含みません。）について、個別の資産および負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。野村證券の株式移転比率算定は、平成21年7月28日現在までの情報および経済条件を反映したものであり、また、両社の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測および判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

みずほ証券は、両社普通株式それぞれについて市場株価が存在していることから市場株価平均法による算定を行うとともに、両社について類似企業比較法、配当割引分析法（DDM法）による算定を行いました。各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、損保ジャパンの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式を1株割り当てる場合に、日本興亜損保の普通株式1株に割り当てる共同持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

	採用手法	株式移転比率の算定レンジ
	市場株価平均法	0.851 ~ 0.942
	類似企業比較法	0.485 ~ 0.927
	配当割引分析法 (DDM法)	0.453 ~ 1.020

なお、市場株価平均法については、株式移転比率等に関する新聞報道がなされた平成21年7月25日の前営業日である平成21年7月24日を算定基準日として、算定基準日の株価、算定基準日から遡る1週間、1か月間および3か月間の終値平均株価を採用いたしました。

みずほ証券は、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っておりません。また、両社およびその子会社・関連会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）または引当について、個別の資産および負債ならびに引当の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。みずほ証券の株式移転比率算定は、平成21年7月28日現在までの情報および経済条件を反映したものであり、また、両社の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測および判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

ゴールドマン・サックスは、市場株価分析を行ったほか、公開情報に基づく類似会社比較分析および両社の経営陣による財務予測に基づく（財務予測の使用につき損保ジャパンの了承を得た上で）DDM分析による算定を行いました。各手法により、以下の株式移転比率の分析結果レンジが示されました。なお、以下の株式移転比率の算定レンジは、損保ジャパンの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式を1株割り当てる場合に、日本興亜損保の普通株式1株に割り当てる共同持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。なお、市場株価分析については、平成21年7月24日を算定基準日として、算定基準日の両社の株価終値、算定基準日から遡る1か月間、3か月間および6か月間の両社の株価終値を算定の基礎としております。上記分析に比較対象として使用されたいかなる会社も損保ジャパンおよび日本興亜損保と同一視されうるものではありません。また、ゴールドマン・サックスは平成21年7月29日付けで、当該日付において以下の前提条件その他の一定の条件のもとに、経営統合に向けての契約に基づいて合意された損保ジャパンの普通株式1株に割り当てる共同持株会社の普通株式数が損保ジャパン株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（Goldman, Sachs & Co.のフェアネス・コミッティーの承認を得たもの）を損保ジャパンに交付しております。ゴールドマン・サックスのアドバイザー・サービスと本件に関する分析・意見は、損保ジャパンの取締役会が本経営統合を検討するにあたり、情報を提供し支援する目的のために行われたものであり、当該分析・意見は、損保ジャパンの株主が本件株式移転またはその他の事項に関しどのように議決権を行使するべきかに関する推奨を行うものではありません。また、ゴールドマン・サックスは、特定の株式移転比率を唯一適切なものとして損保ジャパンまたはその取締役会に対して推薦するものではありません。ゴールドマン・サックスより、その分析および意見の前提条件・免責事項に関して補足説明を受けております。

	採用手法	株式移転比率の分析結果レンジ
	市場株価分析	0.77 ~ 1.57
	類似会社比較分析	0.53 ~ 2.74
	DDM分析	0.51 ~ 1.24

ゴールドマン・サックスの分析および意見は、平成21年7月29日における経済状況、財政状況、市場の状況、その他の事情、および当該日現在ゴールドマン・サックスが取得可能な情報のみに基づいており、ゴールドマン・サックスは、当該日以降に発生するいかなる事情、変化または事由に基づき、その分析を更新し、改訂または再確認する責任を負うものではありません。また、両社のシナジーを含む財務予測については、損保ジャパンの経営陣により現時点で得られる最善の予測および判断に基づき合理的に作成されたことを、損保ジャパンの同意に基づき、前提としております。

メリルリンチは、日本興亜損保および損保ジャパンの市場株価の動向および業績の内容や予想等を勘案し、市場株価分析、類似企業比較分析、DCF（ディスカунテッド・キャッシュフロー）分析による評価を実施し、日本興亜損保の取締役会は、メリルリンチより平成21年7月29日付けで、株主価値算定書の提出を受けました。（なお、日本興亜損保の取締役会は、メリルリンチより平成21年7月29日付けにて、以下の前提条件その他同意見書記載の一定の条件のもとに、本件株式移転に係る株式移転比率が日本興亜損保株主（損保ジャパンおよびその関係会社を除く。）にとり財務的見地から公正である旨の意見書を取得しております（同意見書は本件株式移転に係る株主総会招集通知に添付される予定です。）。また、かかる両社の株主価値の算定を行ったメリルリンチから、分析および意見の前提条件・免責事項に関して補足説明を受けております。）市場株価分析については、平成21年7月24日（以下、「基準日」）を基準として、基準日の株価終値、基準日から1か月前、3か月前および6か月前までのそれぞれの期間の株価終値の平均値、ならびに両社の統合に関する新聞報道がなされた平成21年3月12日の前営業日の平成21年3月11日（以下、「基準日」）を基準として、基準日の株価終値、基準日から1か月前、3か月前および6か月前までのそれぞれの期間の株価終値の平均値が算定の基礎とされました。メリルリンチが日本興亜損保および損保ジャパンの株主価値の算定にあたって使用した主要な評価方法ならびにかかる株主価値の算定結果に基づく株式移転比率の評価レンジは以下のとおりです（以下の株式移転比率の評価レンジは、損保ジャパンの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式を1株割り当てる場合に、日本興亜損保の普通株式1株に割り当てる共同持株会社の普通株式数の評価レンジを記載したものです。）。

	採用手法	株式移転比率の評価レンジ
-1	市場株価分析（基準日）	0.85 ~ 1.01
-2	市場株価分析（基準日）	1.01 ~ 1.44
	類似企業比較分析	0.62 ~ 0.96
	DCF分析	0.72 ~ 1.29

なお、メリルリンチは、当該意見書の提出およびその基礎となる株主価値算定書に記載される株式価値分析の実施に際し、両社から提供を受けた情報および公開情報が全て正確かつ完全であることを前提とし、それらの正確性および完全性に依拠しており、かつ個別の資産・負債・設備について鑑定、評価を行っておりません。また両社の事業、収益、キャッシュ・フロー、資産、負債および事業計画等の見通し、ならびに本株式移転から生じることが予想される費用削減および関連費用の額およびそれらの発生する時期ならびにシナジー効果に関する情報については、それらが合理的な根拠に基づいて作成されており、かつ日本興亜損保または損保ジャパンの経営陣の現時点で入手可能な最善の予測と判断を反映したものであることを前提としております。メリルリンチの当該意見書および株主価値算定書は平成21年7月29日現在の情報と経済条件を前提としたものであり、メリルリンチは、当該時点以降に発生するいかなる事情、変化または事由に基づき、その意見または分析を更新し、改訂しまたは再確認する責任を負うものではありません。

メリルリンチは、本株式移転に関し、日本興亜損保の財務アドバイザーであり、そのサービスに対し、日本興亜損保からその大部分が本件株式移転の完了を条件とする手数料を受領致します。

三菱UFJ証券は、両社普通株式それぞれについて市場株価が存在していることから市場株価による算定を行うとともに、両社について類似会社比較、DDM (Dividend Discount Model) 分析による算定を行いました。各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、損保ジャパンの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式を1株割り当てる場合に、日本興亜損保の普通株式1株に割り当てる共同持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

	採用手法	株式移転比率の算定レンジ
	市場株価分析（基準日 ）	0.773 ~ 1.121
	市場株価分析（基準日 ）	0.613 ~ 1.571
	類似会社比較分析	0.710 ~ 0.862
	DDM分析	0.773 ~ 1.114

なお、市場株価分析については平成21年7月27日を基準日（基準日 ）として、基準日 および基準日 までの直近1か月、3か月、および基本合意公表日の翌営業日である平成21年3月16日以降の株価終値に基づく株式移転比率の評価レンジ、および本経営統合に関し一部報道機関による憶測報道がなされた平成21年3月12日の前営業日である平成21年3月11日を基準日（基準日 ）として、基準日 および基準日 までの直近1か月間、3か月間、6か月間の株価終値に基づく株式移転比率の評価レンジを採用いたしました。

三菱UFJ証券は、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っておりません。また、両社およびその関係会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産および負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っており、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。三菱UFJ証券の株式移転比率算定は、平成21年7月27日現在までの情報および経済条件を反映したものであり、また、両社の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測および判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

算定の経緯

上記のとおり、損保ジャパンは、野村證券、みずほ証券、ゴールドマン・サックスによる算定結果を参考に、日本興亜損保は、メリルリンチ、三菱UFJ証券の算定結果を参考に、それぞれ両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で株式移転比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、平成21年7月29日に、最終的に上記株式移転比率が妥当であるとの判断に至り、上記株式移転比率を合意・決定しました。

なお、損保ジャパンは、平成21年7月29日付けで、上記の前提条件その他一定の前提条件のもとに、野村證券、みずほ証券より合意された株式移転比率が損保ジャパンの普通株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書を、ゴールドマン・サックスより合意された損保ジャパンの普通株式1株に割り当てる共同持株会社の普通株式数が損保ジャパンの普通株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書を、それぞれ取得しております。また、日本興亜損保は、メリルリンチ、三菱UFJ証券より、平成21年7月29日付けで、上記の前提条件その他一定の前提条件のもとに、合意された株式移転比率が日本興亜損保の普通株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書を取得いたしました。

算定機関との関係

損保ジャパンの算定機関である野村證券、みずほ証券、ゴールドマン・サックスは、損保ジャパンおよび日本興亜損保の関連当事者には該当せず、本組織再編に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

また、日本興亜損保の算定機関であるメリルリンチ、三菱UFJ証券は、日本興亜損保および損保ジャパンの関連当事者には該当せず、本組織再編に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

新株予約権に関する取扱い

損保ジャパンおよび日本興亜損保がそれぞれ発行している下表第1欄の各新株予約権の、本株式移転効力発生日の前日の最終の新株予約権原簿に記載または記録された新株予約権者に対し、その保有する当該各新株予約権1個につき、それに代わる当社の新株予約権1個を下表第2欄のとおり割り当てます。

これは、損保ジャパンおよび日本興亜損保が各新株予約権の内容および株式移転比率を踏まえ、普通株主および各新株予約権者の権利を等しく保護する観点から、両社で協議のうえ、各新株予約権者に対して、本株式移転効力発生日前に保有する新株予約権と実質的に同内容かつ同数の当社の新株予約権を交付するものです。

第1欄	第2欄
株式会社損害保険ジャパン第1回新株予約権(その内容は前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」記載の株式移転計画書(以下「株式移転計画」といいます。)別紙2記載のとおり)	N K S Jホールディングス株式会社第1回新株予約権(その内容は株式移転計画別紙3のとおり)
株式会社損害保険ジャパン第2回新株予約権(その内容は株式移転計画別紙4記載のとおり)	N K S Jホールディングス株式会社第2回新株予約権(その内容は株式移転計画別紙5のとおり)
株式会社損害保険ジャパン第4回新株予約権(その内容は株式移転計画別紙6記載のとおり)	N K S Jホールディングス株式会社第3回新株予約権(その内容は株式移転計画別紙7のとおり)
株式会社損害保険ジャパン第5回新株予約権(その内容は株式移転計画別紙8記載のとおり)	N K S Jホールディングス株式会社第4回新株予約権(その内容は株式移転計画別紙9のとおり)
株式会社損害保険ジャパン第6回新株予約権(その内容は株式移転計画別紙10記載のとおり)	N K S Jホールディングス株式会社第5回新株予約権(その内容は株式移転計画別紙11のとおり)
株式会社損害保険ジャパン第7回新株予約権(その内容は株式移転計画別紙12記載のとおり)	N K S Jホールディングス株式会社第6回新株予約権(その内容は株式移転計画別紙13のとおり)
株式会社損害保険ジャパン第8回新株予約権(その内容は株式移転計画別紙14記載のとおり)	N K S Jホールディングス株式会社第7回新株予約権(その内容は株式移転計画別紙15のとおり)
株式会社損害保険ジャパン第9回新株予約権(その内容は株式移転計画別紙16記載のとおり)	N K S Jホールディングス株式会社第8回新株予約権(その内容は株式移転計画別紙17のとおり)
株式会社損害保険ジャパン第10回新株予約権(その内容は株式移転計画別紙18記載のとおり)	N K S Jホールディングス株式会社第9回新株予約権(その内容は株式移転計画別紙19のとおり)
株式会社損害保険ジャパン第11回新株予約権(その内容は株式移転計画別紙20記載のとおり)	N K S Jホールディングス株式会社第10回新株予約権(その内容は株式移転計画別紙21のとおり)
株式会社損害保険ジャパン第12回新株予約権(その内容は株式移転計画別紙22記載のとおり)	N K S Jホールディングス株式会社第11回新株予約権(その内容は株式移転計画別紙23のとおり)
株式会社損害保険ジャパン第13回新株予約権(その内容は株式移転計画別紙24記載のとおり)	N K S Jホールディングス株式会社第12回新株予約権(その内容は株式移転計画別紙25のとおり)
株式会社損害保険ジャパン第14回新株予約権(その内容は株式移転計画別紙26記載のとおり)	N K S Jホールディングス株式会社第13回新株予約権(その内容は株式移転計画別紙27のとおり)
株式会社損害保険ジャパン第15回新株予約権(その内容は株式移転計画別紙28記載のとおり)	N K S Jホールディングス株式会社第14回新株予約権(その内容は株式移転計画別紙29のとおり)
株式会社損害保険ジャパン第16回新株予約権(その内容は株式移転計画別紙30記載のとおり)	N K S Jホールディングス株式会社第15回新株予約権(その内容は株式移転計画別紙31のとおり)
株式会社損害保険ジャパン第17回新株予約権(その内容は株式移転計画別紙32記載のとおり)	N K S Jホールディングス株式会社第16回新株予約権(その内容は株式移転計画別紙33のとおり)
日本興亜損害保険株式会社2005年3月発行新株予約権(株式報酬型ストックオプション)(その内容は株式移転計画別紙34および別紙46記載のとおり)	N K S Jホールディングス株式会社第17回新株予約権(その内容は株式移転計画別紙35および別紙47のとおり)
日本興亜損害保険株式会社2006年3月発行新株予約権(株式報酬型ストックオプション)(その内容は株式移転計画別紙36および別紙46記載のとおり)	N K S Jホールディングス株式会社第18回新株予約権(その内容は株式移転計画別紙37および別紙47のとおり)
日本興亜損害保険株式会社2007年3月発行新株予約権(株式報酬型ストックオプション)(その内容は株式移転計画別紙38および別紙48記載のとおり)	N K S Jホールディングス株式会社第19回新株予約権(その内容は株式移転計画別紙39および別紙49のとおり)
日本興亜損害保険株式会社2008年3月発行新株予約権(株式報酬型ストックオプション)(その内容は株式移転計画別紙40および別紙48記載のとおり)	N K S Jホールディングス株式会社第20回新株予約権(その内容は株式移転計画別紙41および別紙49のとおり)
日本興亜損害保険株式会社2009年3月発行新株予約権(株式報酬型ストックオプション)(その内容は株式移転計画別紙42および別紙48記載のとおり)	N K S Jホールディングス株式会社第21回新株予約権(その内容は株式移転計画別紙43および別紙49のとおり)
日本興亜損害保険株式会社2009年10月発行新株予約権(株式報酬型ストックオプション)(その内容は株式移転計画別紙44および別紙48記載のとおり)	N K S Jホールディングス株式会社第22回新株予約権(その内容は株式移転計画別紙45および別紙49のとおり)

5 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】

損保ジャパンおよび日本興亜損保の定款では、剰余金の配当の基準日が毎年3月31日と定められており、剰余金の配当をするには必ず株主総会の決議が必要でありました。これに対し、当社の定款では、期末配当の基準日が毎年3月31日であることは同様ですが、これに加えて、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日とする中間配当を行うことができるものとする規定を設ける予定です。

なお、中間配当の実施については未定です。

6 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

(1) 普通株式に関する取扱い

買取請求権の行使の方法

損保ジャパンまたは日本興亜損保の株主が、その有する損保ジャパンまたは日本興亜損保の普通株式につき、損保ジャパンまたは日本興亜損保に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、以下のすべての手続を行う必要があります。

ア 平成21年12月22日開催の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれ損保ジャパンまたは日本興亜損保に対し通知する。

イ 上記臨時株主総会において本株式移転に反対する。

ウ 損保ジャパンおよび日本興亜損保が、上記臨時株主総会の決議の日(平成21年12月22日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知または同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして株式買取請求権を行使する。

議決権の行使の方法

損保ジャパン

議決権の行使の方法としては、平成21年12月22日開催の臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります。また、郵送またはインターネットによって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成21年12月21日午後5時までに議決権を行使することが必要となります。

郵送による議決権の行使は、上記臨時株主総会招集ご通知同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、損保ジャパンに上記の行使期限までに到達するように返送することが必要となります。

インターネットによる議決権の行使は、パソコンまたは携帯電話から、議決権行使サイト<http://www.it-soukai.com/>または<https://daiko.mizuho-tb.co.jp/>にアクセスし、上記臨時株主総会招集ご通知同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用いただき、画面の案内にしたがい、上記の行使期限までに議決権を行使することが必要となります。なお、インターネットで複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとして取り扱いいたします。また、議決権行使書用紙とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱いいたします。

日本興亜損保

議決権の行使の方法としては、平成21年12月22日開催の臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります。また、郵送またはインターネットによって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成21年12月21日午後5時までに議決権を行使することが必要となります。郵送による議決権の行使は、上記臨時株主総会招集ご通知同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、日本興亜損保に上記の行使期限までに到達するように返送することが必要となります。

インターネットによる議決権の行使は、パソコンまたは携帯電話から、議決権行使サイト<http://www.evote.jp/>にアクセスし、上記臨時株主総会招集ご通知同封の議決権行使書用紙に記載のログインIDおよび仮パスワードをご利用いただき、画面の案内にしたがい、上記の行使期限までに議決権を行使することが必要となります。なお、インターネットで複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとして取り扱いたします。また、議決権行使書用紙とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱いたします。

組織再編成によって発行される普通株式の受取方法

本株式移転によって発行される株式は、損保ジャパンおよび日本興亜損保の平成22年3月31日における最終の株主名簿に記録された株主に割り当てられます。株主は、株券電子化前に株券等の保管振替制度を利用していた株主であるか株券電子化に伴って特別口座に記録された株主であるかを問わず、特段の手続を要することなく、自己の損保ジャパンおよび日本興亜損保の株式が記録されている振替口座に、当社の株式が記録されることにより、当社の株式を受け取ることができます。

(2) 新株予約権に関する取扱い

買取請求権の行使の方法

損保ジャパン

損保ジャパンの第1回新株予約権、第2回新株予約権および第4回から第11回までの新株予約権については、株式移転をする場合において当該新株予約権の新株予約権者に株式移転設立完全親会社の新株予約権を交付することとする旨の明確な定めがありませんが、本株式移転に係る株式移転計画には、これらの新株予約権者が当社の新株予約権の交付を受ける旨の定めが設けられています。そのため、これらの新株予約権者は、会社法第808条第1項の規定により、自己の有する新株予約権についての新株予約権買取請求権を有します。

この新株予約権買取請求権を行使するためには、前記損保ジャパン新株予約権の新株予約権者が、損保ジャパンが上記臨時株主総会の決議の日(平成21年12月22日)から2週間以内の会社法第808条第3項の通知または同条第4項の公告をした日から20日以内に、その新株予約権買取請求に係る新株予約権の内容および数を明らかにして行う必要があります。

なお、損保ジャパンの第12回から第17回までの新株予約権については、本株式移転に係る株式移転計画における会社法第773条第1項第9号または第10号に掲げる事項についての定めが、当該新株予約権に係る同法第236条第1項第8号の条件(同号ホに関するものに限り、)に合致するため、会社法第808条第1項の規定により、新株予約権買取請求権が発生しません。

日本興亜損保

日本興亜損保の2005年3月発行新株予約権(株式報酬型ストックオプション)および2006年3月発行新株予約権(株式報酬型ストックオプション)については、株式移転をする場合において当該新株予約権の新株予約権者に株式移転設立完全親会社の新株予約権を交付することとする旨の明確な定めがありませんが、本株式移転に係る株式移転計画には、これらの新株予約権者が当社の新株予約権の交付を受ける旨の定めが設けられています。そのため、これらの新株予約権者は、会社法第808条第1項の規定により、自己の有する新株予約権についての新株予約権買取請求権を有します。

この新株予約権買取請求権を行使するためには、前記日本興亜損保新株予約権の新株予約権者が、日本興亜損保が上記臨時株主総会の決議の日(平成21年12月22日)から2週間以内の会社法第808条第3項の通知または同条第4項の公告をした日から20日以内に、その新株予約権買取請求に係る新株予約権の内容および数を明らかにして行う必要があります。

なお、日本興亜損保の2007年3月発行新株予約権(株式報酬型ストックオプション)、2008年3月発行新株予約権(株式報酬型ストックオプション)、2009年3月発行新株予約権(株式報酬型ストックオプション)および2009年10月発行新株予約権(株式報酬型ストックオプション)については、本株式移転に係る株式移転計画における会社法第773条第1項第9号または第10号に掲げる事項についての定めが、当該新株予約権に係る同法第236条第1項第8号の条件(同号ホに関するものに限り、)に合致するため、会社法第808条第1項の規定により、新株予約権買取請求権が発生しません。

また、損保ジャパンおよび日本興亜損保は、本届出書提出日現在において、新株予約権付社債を発行していません。

組織再編成によって発行される新株予約権の受取方法

当社は新株予約権証券を発行いたしませんので、特段の手続は不要です。

7 【組織再編成に関する手続】

(1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類およびその概要

本株式移転に関し、会社法第803条第1項および会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号および第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、損保ジャパンおよび日本興亜損保が発行する会社法第808条第3項第3号に定める新株予約権に係る同法第773条第1項第9号および第10号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項ならびに、損保ジャパンにおいては日本興亜損保の、日本興亜損保においては損保ジャパンの最終事業年度に係る計算書類等の内容を記載した書面を、損保ジャパンおよび日本興亜損保の本店に平成21年12月1日よりそれぞれ備え置く予定です。その他、損保ジャパンおよび日本興亜損保の最終事業年度の末日後に会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容を記載した書面を追加で備え置くことといたします。

の書類は、平成21年10月30日開催の損保ジャパンおよび日本興亜損保の取締役会において承認された株式移転計画です。の書類は、本株式移転に際して株式移転比率およびその株式移転比率の算定根拠ならびに上記株式移転計画において定める当社の資本金および準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。の書類は、損保ジャパンおよび日本興亜損保の新株予約権の新株予約権者の有する新株予約権に代えて交付する当社の新株予約権の内容および数またはその算定方法が相当であることを説明した書類です。の書類は、損保ジャパンおよび日本興亜損保の平成21年3月期の計算書類等に関する書類です。の書類は、損保ジャパンおよび日本興亜損保の平成21年3月期の末日後に、会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときに備え置かれるものであり、当該事象を記載した書面です。

(2) 備置書類の閲覧方法

損保ジャパンおよび日本興亜損保の本店で閲覧することができます。

(3) 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法および日程

平成21年7月29日	経営統合に向けての契約書締結（取締役会決議日） （損保ジャパン・日本興亜損保）
平成21年10月16日	臨時株主総会基準日公告（損保ジャパン・日本興亜損保）
平成21年10月30日	「新グループの事業計画」および「株式移転計画書」の作成ならびに 「経営統合に関する契約書」の締結（取締役会決議日） （損保ジャパン・日本興亜損保）
平成21年10月31日	臨時株主総会基準日（損保ジャパン・日本興亜損保）
平成21年12月22日（予定）	臨時株主総会（損保ジャパン・日本興亜損保）
平成22年3月29日（予定）	上場廃止日（損保ジャパン・日本興亜損保）（注2）
平成22年4月1日（予定）	株式移転の効力発生日
平成22年4月1日（予定）	共同持株会社設立登記日
平成22年4月1日（予定）	共同持株会社株式上場日

(注) 1 本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、損保ジャパンおよび日本興亜損保で協議のうえ、日程を変更する場合があります。

2 共同持株会社の株式の新規上場申請は、東京証券取引所および大阪証券取引所に対して行う予定であり、共同持株会社の完全子会社となる損保ジャパンは東京、大阪、名古屋、札幌および福岡の各証券取引所において、同じく日本興亜損保は東京、大阪および名古屋の各証券取引所において、それぞれ上場廃止となる予定です。

(4) 組織再編成行為に関する買取請求権の行使方法

普通株式

損保ジャパンまたは日本興亜損保の株主が、その有する損保ジャパンまたは日本興亜損保の普通株式につき、損保ジャパンまたは日本興亜損保に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、以下のすべての手続を行う必要があります。

ア 平成21年12月22日開催の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれ損保ジャパンまたは日本興亜損保に対し通知する。

イ 上記臨時株主総会において本株式移転に反対する。

ウ 損保ジャパンおよび日本興亜損保が、上記臨時株主総会の決議の日(平成21年12月22日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知または同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして株式買取請求権を行使する。

新株予約権

損保ジャパンの第1回新株予約権、第2回新株予約権および第4回から第11回までの新株予約権についての新株予約権者が、その有する新株予約権につき、損保ジャパンに対して会社法第808条第1項に定める新株予約権買取請求権を行使するためには、前記損保ジャパンの新株予約権の新株予約権者が、損保ジャパンが上記臨時株主総会の決議の日(平成21年12月22日)から2週間以内の会社法第808条第3項の通知または同条第4項の公告をした日から20日以内に、その新株予約権買取請求に係る新株予約権の内容および数を明らかにして行う必要があります。

また、日本興亜損保の2005年3月発行新株予約権(株式報酬型ストックオプション)および2006年3月発行新株予約権(株式報酬型ストックオプション)についての新株予約権者が、その有する新株予約権につき、日本興亜損保に対して会社法第808条第1項に定める新株予約権買取請求権を行使するためには、前記日本興亜損保の新株予約権の新株予約権者が、日本興亜損保が上記臨時株主総会の決議の日(平成21年12月22日)から2週間以内の会社法第808条第3項の通知または同条第4項の公告をした日から20日以内に、その新株予約権買取請求に係る新株予約権の内容および数を明らかにして行う必要があります。

なお、損保ジャパンの第12回から第17回までの新株予約権ならびに日本興亜損保の2007年3月発行新株予約権(株式報酬型ストックオプション)、2008年3月発行新株予約権(株式報酬型ストックオプション)、2009年3月発行新株予約権(株式報酬型ストックオプション)および2009年10月発行新株予約権(株式報酬型ストックオプション)の新株予約権については、本株式移転に係る株式移転計画における会社法第773条第1項第9号または第10号に掲げる事項についての定めが、当該新株予約権に係る同法第236条第1項第8号の条件(同号ホに関するものに限り、)に合致するため、会社法第808条第1項の規定により、新株予約権買取請求権が発生しません。

第2 【統合財務情報】

1 当社

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において財務情報はありません。

2 組織再編成後の当社

当社には本届出書提出日現在において財務情報はありませんが、損保ジャパンおよび日本興亜損保の最近連結会計年度の主要な経営指標である「経常収益」、「経常利益（又は経常損失）」および「当期純利益（又は当期純損失）」を合算すると、以下のとおりです。もっとも、以下の数値は、単純な合算値に過ぎず、監査法人の監査証明を受けていない記載であることにご留意ください。また、「経常収益」、「経常利益（又は経常損失）」および「当期純利益（又は当期純損失）」以外の指標等については、単純な合算を行うことも困難であり、また、単純に合算を行うとかえって投資家の皆様の判断を誤らせるおそれがありますことから、合算は行っておりません。

平成21年3月31日	
経常収益（百万円）	2,717,087
経常利益（は経常損失）（百万円）	147,095
当期純利益（は当期純損失）（百万円）	56,739

3 組織再編成対象会社

当社の完全子会社となる損保ジャパンおよび日本興亜損保の主要な経営指標等の推移については、それぞれ以下のとおりです。

損保ジャパン

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等の推移

回次	第62期	第63期	第64期	第65期	第66期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
経常収益 (百万円)	1,899,801	1,931,473	1,901,599	1,894,121	1,767,980
正味収入保険料 (百万円)	1,376,232	1,394,783	1,386,662	1,368,740	1,308,194
経常利益 (は経常損失) (百万円)	69,244	114,873	110,541	94,063	144,052
当期純利益 (は当期純損失) (百万円)	51,765	67,377	61,944	59,636	66,710
純資産額 (百万円)	902,294	1,361,582	1,454,744	1,071,176	594,946
総資産額 (百万円)	5,874,858	6,774,812	7,002,180	6,450,734	5,913,379
1株当たり 純資産額 (円)	916.83	1,383.40	1,476.81	1,086.86	602.30
1株当たり 当期純利益金額 (は1株当たり 当期純損失金額) (円)	52.59	68.46	62.93	60.57	67.75
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)	52.22	68.40	62.88	60.55	
自己資本比率 (%)	15.36	20.10	20.76	16.59	10.03
自己資本利益率 (%)	6.11	5.95	4.40	4.73	8.02
株価収益率 (倍)	21.28	24.93	23.34	14.53	
営業活動による キャッシュ・ フロー (百万円)	111,889	251,049	180,655	91,847	37,138
投資活動による キャッシュ・ フロー (百万円)	219,050	153,146	213,646	37,208	41,246
財務活動による キャッシュ・ フロー (百万円)	23,869	9,153	12,904	15,901	19,303
現金及び現金同 等物の期末残高 (百万円)	234,444	326,153	282,108	319,998	299,497
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (人)	16,193 〔4,917〕	15,997 〔4,818〕	16,615 〔4,760〕	18,118 〔5,159〕	19,572 〔5,318〕

(注) 1 純資産額の算定にあたり、第64期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

2 第66期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

日本興亜損保

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等の推移

回次	第61期	第62期	第63期	第64期	第65期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
経常収益 (百万円)	1,059,448	973,424	1,000,461	975,464	949,106
正味収入保険料 (百万円)	728,421	717,727	712,862	698,685	663,888
経常利益 (又は経常損失) (百万円)	21,634	24,486	28,130	17,742	3,043
当期純利益 (百万円)	13,467	10,670	15,872	8,991	9,971
純資産額 (百万円)	582,408	791,328	767,024	543,198	345,467
総資産額 (百万円)	3,422,186	3,759,621	3,700,381	3,323,190	3,089,523
1株当たり 純資産額 (円)	716.05	985.15	962.55	711.58	458.09
1株当たり 当期純利益金額 (円)	16.35	13.08	19.81	11.63	13.15
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)	16.35	13.07	19.79	11.62	13.13
自己資本比率 (%)	17.02	21.05	20.71	16.32	11.16
自己資本利益率 (%)	2.28	1.55	2.04	1.37	2.25
株価収益率 (倍)	44.94	82.08	50.98	65.31	43.02
営業活動による キャッシュ・ フロー (百万円)	22,283	3,864	13,286	41,223	76,723
投資活動による キャッシュ・ フロー (百万円)	23,836	22,052	36,710	63,135	119,271
財務活動による キャッシュ・ フロー (百万円)	12,987	15,800	13,268	43,932	12,548
現金及び現金同 等物の期末残高 (百万円)	141,861	152,733	163,661	140,825	168,525
従業員数 (人)	8,746	8,858	9,268	9,444	9,501

(注) 純資産額の算定にあたり、平成19年3月期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

第3 【発行者(その関連者)と組織再編成対象会社との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第2 統合財務情報」に記載のとおりです。

2 【沿革】

平成21年10月30日	損保ジャパンおよび日本興亜損保は、株主総会の承認および関係当局の許認可等を前提として、本株式移転により共同で当社を設立することについて合意に達し、両社の取締役会において「新グループの事業計画」および「株式移転計画書」の作成ならびに「経営統合に関する契約書」の締結について決議しました。
平成21年12月22日	損保ジャパンおよび日本興亜損保の臨時株主総会において、両社が共同で株式移転の方法により当社を設立し、両社がその完全子会社となることについて決議する予定です。
平成22年4月1日	損保ジャパンおよび日本興亜損保が株式移転の方式により当社を設立する予定です。また、当社の普通株式を、東京証券取引所および大阪証券取引所に上場する予定です。

なお、完全子会社となる損保ジャパンおよび日本興亜損保の沿革につきましては、両社の有価証券報告書(損保ジャパンについては平成21年6月25日提出、日本興亜損保については同年6月26日提出)をご参照ください。

3 【事業の内容】

当社は、損害保険会社、生命保険会社その他の保険業法の規定により子会社等とした会社の経営管理およびこれに附帯する業務を行う予定です。

また、当社の完全子会社となる損保ジャパンおよび日本興亜損保の事業の内容は以下のとおりです。

損保ジャパン

損保ジャパンおよび損保ジャパンの関係会社(子会社44社および関連会社22社)において営まれている主な事業の内容と、当該事業における各関係会社の位置付けは次のとおりであります。なお、事業の種類別セグメントと同一の区分であります。

(1) 損害保険事業

損害保険業および損害保険関連事業

損保ジャパンが損害保険業を営んでいるほか、連結子会社6社(セゾン自動車火災保険株式会社、Sompo Japan Insurance Company of America、Sompo Japan Insurance Company of Europe Limited、Sompo Japan Insurance(Singapore) Pte. Ltd.、Sompo Japan Insurance (China) Co., Ltd.、Yasuda Seguros S.A.)、非連結子会社8社、持分法適用関連会社4社(日立キャピタル損害保険株式会社、Berjaya Sompo Insurance Berhad、Universal Sompo General Insurance Company Limited、Maritima Seguros S.A.)および持分法適用外の関連会社3社が主として損害保険業を営んでおります。

また、連結子会社である株式会社全国訪問健康指導協会、株式会社損保ジャパン調査サービスなど非連結子会社15社、持分法適用関連会社1社および持分法適用外の関連会社6社が損害保険関連事業を営んでおります。

金融関連事業

連結子会社の損保ジャパンDC証券株式会社が確定拠出年金事業を、連結子会社の損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社が投信・投資顧問事業を営んでおります。また、YEDグローバルテクノロジー1号投資事業組合など非連結子会社2社、持分法適用関連会社の安田企業投資株式会社および持分法適用外の関連会社8社が有価証券投資事業を営んでおり、連結子会社のSompo Japan Asia Holdings Pte. Ltd.および非連結子会社2社がその他金融関連事業を営んでおります。

総務・事務代行等関連事業

株式会社損保ジャパン情報サービスなど非連結子会社4社が、総務関連事業、事務代行・計算関連事業、調査・研究事業を営んでおります。

(2) 生命保険事業

連結子会社の損保ジャパンひまわり生命保険株式会社および損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社が生命保険事業を営んでおります。

また、連結子会社のYasuda Seguros S.A.が損害保険業のほか、生命保険事業を営んでおります。

日本興亜損保

日本興亜損保および日本興亜損保の関係会社が営んでいる主な事業の内容と、各関係会社の当該事業における位置付け等は次のとおりであります。

(1) 損害保険事業

損害保険および損害保険関連事業

損害保険および損害保険関連事業については、日本興亜損保のほか子会社13社、関連会社4社により行っております。

損害保険事業については、日本興亜損保のほかそんぽ24損害保険株式会社をはじめとする関係会社6社が営んでおります。

また、損害保険関連事業としては、日本興亜損害調査株式会社が日本興亜損保の委託により損害調査業務を行うなど、関係会社がそれぞれの受託業務を行っております。

資産運用関連事業

資産運用関連事業については、日本興亜損保のほか子会社4社により行っております。

その主なものは、投資運用事業ではゼスト・アセットマネジメント株式会社、その他資産運用関連事業では日本興亜クレジットサービス株式会社(消費者ローン業務)などであります。

総務・事務受託等関連事業

総務・事務受託等関連事業については、日本興亜損保の業務に付随する業務の一部を子会社6社に委託しております。

その主なものは、総務関連事業では日本興亜オフィスサービス株式会社(社屋の清掃管理業務)、事務受託・計算関連事業では日本興亜情報サービス株式会社(電子計算機の操作業務)および日本興亜キャリアスタッフ株式会社(人材派遣業務)、研修事業では日本興亜エージェンシーサービス株式会社(代理店向け研修・教育業務)などあります。

(2) 生命保険事業

生命保険事業については、子会社である日本興亜生命保険株式会社が営んでおります。

4 【関係会社の状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において関係会社はありません。

なお、当社の完全子会社となる損保ジャパンおよび日本興亜損保の関係会社の状況につきましては、「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 1 組織再編成の目的等」(2)の記載の「イ 提出会社の企業集団の概要」をご参照ください。

5 【従業員の状況】**(1) 当社の状況**

当社は新設会社であるため、未定です。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる損保ジャパンおよび日本興亜損保の平成21年9月30日現在における従業員の状況は、以下のとおりです。

損保ジャパン

平成21年9月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)
損害保険事業	19,033 [5,207]
生命保険事業	1,834 [38]
合計	20,867 [5,245]

(注) 1 従業員数は就業人員数(損保ジャパングループからグループ外への出向者を除き、グループ外から損保ジャパングループへの出向者を含む。)であり、執行役員(執行役員兼務取締役を除く。)を含みます。臨時従業員は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2 臨時従業員には、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。

日本興亜損保

平成21年9月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)
損害保険事業	9,232
生命保険事業	515
合計	9,747

(注) 従業員数は就業人員数(日本興亜損保グループからグループ外への出向者を除き、グループ外からの出向者を含む。)であります。

(3) 労働組合の状況

当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

連結会社

当社の完全子会社となる損保ジャパンおよび日本興亜損保の労働組合の状況は、以下のとおりです。

損保ジャパン

特記すべき事項はありません。

日本興亜損保

日本興亜損保には平成21年9月30日現在、日本興亜労働組合(組合員数7,338人)、全日本損害保険労働組合日本興亜支部(組合員数62人)の2つの組合があります。

なお、労働組合との間に特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる損保ジャパンおよび日本興亜損保の業績等の概要につきましては、両社の有価証券報告書(損保ジャパンについては平成21年6月25日提出、日本興亜損保については同年6月26日提出)および四半期報告書(損保ジャパンについては平成21年8月14日および同年11月27日提出、日本興亜損保については同年8月14日および同年11月27日提出)をご参照ください。

2【保険引受および資産運用の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる損保ジャパンおよび日本興亜損保の保険引受および資産運用の状況につきましては、両社の有価証券報告書(損保ジャパンについては平成21年6月25日提出、日本興亜損保については同年6月26日提出)および四半期報告書(損保ジャパンについては平成21年8月14日および同年11月27日提出、日本興亜損保については同年8月14日および同年11月27日提出)をご参照ください。

3【対処すべき課題】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる損保ジャパンおよび日本興亜損保の対処すべき課題につきましては、両社の有価証券報告書(損保ジャパンについては平成21年6月25日提出、日本興亜損保については同年6月26日提出)および四半期報告書(損保ジャパンについては平成21年8月14日および同年11月27日提出、日本興亜損保については同年8月14日および同年11月27日提出)をご参照ください。

4【事業等のリスク】

当社は本届出書提出日現在において設立されておりませんが、本株式移転に関連し、当社グループの経営統合に係るリスクとして、下記(1)のリスクが想定されます。さらに、当社は本株式移転により損保ジャパンおよび日本興亜損保の完全親会社となるため、当社の設立後は本届出書提出日現在における両社の事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなり得ることが想定されます。両社の事業等のリスクを踏まえた当社の事業等のリスクはそれぞれ下記(2)および(3)のとおりです。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、当社、損保ジャパングループおよび日本興亜損保グループが、本届出書提出日現在において判断したものであります。

(1) 経営統合に関するリスク

当社の設立は平成22年4月1日を目指しており、現在経営統合に向けた準備を損保ジャパンおよび日本興亜損保で進めておりますが、例えば次のような経営統合に関するリスクが想定され、業務運営や、経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

- ・ 関係当局の許認可や承認が得られない、または遅延するリスク
- ・ 株主総会で承認が得られないリスク
- ・ 何らかの事情により、基本合意書で定めた経営統合の内容が変更となるリスク
- ・ 金融市場の混乱、経済情勢の急激な悪化等により、予定通りに経営統合が進まないリスク
- ・ 経営統合により期待されるシナジー効果が十分に発揮されないリスク

(2) 損保ジャパンの事業等のリスク

本届出書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、損保ジャパングループの経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性のあるリスクで、投資者の判断に重要な影響を与える可能性があると考えられる主なものは、以下に掲げるとおりです。また、これらのリスクは互いに独立するものではなく、あるリスク事象の発生により他のリスクが増大する可能性があります。

なお、損保ジャパンは、これらのリスクを認識したうえで、リスク事象の発生および規模拡大を回避するための施策を講じるとともに、発生した場合には迅速かつ適切な対応に努める所存であります。

日本の経済情勢悪化による影響

わが国経済は、金融資本市場の危機を契機とした世界的な景気後退が続く中で外需、内需ともに厳しい状況が続くと見られますが、政府による経済対策の効果などで民間需要が持ち直し、低迷を脱することが期待されます。なお、世界の経済金融情勢の悪化によっては、景気の下降局面が長くなるリスクが存在することに留意する必要があります。今後長期にわたって景気が低迷した場合には、保険事業等に重要な影響を及ぼす可能性があります。

また、損保ジャパングループが保有する主な運用資産は、有価証券、貸付金等であり、国内株式、国内債、国内融資および国内不動産等、わが国経済の変動に対するリスクが相対的に大きい資産ポートフォリオとなっており、今後わが国の経済環境等が著しく悪化した場合には、経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

損害保険事業の競争激化による影響

平成8年の保険業法改正以降、規制緩和が着実に進展した結果、主要種目である自動車保険を中心に、再編や外資系保険会社の新規参入などによるマーケットシェア競争が激化しており、価格競争も進んできています。

今後、更なる規制緩和の進展や、価格競争が激化した場合には、収益力が低下し、経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

法律、制度等の変更による影響

主要事業である国内の保険事業は、法律、制度等により詳細かつ包括的な規制を受けていますが、予測不能な規制の変更や新設により、保険商品販売やサービス提供による収入の減少がもたらされること、あるいは保険契約準備金の一層の積み増し等が求められることなどにより、経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

自然災害リスク

日本には、その固有の風土から、地震・台風・水災・雪害等の様々な自然災害に関するリスクが存在しており、その発生頻度や発生規模を正確に予測することは困難です。

このような自然災害の影響をリスク分散するために、再保険の活用や異常危険準備金の積立を行っておりますが、予想の範囲を上回る頻度や規模の自然災害が、経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

予測不能な損害の発生による影響

保険事業は、売上原価が保険金等の支払によって事後的に確定する性質を有しており、大数の法則が有効に機能しない予測不能な損害の発生が、経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

損保ジャパンは、金融保証保険においてサブプライムローンの一部含む証券化商品等の保証を提供しておりますが、昨年来の世界的な金融市場の混乱ならびに米国サブプライムローン問題の長期化および深刻化に伴い、平成20年度の金融保証保険損失額(正味支払保険金および支払備金積増額の合計)は1,479億円となりました。金融保証保険は新規の引受を停止しておりますが、世界の経済金融情勢の更なる悪化によっては、過去に引受けた契約に対する保険金が、積み立てている支払備金を超える可能性があります。

再保険に関するリスク

保険元受事業における引受担保力の拡大、偶発的な巨大災害に対するリスク分散などを主な目的として、再保険を活用しておりますが、再保険市場の需給が極度に逼迫した場合や出再先の再保険会社における信用リスクが顕在化した場合などには、再保険料が高騰したり、十分な再保険が手当てできなかつたりするなど、保険事業の収支およびお客さまに提供する商品などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

海外事業のリスク

海外における保険事業には、国内における保険事業と比べるとその規模は相対的に小さいものの、国内とは異なる各国固有の事業リスクが存在しています。

想定されるリスクは、主に現地における政治・社会・経済に関する情勢や為替レートの急激な変化、突発的な法律・規制の変更などであり、これらが海外事業の収支に重要な影響を及ぼす可能性があります。

生命保険事業等のリスク

損保ジャパングループでは、事業ポートフォリオの多様化を目指して生命保険事業やアセットマネジメント事業、ヘルスケア事業などの関連事業に進出しており、特に生命保険事業は、近年その規模が拡大しております。生命保険事業には、拡大のために多額の追加的資本が必要となる、既存会社との競争により安定的な市場基盤を構築できない、または商品固有のリスクにより収益性が悪化するなどの様々な事業リスクが存在しており、これらが損保ジャパングループの経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

株価の下落による影響

損保ジャパングループでは、主に保険取引先企業との中長期的な友好関係の維持の観点などから、国内株式を多く保有しております。国内株式は一般的に価格の変動性が高く、今後の株価の下落によっては、売却損・評価損計上による利益減少や、評価差額金の減少による純資産減少など、経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

為替の変動による影響

資産運用リスクの分散を図るため、外国債券、外国株式等の海外投資を行っておりますが、各々の現地通貨における資産価値の変動や、為替レートの変動が、これらの資産の価値および投資収益に重要な影響を及ぼす可能性があります。

金利の変動による影響

債券、貸付金等の固定金利資産を保有していることから、金利が上昇した場合には資産価値が減少し、また固定金利債務である長期保険の責任準備金を有していることから、金利が低下した場合には負債の時価額が増加するなど、金利の大幅な変動が、経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

流動性リスク

保険事業においては、保険金支払等の将来の資金ニーズに備えて流動性の高い資産を保有しておりますが、巨大災害や保険契約の解約の増加、または市場の混乱による換金性の低下などにより資金繰りが悪化した場合には、通常よりも高い金利での資金調達や、著しく低い価格での市場における保有有価証券売却を余儀なくされることなどにより、経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

投融資先の信用力低下による影響

損保ジャパングループが保有している株式、債券などの有価証券や貸付金などは、有価証券の発行体や貸付先の信用力低下や破綻により、価値が大幅に減少する、あるいは利息や元本の回収が不能になる場合があり、経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

格付の引き下げによる影響

損保ジャパンは、格付機関から格付を取得しております。損保ジャパングループでは、収益力増強や財務の健全性向上等を積極的に図るなど、損保ジャパンの格付水準の維持・向上に取り組んでおりますが、格付の水準は、日本国債の格付や日本の金融システム全体に対する評価等の影響も受けるものであり、また常に格付機関により見直しがなされる可能性があります。仮に、格付機関により格付が引き下げられた場合には、保険事業の営業活動や資金調達コストなどに悪影響が出ることにより、経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

訴訟に関するリスク

損保ジャパングループは、保険事業を中心として国内外で多様な事業を行っておりますが、これらに関連して訴訟を提起される可能性があります。その結果によっては巨額の賠償金を請求されたり、事業活動に制約を受けたりする場合があります。経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

個人情報等の漏洩等の発生による影響

損保ジャパングループは、多数の法人・個人のお客さまの情報を保有しているほか、様々な経営情報等の内部情報を有しております。これらの情報の管理については、グループ各社において情報管理に関するポリシーや事務手続きを策定しており、役職員等に対する教育・研修等により情報管理の重要性の周知徹底、システム上のセキュリティ対策などを行っております。しかしながら、これらの対策にもかかわらず、重要な情報が外部に漏洩した場合には、損保ジャパングループの業務運営や、経営成績、財務状況などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

経営統合に関するリスク

損保ジャパンは、株主総会の承認と関係当局の許認可等を前提として、日本興亜損保と共同株式移転方式により持株会社を設立し経営統合を行うことに合意し、平成21年10月30日に経営統合に関する契約書を締結いたしました。経営統合の時期は平成22年4月を目指しており、現在経営統合に向けた準備を両社で進めておりますが、例えば次のような経営統合に関するリスクが想定され、損保ジャパンの業務運営や、経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

- ・ 関係当局の許認可や承認が得られない、または遅延するリスク
- ・ 株主総会で承認が得られないリスク
- ・ 何らかの事情により、基本合意書で定めた経営統合の内容が変更となるリスク
- ・ 金融市場の混乱、経済情勢の急激な悪化等により、予定通りに経営統合が進まないリスク
- ・ 経営統合により期待されるシナジー効果が十分に発揮されないリスク

その他のリスク

上記のほか、災害等の発生、コンピューター・システムの障害による業務の停止、不正行為・法令違反などによるお客さまからの信頼の喪失、あるいはこれらを原因として関係当局から行政処分を受けるなどにより、損保ジャパングループの経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

(3) 日本興亜損保の事業等のリスク

本届出書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、主として以下のようなものがあります。日本興亜損保ではこれらのリスクを認識しその発生の回避および発生した場合の適切な対応に努める所存であります。

日本の経済情勢

日本興亜損保グループは保険営業の基盤の大部分を日本国内に置くとともに、資産運用につきましてもその大半を日本における株式や債券、貸付金等に投資をしております。従いまして、日本興亜損保グループの財政状態および業績は、日本の経済情勢の影響を大きく受けることになります。

損保業界の競争激化

日本の損害保険業界は大幅な規制緩和により、新規会社の参入・銀行等の新規販売チャネルの進展など競争が激化しております。こうした環境において、競争力を維持できず、マーケットシェアが大幅にダウンする等の事態が発生した場合には、日本興亜損保グループの財政状態および業績に影響が出る可能性があります。

格付の低下

格付は保険会社の財務的安定性を示す上で重要な役割を果たしています。日本興亜損保は格付機関より格付を取得しておりますが、格付機関は日本興亜損保の業績を始め、経済環境等を含めた様々な要因により、格付を見直しております。格付が引き下げられた場合には、営業活動を始めとする様々な企業活動に影響が出る可能性があります。

保険業法、規制、制度等の変更に伴うリスク

日本興亜損保グループは、保険業法および関連法令や会計制度などの様々な規制や制度に基づき保険事業を運営しております。今後これら保険業法や規制、制度などが変更された場合には、日本興亜損保グループの業務運営や業績等に影響が出る可能性があります。

自然災害

日本興亜損保グループは、地震または風水災等の自然災害に起因して多額の保険金の支払いが発生し、大きな損失を被る可能性があります。異常危険準備金等の会社の担保力や再保険の購入により損失をカバーするように努めておりますが、自然災害の規模によりましては日本興亜損保グループの財政状態および業績に重大な影響を与える可能性があります。

保険契約引受において通常の予測を超える損害が生じるリスク

保険契約の将来債務については保険契約準備金として積み立てておりますが、現時点で予想できない事象が発生し、通常の予測を超える損害が生じた場合には、日本興亜損保グループの財政状態および業績に影響を受ける可能性があります。

再保険に関するリスク

日本興亜損保グループは、再保険により自社が引き受けたリスクの分散に努めておりますが、元受・再保険市場環境が急激に変化し、再保険料が高騰する等により十分な再保険を手当てできないことがあります。また再保険取引先の破綻により再保険金の一部あるいは全部が回収不能となることがあります。これらの場合には、日本興亜損保グループの財政状態および業績が影響を受ける可能性があります。

海外事業

海外の保険市場は、日本の保険市場にはない特有の保険リスクが存在するなど、日本とは環境が異なっております。また、海外拠点で保有している資産は、現地国の経済情勢の影響を受けることとなります。さらに、進出している国や地域によっては、テロ・暴動等による政治的・社会的混乱、法律や規制の突然の変更等による事業への障害等のカントリーリスクが存在します。これらの要因により、海外拠点の事業に予期せぬ損害が発生し、日本興亜損保グループの財政状態および業績に影響を及ぼす可能性があります。

国内関連事業

日本興亜損保グループは、生命保険事業や直販型損害保険事業等を子会社形態にて展開し、多額の投資を行っております。これらの事業を展開する市場は、すでに確固たる事業基盤を有する企業が存在するなど厳しい競争状態にあり、日本興亜損保グループが期待通りの収益を獲得できなくなる可能性があります。

株価変動リスク

日本興亜損保グループは、資産として市場性のある株式を大量に保有しております。株式相場は大きく変動することがあり、その場合には日本興亜損保グループの財政状態および業績は、株価変動の影響を大きく受ける可能性があります。

金利リスク

日本興亜損保グループは、債券や貸付金を資産として保有しておりますが、これらの運用は金利上昇時の債券価格の下落や、金利低下時の利息収入の減少などのリスクを伴っています。また、積立保険や生命保険など、予定利率（お客様にお約束した保証利回り）を持つ商品に関する資産の運用については、実際の運用利回りが予定利率を下回ることによって損失を被るリスクがあります。このように、金利変動は日本興亜損保グループの業績等に影響を与える可能性があります。

流動性リスク

巨大災害の発生や保険契約の解約の増加等に伴って支払いが急増することによる資金繰りの悪化、あるいは市場の混乱等による不利な条件での資産売却や資金調達を余儀なくされるといった事情により、日本興亜損保グループの財政状態および業績が影響を受ける可能性があります。

信用リスク

日本興亜損保グループは株式や債券、貸付金等を資産として保有しておりますが、有価証券の発行体や貸付先の破綻等により、保有している株式や債券の価値が減少したり、利息や元金の回収ができなくなることが考えられます。こうした損失が、日本興亜損保グループの財政状態および業績に影響を及ぼす可能性があります。

為替変動リスク

日本興亜損保グループはUSドルやユーロなどの外貨建の取引を行っており、これに伴って、外貨建の収益・費用および資産・負債が発生します。これらは為替変動のリスクに晒されており、日本興亜損保グループの財政状態および業績に影響を与える可能性があります。

退職給付債務

退職給付債務および退職給付費用は、見込数値を含む基礎率に基づいて、長期間にわたる将来債務の見積りを行っております。このため、見込数値の前提となる条件や環境の変化によって将来債務が変動し、日本興亜損保グループの財政状態および業績に影響を与える可能性があります。

法務リスク

日本興亜損保グループは、事業活動を行う上で、国内においては会社法、独占禁止法等の会社経営に係る一般的な法令や保険業法を始めとする金融関係法令等、海外においては当該諸外国・地域における法令等による規制を受けており、コンプライアンス態勢の整備や顧問弁護士の活用等によって、これらの法令等の遵守に努めております。しかしながら、これらの法令等を遵守できなかったこと等に起因して法的紛争が発生した場合には、日本興亜損保グループが訴訟の対象となることもあり、その訴訟の程度によりましては、日本興亜損保グループの業務運営や業績等に影響が出る可能性があります。

非常災害リスク

自然災害、産業災害、人為災害により、日本興亜損保グループの通常業務の遂行に支障をきたすなど、損害が発生する恐れがあります。その損害の程度によりましては、日本興亜損保グループの財政状態および業績に影響が出る可能性があります。

顧客情報の漏えい

日本興亜損保グループでは、個人、法人を問わず多数のお客様の情報を取り扱っております。これらの情報に関し、日本興亜損保グループでは顧客情報管理態勢を整備し、厳重な管理を行っておりますが、万一重大な情報漏えいが発生した場合には、お客様に対して多大なご迷惑をお掛けするとともに、日本興亜損保の社会的信頼・信用を失墜させる事態をも招く恐れがあります。このような場合には、日本興亜損保グループの業務運営や業績等に影響が出る可能性があります。

経営統合に関するリスク

日本興亜損保は、株主総会の承認と関係当局の許認可等を前提として、損保ジャパンと共同株式移転方式により持株会社を設立し経営統合を行うことに合意し、平成21年10月30日に経営統合に関する契約書を締結いたしました。経営統合の時期は平成22年4月を目指しており、現在経営統合に向けた準備を両社で進めておりますが、例えば次のような経営統合に関するリスクが想定され、日本興亜損保の業務運営、財政状態および業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

- ・ 関係当局の許認可や承認が得られない、または遅延するリスク
- ・ 株主総会で承認が得られないリスク
- ・ 何らかの事情により、基本合意書で定めた経営統合の内容が変更となるリスク
- ・ 金融市場の混乱、経済情勢の急激な悪化等により、予定通りに経営統合が進まないリスク
- ・ 経営統合により期待されるシナジー効果が十分に発揮されないリスク

その他のリスク

システム障害や事務ミス、法令違反、従業員による不正の発生等により、業務の運営に支障が生じ、もしくはお客様の信頼・信用を失い、損失が発生する恐れがあります。また、これらを原因として当局から行政処分を受ける等により、日本興亜損保グループの業務運営や業績等に影響が出る可能性があります。

なお、日本興亜損保は金融庁により平成21年10月23日付けで、不十分・不適切な対応により保険金支払が遅延している事例が確認されたことにより業務改善命令を受けております。

5 【経営上の重要な契約等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる損保ジャパンおよび日本興亜損保の経営上の重要な契約等につきましては、両社の有価証券報告書(損保ジャパンについては平成21年6月25日提出、日本興亜損保については同年6月26日提出)および四半期報告書(損保ジャパンについては平成21年8月14日および同年11月27日提出、日本興亜損保については同年8月14日および同年11月27日提出)をご参照ください。

6 【研究開発活動】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる損保ジャパンおよび日本興亜損保の研究開発活動につきましては、両社の有価証券報告書(損保ジャパンについては平成21年6月25日提出、日本興亜損保については同年6月26日提出)および四半期報告書(損保ジャパンについては平成21年8月14日および同年11月27日提出、日本興亜損保については同年8月14日および同年11月27日提出)をご参照ください。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる損保ジャパンおよび日本興亜損保の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析につきましては、両社の有価証券報告書(損保ジャパンについては平成21年6月25日提出、日本興亜損保については同年6月26日提出)および四半期報告書(損保ジャパンについては平成21年8月14日および同年11月27日提出、日本興亜損保については同年8月14日および同年11月27日提出)をご参照ください。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となる損保ジャパンおよび日本興亜損保の設備投資等の概要につきましては、両社の有価証券報告書(損保ジャパンについては平成21年6月25日提出、日本興亜損保については同年6月26日提出)および四半期報告書(損保ジャパンについては平成21年8月14日および同年11月27日提出、日本興亜損保については同年8月14日および同年11月27日提出)をご参照ください。

2 【主要な設備の状況】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となる損保ジャパンおよび日本興亜損保の主要な設備の状況につきましては、両社の有価証券報告書(損保ジャパンについては平成21年6月25日提出、日本興亜損保については同年6月26日提出)および四半期報告書(損保ジャパンについては平成21年8月14日および同年11月27日提出、日本興亜損保については同年8月14日および同年11月27日提出)をご参照ください。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となる損保ジャパンおよび日本興亜損保の設備の新設、除却等の計画につきましては、両社の有価証券報告書(損保ジャパンについては平成21年6月25日提出、日本興亜損保については同年6月26日提出)および四半期報告書(損保ジャパンについては平成21年8月14日および同年11月27日提出、日本興亜損保については同年8月14日および同年11月27日提出)をご参照ください。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

平成22年4月1日時点の当社の状況は以下のとおりです。

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	5,000,000,000
計	5,000,000,000

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品 取引所名又は 登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,722,802,230	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は1,000株です。
計	1,722,802,230		

(注) 損保ジャパンの発行済株式総数987,733,424株(平成21年9月30日時点)および日本興亜損保の発行済株式総数816,743,118株(平成21年9月30日時点)に基づいて算出しております。ただし、損保ジャパンおよび日本興亜損保は、平成21年10月30日に開催された、損保ジャパンおよび日本興亜損保の取締役会の決議(「新グループの事業計画」および「株式移転計画書」の作成ならびに「経営統合に関する契約書」の締結)および平成21年12月22日に開催予定の損保ジャパンおよび日本興亜損保の臨時株主総会の特別決議(共同株式移転計画の承認)に基づき行う株式移転(以下「本株式移転」といいます。)の効力発生日の前日までに、その保有する自己株式を原則として消却する予定ですので、発行数は変動します。また、本株式移転効力発生日の直前までに両社の新株予約権の行使等がなされた場合においても発行数は変動することがあります。

(2) 【新株予約権等の状況】

損保ジャパンおよび日本興亜損保が発行した新株予約権は、本株式移転効力発生日をもって消滅し、同日当該新株予約権の新株予約権者に対してこれに代わる当社の新株予約権を交付します。当社が交付する新株予約権の内容は以下のとおりです。

N K S J ホールディングス株式会社第 1 回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成22年 4 月 1 日)
新株予約権の数(個)	135 (注 1)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注 2)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	135,000 (注 3)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	777 (注 4)
新株予約権の行使期間	平成22年 4 月 1 日から平成24年 6 月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 777 (注 5) 資本組入額 389 (注 5)
新株予約権の行使の条件	株式移転計画別紙 3 の 7 . をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画別紙 3 の11 . をご参照ください。

- (注) 1 平成21年 9 月30日現在の株式会社損害保険ジャパン第 1 回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権 1 個に代わり、当社設立の日の前日現在発行している当該新株予約権の総数と同数の当社のN K S J ホールディングス株式会社第 1 回新株予約権 1 個を交付します。株式会社損害保険ジャパン第 1 回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。
- 2 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は1,000株です。
- 3 (注 1)と同じ理由により変動する可能性があります。
- 4 株式移転計画別紙 3 の 5 . をご参照ください。
- 5 株式移転計画別紙 3 の10 . をご参照ください。

N K S Jホールディングス株式会社第2回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成22年4月1日)
新株予約権の数(個)	10 (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注2)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,000 (注3)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	712 (注4)
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日から平成24年6月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 712 (注5) 資本組入額 356 (注5)
新株予約権の行使の条件	株式移転計画別紙5の7.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画別紙5の11.をご参照ください。

- (注) 1 平成21年9月30日現在の株式会社損害保険ジャパン第2回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社設立の日の前日現在発行している当該新株予約権の総数と同数の当社のN K S Jホールディングス株式会社第2回新株予約権1個を交付します。株式会社損害保険ジャパン第2回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。
- 2 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は1,000株です。
- 3 (注1)と同じ理由により変動する可能性があります。
- 4 株式移転計画別紙5の5.をご参照ください。
- 5 株式移転計画別紙5の10.をご参照ください。

N K S Jホールディングス株式会社第3回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成22年4月1日)
新株予約権の数(個)	40 (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注2)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	40,000 (注3)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	581 (注4)
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日から平成24年6月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 581 (注5) 資本組入額 291 (注5)
新株予約権の行使の条件	株式移転計画別紙7の7.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画別紙7の11.をご参照ください。

- (注) 1 平成21年9月30日現在の株式会社損害保険ジャパン第4回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社設立の日の前日現在発行している当該新株予約権の総数と同数の当社のN K S Jホールディングス株式会社第3回新株予約権1個を交付します。株式会社損害保険ジャパン第4回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。
- 2 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は1,000株です。
- 3 (注1)と同じ理由により変動する可能性があります。
- 4 株式移転計画別紙7の5.をご参照ください。
- 5 株式移転計画別紙7の10.をご参照ください。

N K S J ホールディングス株式会社第 4 回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成22年 4 月 1 日)
新株予約権の数(個)	30 (注 1)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注 2)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	30,000 (注 3)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	574 (注 4)
新株予約権の行使期間	平成22年 4 月 1 日から平成24年 6 月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 574 (注 5) 資本組入額 287 (注 5)
新株予約権の行使の条件	株式移転計画別紙 9 の 7 . をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画別紙 9 の 11 . をご参照ください。

- (注) 1 平成21年 9 月30日現在の株式会社損害保険ジャパン第 5 回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権 1 個に代わり、当社設立の日の前日現在発行している当該新株予約権の総数と同数の当社の N K S J ホールディングス株式会社第 4 回新株予約権 1 個を交付します。株式会社損害保険ジャパン第 5 回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。
- 2 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は1,000株です。
- 3 (注 1)と同じ理由により変動する可能性があります。
- 4 株式移転計画別紙 9 の 5 . をご参照ください。
- 5 株式移転計画別紙 9 の 10 . をご参照ください。

N K S J ホールディングス株式会社第 5 回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成22年 4 月 1 日)
新株予約権の数(個)	105 (注 1)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注 2)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	105,000 (注 3)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	735 (注 4)
新株予約権の行使期間	平成22年 4 月 1 日から平成25年 6 月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 735 (注 5) 資本組入額 368 (注 5)
新株予約権の行使の条件	株式移転計画別紙11の 7 . をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画別紙11の11 . をご参照ください。

- (注) 1 平成21年 9 月30日現在の株式会社損害保険ジャパン第 6 回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権 1 個に代わり、当社設立の日の前日現在発行している当該新株予約権の総数と同数の当社のN K S J ホールディングス株式会社第 5 回新株予約権 1 個を交付します。株式会社損害保険ジャパン第 6 回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。
- 2 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は1,000株です。
- 3 (注 1)と同じ理由により変動する可能性があります。
- 4 株式移転計画別紙11の 5 . をご参照ください。
- 5 株式移転計画別紙11の10 . をご参照ください。

N K S Jホールディングス株式会社第6回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成22年4月1日)
新株予約権の数(個)	145 (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注2)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	145,000 (注3)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	901 (注4)
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日から平成25年6月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 901 (注5) 資本組入額 451 (注5)
新株予約権の行使の条件	株式移転計画別紙13の7.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画別紙13の11.をご参照ください。

- (注) 1 平成21年9月30日現在の株式会社損害保険ジャパン第7回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社設立の日の前日現在発行している当該新株予約権の総数と同数の当社のN K S Jホールディングス株式会社第6回新株予約権1個を交付します。株式会社損害保険ジャパン第7回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。
- 2 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は1,000株です。
- 3 (注1)と同じ理由により変動する可能性があります。
- 4 株式移転計画別紙13の5.をご参照ください。
- 5 株式移転計画別紙13の10.をご参照ください。

N K S Jホールディングス株式会社第7回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成22年4月1日)
新株予約権の数(個)	290 (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注2)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	290,000 (注3)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,167 (注4)
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日から平成26年6月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,167 (注5) 資本組入額 584 (注5)
新株予約権の行使の条件	株式移転計画別紙15の7.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画別紙15の11.をご参照ください。

- (注) 1 平成21年9月30日現在の株式会社損害保険ジャパン第8回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社設立の日の前日現在発行している当該新株予約権の総数と同数の当社のN K S Jホールディングス株式会社第7回新株予約権1個を交付します。株式会社損害保険ジャパン第8回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。
- 2 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は1,000株です。
- 3 (注1)と同じ理由により変動する可能性があります。
- 4 株式移転計画別紙15の5.をご参照ください。
- 5 株式移転計画別紙15の10.をご参照ください。

N K S J ホールディングス株式会社第 8 回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成22年 4 月 1 日)
新株予約権の数(個)	282 (注 1)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注 2)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	282,000 (注 3)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,082 (注 4)
新株予約権の行使期間	平成22年 4 月 1 日から平成26年 6 月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,082 (注 5) 資本組入額 541 (注 5)
新株予約権の行使の条件	株式移転計画別紙17の 7 . をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画別紙17の11 . をご参照ください。

- (注) 1 平成21年 9 月30日現在の株式会社損害保険ジャパン第 9 回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権 1 個に代わり、当社設立の日の前日現在発行している当該新株予約権の総数と同数の当社のN K S J ホールディングス株式会社第 8 回新株予約権 1 個を交付します。株式会社損害保険ジャパン第 9 回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。
- 2 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は1,000株です。
- 3 (注 1)と同じ理由により変動する可能性があります。
- 4 株式移転計画別紙17の 5 . をご参照ください。
- 5 株式移転計画別紙17の10 . をご参照ください。

N K S J ホールディングス株式会社第 9 回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成22年 4 月 1 日)
新株予約権の数(個)	363 (注 1)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注 2)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	363,000 (注 3)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,148 (注 4)
新株予約権の行使期間	平成22年 4 月 1 日から平成27年 6 月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,148 (注 5) 資本組入額 574 (注 5)
新株予約権の行使の条件	株式移転計画別紙19の 7 . をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画別紙19の11 . をご参照ください。

- (注) 1 平成21年 9 月30日現在の株式会社損害保険ジャパン第10回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権 1 個に代わり、当社設立の日の前日現在発行している当該新株予約権の総数と同数の当社のN K S J ホールディングス株式会社第 9 回新株予約権 1 個を交付します。株式会社損害保険ジャパン第10回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。
- 2 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は1,000株です。
- 3 (注 1)と同じ理由により変動する可能性があります。
- 4 株式移転計画別紙19の 5 . をご参照ください。
- 5 株式移転計画別紙19の10 . をご参照ください。

N K S Jホールディングス株式会社第10回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成22年4月1日)
新株予約権の数(個)	365 (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注2)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	365,000 (注3)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,665 (注4)
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日から平成27年6月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,665 (注5) 資本組入額 833 (注5)
新株予約権の行使の条件	株式移転計画別紙21の7.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画別紙21の11.をご参照ください。

- (注) 1 平成21年9月30日現在の株式会社損害保険ジャパン第11回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社設立の日の前日現在発行している当該新株予約権の総数と同数の当社のN K S Jホールディングス株式会社第10回新株予約権1個を交付します。株式会社損害保険ジャパン第11回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。
- 2 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は1,000株です。
- 3 (注1)と同じ理由により変動する可能性があります。
- 4 株式移転計画別紙21の5.をご参照ください。
- 5 株式移転計画別紙21の10.をご参照ください。

N K S J ホールディングス株式会社第11回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成22年4月1日)
新株予約権の数(個)	324 (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注2)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	324,000 (注3)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,598 (注4)
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日から平成28年6月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,068 (注5) 資本組入額 1,034 (注5)
新株予約権の行使の条件	株式移転計画別紙23の7. をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画別紙23の11. をご参照ください。

- (注) 1 平成21年9月30日現在の株式会社損害保険ジャパン第12回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社設立の日の前日現在発行している当該新株予約権の総数と同数の当社のN K S J ホールディングス株式会社第11回新株予約権1個を交付します。株式会社損害保険ジャパン第12回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。
- 2 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は1,000株です。
- 3 (注1)と同じ理由により変動する可能性があります。
- 4 株式移転計画別紙23の5. をご参照ください。
- 5 株式移転計画別紙23の10. をご参照ください。

N K S Jホールディングス株式会社第12回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成22年4月1日)
新株予約権の数(個)	316 (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注2)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	316,000 (注3)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,623 (注4)
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日から平成28年6月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,138 (注5) 資本組入額 1,069 (注5)
新株予約権の行使の条件	株式移転計画別紙25の7.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画別紙25の11.をご参照ください。

- (注) 1 平成21年9月30日現在の株式会社損害保険ジャパン第13回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社設立の日の前日現在発行している当該新株予約権の総数と同数の当社のN K S Jホールディングス株式会社第12回新株予約権1個を交付します。株式会社損害保険ジャパン第13回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。
- 2 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は1,000株です。
- 3 (注1)と同じ理由により変動する可能性があります。
- 4 株式移転計画別紙25の5.をご参照ください。
- 5 株式移転計画別紙25の10.をご参照ください。

N K S Jホールディングス株式会社第13回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成22年4月1日)
新株予約権の数(個)	403 (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注2)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	403,000 (注3)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,547 (注4)
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日から平成29年6月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,926 (注5) 資本組入額 963 (注5)
新株予約権の行使の条件	株式移転計画別紙27の7.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画別紙27の11.をご参照ください。

- (注) 1 平成21年9月30日現在の株式会社損害保険ジャパン第14回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社設立の日の前日現在発行している当該新株予約権の総数と同数の当社のN K S Jホールディングス株式会社第13回新株予約権1個を交付します。株式会社損害保険ジャパン第14回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。
- 2 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は1,000株です。
- 3 (注1)と同じ理由により変動する可能性があります。
- 4 株式移転計画別紙27の5.をご参照ください。
- 5 株式移転計画別紙27の10.をご参照ください。

N K S Jホールディングス株式会社第14回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成22年4月1日)
新株予約権の数(個)	382 (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注2)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	382,000 (注3)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	990 (注4)
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日から平成29年6月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,226 (注5) 資本組入額 613 (注5)
新株予約権の行使の条件	株式移転計画別紙29の7.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画別紙29の11.をご参照ください。

- (注) 1 平成21年9月30日現在の株式会社損害保険ジャパン第15回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社設立の日の前日現在発行している当該新株予約権の総数と同数の当社のN K S Jホールディングス株式会社第14回新株予約権1個を交付します。株式会社損害保険ジャパン第15回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。
- 2 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は1,000株です。
- 3 (注1)と同じ理由により変動する可能性があります。
- 4 株式移転計画別紙29の5.をご参照ください。
- 5 株式移転計画別紙29の10.をご参照ください。

N K S Jホールディングス株式会社第15回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成22年4月1日)
新株予約権の数(個)	2,973 (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注2)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	297,300 (注3)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注4)
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日から平成45年8月11日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 941 (注5) 資本組入額 471 (注5)
新株予約権の行使の条件	株式移転計画別紙31の7.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画別紙31の11.をご参照ください。

- (注) 1 平成21年9月30日現在の株式会社損害保険ジャパン第16回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社設立の日の前日現在発行している当該新株予約権の総数と同数の当社のN K S Jホールディングス株式会社第15回新株予約権1個を交付します。株式会社損害保険ジャパン第16回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。
- 2 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は1,000株です。
- 3 (注1)と同じ理由により変動する可能性があります。
- 4 株式移転計画別紙31の5.をご参照ください。
- 5 株式移転計画別紙31の10.をご参照ください。

N K S Jホールディングス株式会社第16回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成22年4月1日)
新株予約権の数(個)	7,471 (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注2)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	747,100 (注3)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注4)
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日から平成46年8月10日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 624 (注5) 資本組入額 312 (注5)
新株予約権の行使の条件	株式移転計画別紙33の7.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画別紙33の11.をご参照ください。

- (注) 1 平成21年9月30日現在の株式会社損害保険ジャパン第17回新株予約権の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社設立の日の前日現在発行している当該新株予約権の総数と同数の当社のN K S Jホールディングス株式会社第16回新株予約権1個を交付します。株式会社損害保険ジャパン第17回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。
- 2 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は1,000株です。
- 3 (注1)と同じ理由により変動する可能性があります。
- 4 株式移転計画別紙33の5.をご参照ください。
- 5 株式移転計画別紙33の10.をご参照ください。

N K S Jホールディングス株式会社第17回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成22年4月1日)
新株予約権の数(個)	236 (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注2)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	212,400 (注3)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注4)
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日から平成36年6月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 (注5) 資本組入額 1 (注5)(注6)
新株予約権の行使の条件	株式移転計画別紙47の3.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画別紙47の7.をご参照ください。

- (注) 1 平成21年9月30日現在の日本興亜損害保険株式会社2005年3月発行新株予約権(株式報酬型ストックオプション)の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社設立の前日現在発行している当該新株予約権の総数と同数の当社のN K S Jホールディングス株式会社第17回新株予約権1個を交付します。日本興亜損害保険株式会社2005年3月発行新株予約権(株式報酬型ストックオプション)の行使等により変動する可能性があります。
- 2 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は1,000株です。
- 3 (注1)と同じ理由により変動する可能性があります。
- 4 株式移転計画別紙47の2.をご参照ください。
- 5 日本興亜損保において発行した当時の新株予約権の発行価額(無償)を用いて算出しております。日本興亜損保からの承継時の時価で再計算するため、変動する可能性があります。
- 6 株式移転計画別紙47の6.をご参照ください。

N K S J ホールディングス株式会社第18回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成22年4月1日)
新株予約権の数(個)	255 (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注2)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	229,500 (注3)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注4)
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日から平成37年6月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 (注5) 資本組入額 1 (注5)(注6)
新株予約権の行使の条件	株式移転計画別紙47の3. をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画別紙47の7. をご参照ください。

- (注) 1 平成21年9月30日現在の日本興亜損害保険株式会社2006年3月発行新株予約権(株式報酬型ストックオプション)の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社設立の前日現在発行している当該新株予約権の総数と同数の当社のN K S J ホールディングス株式会社第18回新株予約権1個を交付します。日本興亜損害保険株式会社2006年3月発行新株予約権(株式報酬型ストックオプション)の行使等により変動する可能性があります。
- 2 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は1,000株です。
- 3 (注1)と同じ理由により変動する可能性があります。
- 4 株式移転計画別紙47の2. をご参照ください。
- 5 日本興亜損保において発行した当時の新株予約権の発行価額(無償)を用いて算出しております。日本興亜損保からの承継時の時価で再計算するため、変動する可能性があります。
- 6 株式移転計画別紙47の6. をご参照ください。

N K S Jホールディングス株式会社第19回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成22年4月1日)
新株予約権の数(個)	131 (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注2)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	117,900 (注3)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注4)
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日から平成39年3月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,039 (注5)(注6) 資本組入額 520 (注5)(注7)
新株予約権の行使の条件	株式移転計画別紙49の3.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画別紙49の7.をご参照ください。

- (注) 1 平成21年9月30日現在の日本興亜損害保険株式会社2007年3月発行新株予約権(株式報酬型ストックオプション)の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社設立の日の前日現在発行している当該新株予約権の総数と同数の当社のN K S Jホールディングス株式会社第19回新株予約権1個を交付します。日本興亜損害保険株式会社2007年3月発行新株予約権(株式報酬型ストックオプション)の行使等により変動する可能性があります。
- 2 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は1,000株です。
- 3 (注1)と同じ理由により変動する可能性があります。
- 4 株式移転計画別紙49の2.をご参照ください。
- 5 日本興亜損保において発行した当時の新株予約権の発行価額を用いて算出しております。日本興亜損保からの承継時の時価で再計算するため、変動する可能性があります。
- 6 計算の結果生じる1円未満の端数については切り上げて表示しております。
- 7 株式移転計画別紙49の6.をご参照ください。

N K S Jホールディングス株式会社第20回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成22年4月1日)
新株予約権の数(個)	144 (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注2)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	129,600 (注3)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注4)
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日から平成40年3月17日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 783 (注5)(注6) 資本組入額 392 (注5)(注7)
新株予約権の行使の条件	株式移転計画別紙49の3.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画別紙49の7.をご参照ください。

- (注) 1 平成21年9月30日現在の日本興亜損害保険株式会社2008年3月発行新株予約権(株式報酬型ストックオプション)の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社設立の日の前日現在発行している当該新株予約権の総数と同数の当社のN K S Jホールディングス株式会社第20回新株予約権1個を交付します。日本興亜損害保険株式会社2008年3月発行新株予約権(株式報酬型ストックオプション)の行使等により変動する可能性があります。
- 2 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は1,000株です。
- 3 (注1)と同じ理由により変動する可能性があります。
- 4 株式移転計画別紙49の2.をご参照ください。
- 5 日本興亜損保において発行した当時の新株予約権の発行価額を用いて算出しております。日本興亜損保からの承継時の時価で再計算するため、変動する可能性があります。
- 6 計算の結果生じる1円未満の端数については切り上げて表示しております。
- 7 株式移転計画別紙49の6.をご参照ください。

N K S Jホールディングス株式会社第21回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成22年4月1日)
新株予約権の数(個)	289 (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注2)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	260,100 (注3)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注4)
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日から平成41年3月16日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 590 (注5)(注6) 資本組入額 295 (注5)(注7)
新株予約権の行使の条件	株式移転計画別紙49の3.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画別紙49の7.をご参照ください。

- (注) 1 平成21年9月30日現在の日本興亜損害保険株式会社2009年3月発行新株予約権(株式報酬型ストックオプション)の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社設立の前日現在発行している当該新株予約権の総数と同数の当社のN K S Jホールディングス株式会社第21回新株予約権1個を交付します。日本興亜損害保険株式会社2009年3月発行新株予約権(株式報酬型ストックオプション)の行使等により変動する可能性があります。
- 2 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は1,000株です。
- 3 (注1)と同じ理由により変動する可能性があります。
- 4 株式移転計画別紙49の2.をご参照ください。
- 5 日本興亜損保において発行した当時の新株予約権の発行価額を用いて算出しております。日本興亜損保からの承継時の時価で再計算するため、変動する可能性があります。
- 6 計算の結果生じる1円未満の端数については切り上げて表示しております。
- 7 株式移転計画別紙49の6.をご参照ください。

N K S Jホールディングス株式会社第22回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成22年4月1日)
新株予約権の数(個)	408 (注1)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注2)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	367,200 (注3)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注4)
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日から平成41年10月7日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 594 (注5)(注6) 資本組入額 297 (注5)(注7)
新株予約権の行使の条件	株式移転計画別紙49の3.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画別紙49の7.をご参照ください。

- (注) 1 平成21年9月30日現在の日本興亜損害保険株式会社2009年10月発行新株予約権(株式報酬型ストックオプション)の個数です。本株式移転に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社設立の前日現在発行している当該新株予約権の総数と同数の当社のN K S Jホールディングス株式会社第22回新株予約権1個を交付します。日本興亜損害保険株式会社2009年10月発行新株予約権(株式報酬型ストックオプション)の行使等により変動する可能性があります。
- 2 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は1,000株です。
- 3 (注1)と同じ理由により変動する可能性があります。
- 4 株式移転計画別紙49の2.をご参照ください。
- 5 日本興亜損保において発行した当時の新株予約権の発行価額を用いて算出しております。日本興亜損保からの承継時の時価で再計算するため、変動する可能性があります。
- 6 計算の結果生じる1円未満の端数については切り上げて表示しております。
- 7 株式移転計画別紙49の6.をご参照ください。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

平成22年4月1日現在の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりです。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年4月1日	1,722,802,230 (予定) (注)	1,722,802,230 (予定) (注)	100,000	100,000	25,000	25,000

(注) 損保ジャパンの発行済株式総数987,733,424株(平成21年9月30日時点)および日本興亜損保の発行済株式総数816,743,118株(平成21年9月30日時点)に基づいて算出しております。ただし、損保ジャパンおよび日本興亜損保は、平成21年10月30日に開催された、損保ジャパンおよび日本興亜損保の取締役会の決議(「新グループの事業計画」および「株式移転計画書」の作成ならびに「経営統合に関する契約書」の締結)および平成21年12月22日に開催予定の損保ジャパンおよび日本興亜損保の臨時株主総会の特別決議(共同株式移転計画の承認)に基づき行う株式移転(以下「本株式移転」といいます。)の効力発生日の前日までに、その保有する自己株式を原則として消却する予定ですので、発行済株式は変動します。また、本株式移転効力発生日の直前までに両社の新株予約権の行使等がなされた場合においても発行済株式は変動することがあります。

(5) 【所有者別状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において所有者はおりません。

なお、当社の完全子会社となる損保ジャパンおよび日本興亜損保の平成21年9月30日現在の所有者別状況については、以下のとおりです。

損保ジャパン

平成21年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	3	171	53	660	472	11	27,472	28,842	
所有株式数 (単元)	111	400,468	13,965	87,626	355,260	96	125,146	982,672	5,061,424
所有株式数 の割合(%)	0.01	40.75	1.42	8.92	36.15	0.01	12.74	100.00	

(注) 1 自己株式3,108,089株は、「個人その他」に3,108単元および「単元未満株式の状況」に89株を、それぞれ含めて記載しております。

2 上記「個人その他」および「単元未満株式の状況」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ4単元および306株含まれております。

日本興亜損保

平成21年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	97	29	456	331	3	10,987	11,903	
所有株式数(単元)	-	262,963	2,219	96,603	329,062	7	124,068	814,922	1,821,118
所有株式数の割合(%)	-	32.27	0.27	11.85	40.39	0.00	15.22	100.00	

(注) 自己株式64,197,158株は、「個人その他」の欄に64,197単元および「単元未満株式の状況」の欄に158株を、それぞれ含めて記載しております。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において所有者はありません。なお、当社の完全子会社となる損保ジャパンおよび日本興亜損保の平成21年9月30日現在の議決権の状況は下記のとおりです。

損保ジャパン

平成21年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-		
議決権制限株式(自己株式等)	-		
議決権制限株式(その他)	-		
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,108,000		
	(相互保有株式) 普通株式 7,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 979,557,000	979,557	
単元未満株式	普通株式 5,061,424		
発行済株式総数	987,733,424		
総株主の議決権		979,557	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の株式数には、株式会社証券保管振替機構名義の株式4,000株(議決権4個)が含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、損保ジャパン所有の自己株式89株および株式会社証券保管振替機構名義の株式306株が含まれております。

日本興亜損保

平成21年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-		
議決権制限株式(自己株式等)	-		
議決権制限株式(その他)	-		
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 64,197,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 750,725,000	750,725	
単元未満株式	普通株式 1,821,118		
発行済株式総数	816,743,118		
総株主の議決権		750,725	

【自己株式等】

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生日である平成22年4月1日時点において、当社の自己株式を保有しておりません。なお、当社の完全子会社となる損保ジャパンおよび日本興亜損保の平成21年9月30日現在の自己株式については、以下のとおりです。

損保ジャパン

平成21年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社損害保険 ジャパン	東京都新宿区西新宿一 丁目26番1号	3,108,000	-	3,108,000	0.31
(相互保有株式) 大昌産業株式会社	大阪府大阪市西区江戸 堀二丁目6番33号	7,000	-	7,000	0.00
計		3,115,000	-	3,115,000	0.31

日本興亜損保

平成21年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
日本興亜損害保険 株式会社	東京都千代田区霞が関 三丁目7番3号	64,197,000	-	64,197,000	7.86
計		64,197,000	-	64,197,000	7.86

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社のストックオプション制度は、以下のとおりとなる予定です。

損保ジャパンは、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、旧商法第280条ノ20および第280条ノ21、会社法第361条第1項第3号ならびに会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、損保ジャパンの取締役および執行役員に対して新株予約権を発行することについて、平成14年6月27日、平成15年6月27日、平成16年6月29日および平成17年6月28日の定時株主総会ならびに平成18年7月21日、平成19年1月26日、平成19年7月27日、平成20年1月25日、平成20年7月25日および平成21年7月24日の取締役会において決議されたものです。

本株式移転に際し、これらの決議に基づき発行された新株予約権に代えて、以下の新株予約権が平成22年4月1日に交付される予定です。

N K S Jホールディングス株式会社第1回新株予約権

決議年月日	平成14年6月27日（注1）
付与対象者の区分及び人数	取締役15名、執行役員20名（注2）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1 株式会社損害保険ジャパン第1回新株予約権の決議年月日です。

2 株式会社損害保険ジャパン第1回新株予約権の決議当時の付与対象者の区分および人数です。

N K S Jホールディングス株式会社第2回新株予約権

決議年月日	平成14年6月27日（注1）
付与対象者の区分及び人数	執行役員1名（注2）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1 株式会社損害保険ジャパン第2回新株予約権の決議年月日です。

2 株式会社損害保険ジャパン第2回新株予約権の決議当時の付与対象者の区分および人数です。

N K S Jホールディングス株式会社第3回新株予約権

決議年月日	平成14年6月27日（注1）
付与対象者の区分及び人数	執行役員6名（注2）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1 株式会社損害保険ジャパン第4回新株予約権の決議年月日です。

2 株式会社損害保険ジャパン第4回新株予約権の決議当時の付与対象者の区分および人数です。

N K S Jホールディングス株式会社第4回新株予約権

決議年月日	平成14年6月27日（注1）
付与対象者の区分及び人数	執行役員4名（注2）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1 株式会社損害保険ジャパン第5回新株予約権の決議年月日です。

2 株式会社損害保険ジャパン第5回新株予約権の決議当時の付与対象者の区分および人数です。

N K S Jホールディングス株式会社第5回新株予約権

決議年月日	平成15年6月27日（注1）
付与対象者の区分及び人数	取締役9名、執行役員28名（注2）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1 株式会社損害保険ジャパン第6回新株予約権の決議年月日です。

2 株式会社損害保険ジャパン第6回新株予約権の決議当時の付与対象者の区分および人数です。

N K S Jホールディングス株式会社第6回新株予約権

決議年月日	平成15年6月27日（注1）
付与対象者の区分及び人数	取締役9名、執行役員28名（注2）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1 株式会社損害保険ジャパン第7回新株予約権の決議年月日です。

2 株式会社損害保険ジャパン第7回新株予約権の決議当時の付与対象者の区分および人数です。

N K S Jホールディングス株式会社第7回新株予約権

決議年月日	平成16年6月29日（注1）
付与対象者の区分及び人数	取締役8名、執行役員30名（注2）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1 株式会社損害保険ジャパン第8回新株予約権の決議年月日です。

2 株式会社損害保険ジャパン第8回新株予約権の決議当時の付与対象者の区分および人数です。

N K S Jホールディングス株式会社第8回新株予約権

決議年月日	平成16年6月29日（注1）
付与対象者の区分及び人数	取締役8名、執行役員31名（注2）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1 株式会社損害保険ジャパン第9回新株予約権の決議年月日です。

2 株式会社損害保険ジャパン第9回新株予約権の決議当時の付与対象者の区分および人数です。

N K S Jホールディングス株式会社第9回新株予約権

決議年月日	平成17年6月28日（注1）
付与対象者の区分及び人数	取締役11名、執行役員35名（注2）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1 株式会社損害保険ジャパン第10回新株予約権の決議年月日です。

2 株式会社損害保険ジャパン第10回新株予約権の決議当時の付与対象者の区分および人数です。

N K S Jホールディングス株式会社第10回新株予約権

決議年月日	平成17年6月28日（注1）
付与対象者の区分及び人数	取締役10名、執行役員36名（注2）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1 株式会社損害保険ジャパン第11回新株予約権の決議年月日です。

2 株式会社損害保険ジャパン第11回新株予約権の決議当時の付与対象者の区分および人数です。

N K S Jホールディングス株式会社第11回新株予約権

決議年月日	平成18年7月21日（注1）
付与対象者の区分及び人数	取締役10名、執行役員32名（注2）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1 株式会社損害保険ジャパン第12回新株予約権の決議年月日です。

2 株式会社損害保険ジャパン第12回新株予約権の決議当時の付与対象者の区分および人数です。

N K S Jホールディングス株式会社第12回新株予約権

決議年月日	平成19年1月26日（注1）
付与対象者の区分及び人数	取締役10名、執行役員31名（注2）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1 株式会社損害保険ジャパン第13回新株予約権の決議年月日です。

2 株式会社損害保険ジャパン第13回新株予約権の決議当時の付与対象者の区分および人数です。

N K S Jホールディングス株式会社第13回新株予約権

決議年月日	平成19年7月27日（注1）
付与対象者の区分及び人数	取締役15名、執行役員26名（注2）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1 株式会社損害保険ジャパン第14回新株予約権の決議年月日です。

2 株式会社損害保険ジャパン第14回新株予約権の決議当時の付与対象者の区分および人数です。

N K S Jホールディングス株式会社第14回新株予約権

決議年月日	平成20年1月25日（注1）
付与対象者の区分及び人数	取締役15名、執行役員26名（注2）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1 株式会社損害保険ジャパン第15回新株予約権の決議年月日です。

2 株式会社損害保険ジャパン第15回新株予約権の決議当時の付与対象者の区分および人数です。

N K S Jホールディングス株式会社第15回新株予約権

決議年月日	平成20年7月25日（注1）
付与対象者の区分及び人数	取締役14名、執行役員30名（注2）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1 株式会社損害保険ジャパン第16回新株予約権の決議年月日です。

2 株式会社損害保険ジャパン第16回新株予約権の決議当時の付与対象者の区分および人数です。

N K S Jホールディングス株式会社第16回新株予約権

決議年月日	平成21年7月24日（注1）
付与対象者の区分及び人数	取締役13名、執行役員29名（注2）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1 株式会社損害保険ジャパン第17回新株予約権の決議年月日です。

2 株式会社損害保険ジャパン第17回新株予約権の決議当時の付与対象者の区分および人数です。

日本興亜損保は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、旧商法第280条ノ20および第280条ノ21、会社法第361条第1項第3号ならびに会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、日本興亜損保の取締役および執行役員に対して新株予約権を発行することについて、平成17年6月29日の定時株主総会において特別決議されたものです。

本株式移転に際し、これらの決議に基づき発行された新株予約権に代えて、以下の新株予約権が平成22年4月1日に交付される予定です。

N K S Jホールディングス株式会社第17回新株予約権

決議年月日	平成16年6月29日（注1）
付与対象者の区分及び人数	取締役9名、執行役員（取締役を除く）21名（注2）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1 日本興亜損害保険株式会社2005年3月発行新株予約権(株式報酬型ストックオプション)の決議年月日です。

2 日本興亜損害保険株式会社2005年3月発行新株予約権(株式報酬型ストックオプション)の決議当時の付与対象者の区分および人数です。

N K S Jホールディングス株式会社第18回新株予約権

決議年月日	平成17年6月29日（注1）
付与対象者の区分及び人数	取締役10名、執行役員（取締役を除く）21名（注2）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1 日本興亜損害保険株式会社2006年3月発行新株予約権(株式報酬型ストックオプション)の決議年月日です。

2 日本興亜損害保険株式会社2006年3月発行新株予約権(株式報酬型ストックオプション)の決議当時の付与対象者の区分および人数です。

N K S Jホールディングス株式会社第19回新株予約権

決議年月日	平成19年3月9日（注1）
付与対象者の区分及び人数	取締役10名、執行役員（取締役を除く）21名（注2）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1 日本興亜損害保険株式会社2007年3月発行新株予約権(株式報酬型ストックオプション)の決議年月日です。

2 日本興亜損害保険株式会社2007年3月発行新株予約権(株式報酬型ストックオプション)の決議当時の付与対象者の区分および人数です。

N K S Jホールディングス株式会社第20回新株予約権

決議年月日	平成20年2月22日（注1）
付与対象者の区分及び人数	取締役8名、執行役員（取締役を除く）21名（注2）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1 日本興亜損害保険株式会社2008年3月発行新株予約権(株式報酬型ストックオプション)の決議年月日です。

2 日本興亜損害保険株式会社2008年3月発行新株予約権(株式報酬型ストックオプション)の決議当時の付与対象者の区分および人数です。

N K S Jホールディングス株式会社第21回新株予約権

決議年月日	平成21年2月20日（注1）
付与対象者の区分及び人数	取締役6名、執行役員（取締役を除く）20名（注2）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1 日本興亜損害保険株式会社2009年3月発行新株予約権(株式報酬型ストックオプション)の決議年月日です。

2 日本興亜損害保険株式会社2009年3月発行新株予約権(株式報酬型ストックオプション)の決議当時の付与対象者の区分および人数です。

N K S Jホールディングス株式会社第22回新株予約権

決議年月日	平成21年9月18日（注1）
付与対象者の区分及び人数	取締役6名、執行役員（取締役を除く）19名（注2）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1 日本興亜損害保険株式会社2009年10月発行新株予約権(株式報酬型ストックオプション)の決議年月日です。

2 日本興亜損害保険株式会社2009年10月発行新株予約権(株式報酬型ストックオプション)の決議当時の付与対象者の区分および人数です。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

3 【配当政策】

(1) 基本的な方針

当社は新設会社であるため、未定です。なお、株主還元は安定配当を基本とし、資本の状況に応じて自社株式取得も選択肢とする予定です。また、目標水準は総還元性向(注)で修正利益（生保E V増加額を除く。）の50%を目標とする予定です。

(注)総還元性向とは、毎期の利益における株主還元のウエイトを示す指標です。

$$\text{総還元性向} = \frac{\text{配当総額} + \text{自己株式取得総額}}{\text{修正利益(生保E V増加額を除く.)}}$$

(2) 毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針

当社は新設会社であるため、未定です。

(3) 配当の決定機関

株主総会の決議によるものとする予定です。なお、中間配当については、定款において、取締役会の決議とする規定を設ける予定です。

(4) 最近事業年度の配当決定に当たっての考え方

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(5) 内部留保資金の使途

当社は新設会社であるため、未定です。

4 【株価の推移】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となる損保ジャパンおよび日本興亜損保の株価の推移は以下のとおりです。

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

損保ジャパン

回次	第62期	第63期	第64期	第65期	第66期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
最高(円)	1,172	1,760	1,807	1,680	1,291
最低(円)	837	970	1,335	829	421

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

日本興亜損保

回次	第61期	第62期	第63期	第64期	第65期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
最高(円)	762	1,095	1,168	1,437	1,134
最低(円)	560	691	843	713	440

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

損保ジャパン

月別	平成21年 5月	平成21年 6月	平成21年 7月	平成21年 8月	平成21年 9月	平成21年 10月
最高(円)	739	735	654	685	647	618
最低(円)	568	615	564	607	582	538

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

日本興亜損保

月別	平成21年 5月	平成21年 6月	平成21年 7月	平成21年 8月	平成21年 9月	平成21年 10月
最高(円)	588	599	570	608	588	573
最低(円)	523	529	515	538	541	486

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

5 【役員状況】

平成22年4月1日に就任を予定している当社の役員状況は、以下のとおりです。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する損保ジャパンの株式数 (2) 所有する日本興亜損保の株式数 (3) 割り当てられる当社の株式数
共同CEO 兼代表 取締役会長		兵頭 誠	昭和20年1月25日生	昭和42年4月 日本火災海上保険株式会社（現日本興亜損保）入社 以後 同社首都営業第一部長、同社福島支店長、同社広島支店長、同社企業営業第四部長を経て、 平成11年6月 同社執行役員 企業営業第四部長 平成12年6月 同社執行役員 東北営業本部長 同社執行役員 東北本部長 平成13年4月 同社執行役員 東北本部長兼岩手支店長 平成13年12月 同社常務執行役員 本店営業第五部長 平成14年3月 同社常務執行役員 平成14年4月 同社専務執行役員 平成16年6月 同社代表取締役副社長執行役員 平成17年6月 同社代表取締役社長主席執行役員（現職） 平成19年4月	(注3)	(1) 0株 (2) 49,000株 (3) 44,100株
共同CEO 兼代表 取締役社長		佐藤 正敏	昭和24年3月2日生	昭和47年4月 安田火災海上保険株式会社（現損保ジャパン）入社 以後 同社山梨支店長、同社システム企画部長、同社情報システム部長、同社社長室長兼業務企画部長、同社社長室長を経て、 平成12年6月 同社取締役 社長室長 平成13年6月 同社取締役執行役員 情報システム部長 平成14年4月 同社取締役常務執行役員 平成16年7月 同社取締役常務執行役員 企業営業企画部長 平成16年12月 同社取締役常務執行役員 企業商品業務部長兼企業営業企画部長 平成17年1月 同社取締役常務執行役員 企業営業企画部長 平成17年4月 同社取締役常務執行役員 平成18年6月 同社代表取締役社長社長執行役員（現職）	(注3)	(1) 47,693株 (2) 0株 (3) 47,693株
取締役 (社外)		弦間 明	昭和9年8月1日生	昭和34年4月 株式会社資生堂入社 昭和62年2月 同社取締役 チェイン部長 昭和63年2月 同社取締役 チェイン事業部チェイン部長 平成2年6月 同社常務取締役 チェイン事業本部副本部長 平成4年6月 同社代表専務取締役 チェイン事業本部長 平成7年6月 同社代表専務取締役 平成8年6月 同社代表取締役副社長 平成9年6月 同社代表取締役社長 平成13年6月 同社代表取締役執行役員会長 平成15年6月 同社相談役（現職） 平成16年6月 コナミ株式会社取締役（現職） 平成18年3月 キリンホールディングス株式会社取締役（現職）	(注3)	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する損保 ジャパンの株式 数 (2) 所有する日本 興亜損保の株式 数 (3) 割り当てられ る当社の株式数
取締役 (社外)		勝 俣 恒 久	昭和15年3月29日生	昭和38年4月 東京電力株式会社入社 以後 同社企画部長を経て、 平成8年6月 同社取締役 企画部長 平成9年6月 同社取締役 企画部担任兼業務 管理部担任兼総務部担任 平成10年6月 同社常務取締役 平成11年6月 同社取締役副社長 平成13年6月 同社取締役副社長 新事業推進 本部長 平成14年10月 同社取締役社長 平成18年6月 K D D I 株式会社取締役（現 職） 平成20年6月 東京電力株式会社取締役会長 （現職）	(注3)	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株
取締役 (社外)		朝 香 聖 一	昭和17年12月24日生	昭和40年4月 日本精工株式会社入社 以後 同社営業本部営業部長を 経て、 平成6年6月 同社取締役 精機営業本部副本 部長 平成9年6月 同社常務取締役 軸受営業本部 長 平成10年6月 同社常務取締役 欧州総支配人 同社執行役員常務 欧州総支配 人 平成11年6月 同社代表取締役執行役員専務 平成12年6月 欧州総支配人 同社代表取締役社長 平成14年6月 同社取締役代表執行役社長 指名委員会委員長 平成16年6月 同社取締役会長（現職） 平成21年6月	(注3)	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株
取締役 (社外)		藤 田 純 孝	昭和17年12月24日生	昭和40年4月 伊藤忠商事株式会社入社 以後 同社業務部長を経て、 平成7年6月 同社取締役 業務部長 平成9年4月 同社常務取締役 業務部長 平成10年7月 同社代表取締役常務取締役 平成11年4月 同社代表取締役専務取締役 平成13年4月 同社代表取締役副社長 平成18年4月 同社代表取締役副会長 平成18年6月 同社取締役副会長 平成19年6月 株式会社オリエントコーポ レーション取締役（現職） 平成20年6月 伊藤忠商事株式会社相談役 （現職） 日本興亜損保監査役（現職） 古河電気工業株式会社取締役 （現職） 平成21年6月 日本板硝子株式会社取締役 （現職）	(注3)	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株
取締役 (社外)		川 端 和 治	昭和20年12月6日生	昭和45年4月 弁護士登録 昭和55年4月 霞ヶ関総合法律事務所開設 昭和63年4月 第二東京弁護士会副会長 関東弁護士会連合会常務理事 平成元年4月 日本弁護士連合会常務理事 平成12年4月 第二東京弁護士会会長 日本弁護士連合会副会長 平成17年9月 大宮法科大学院大学教授（現 職） 平成18年9月 損保ジャパン指名・報酬委員 会委員長（現職）	(注3)	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する損保ジャパンの株式数 (2) 所有する日本興亜損保の株式数 (3) 割り当てられる当社の株式数
取締役		藤井 康 秀	昭和26年12月10日生	昭和49年4月 日本火災海上保険株式会社（現日本興亜損保）入社 以後 同社再保険部長、同社経理部長を経て、 平成17年4月 同社執行役員 平成18年4月 同社常務執行役員 平成19年6月 同社取締役常務執行役員（現職）	(注3)	(1) 0株 (2) 36,150株 (3) 32,535株
取締役		山 口 雄 一	昭和27年4月8日生	昭和51年4月 日本火災海上保険株式会社（現日本興亜損保）入社 以後 同社岡山支店担当部長、同社大阪南支店長、同社名古屋支店長、同社損害サービス業務部長を経て、 平成18年6月 同社執行役員 損害サービス業務部長 平成20年6月 同社常務執行役員 損害サービス業務部長 平成20年8月 同社常務執行役員 平成21年6月 同社取締役常務執行役員（現職）	(注3)	(1) 0株 (2) 18,000株 (3) 16,200株
取締役 (社外)		ジョージ・ オルコット	昭和30年5月7日生	昭和61年7月 S.G. Warburg & Co., Ltd 入社 平成3年11月 同社取締役 平成5年9月 S.G. Warburg Securities London エクイティキャピタルマーケット グループ・エグゼクティブディレクター 平成9年4月 SBC Warburg 東京支店長 平成10年4月 長銀UBSプリンソン・アセット・マネジメント副社長 平成11年2月 UBSアセットマネジメント(日本)社長 日本UBSプリンソングループ社長 平成12年6月 UBS Warburg 東京 マネージングディレクター エクイティキャピタルマーケット 平成13年9月 ケンブリッジ大学ジャッジ経営大学院(Judge Business School) 平成17年3月 同大学院 FME ティーチング・フェロー 平成20年3月 同大学院 シニア・フェロー（現職） 平成20年6月 日本板硝子株式会社取締役（現職）	(注3)	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株
取締役		櫻 田 謙 悟	昭和31年2月11日生	昭和53年4月 安田火災海上保険株式会社（現損保ジャパン）入社 以後 同社統合企画部長、同社統合企画部長兼DL準備室長、同社事業企画部長、同社経営企画部長を経て、 平成17年7月 同社執行役員 金融法人部長 平成19年4月 同社常務執行役員 平成19年6月 同社取締役常務執行役員（現職）	(注3)	(1) 15,365株 (2) 0株 (3) 15,365株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する損保ジャパンの株式数 (2) 所有する日本興亜損保の株式数 (3) 割り当てられる当社の株式数
取締役		山口 裕之	昭和31年2月13日生	昭和54年4月 安田火災海上保険株式会社（現損保ジャパン）入社 以後 同社経理部長、同社経理部長兼国際経理室長、同社経理部長、同社経理部長兼企業商品業務部長、同社企業商品業務部長を経て、 平成19年4月 同社執行役員 経営企画部長 平成21年4月 同社常務執行役員 平成21年6月 同社取締役常務執行役員（現職）	(注3)	(1) 14,050株 (2) 0株 (3) 14,050株
監査役 (社外)		増田 宏一	昭和19年1月23日生	昭和53年9月 新和監査法人社員就任 平成4年7月 監査法人朝日新和会計社代表社員就任 平成5年10月 監査法人朝日新和会計社が朝日監査法人に名称変更、代表社員就任 平成7年7月 日本公認会計士協会常務理事 平成13年7月 同協会副会長 平成16年1月 朝日監査法人があずさ監査法人に名称変更、代表社員就任 平成16年7月 日本公認会計士協会副会長 平成19年6月 あずさ監査法人退職 平成19年7月 日本公認会計士協会会長（現職）	(注4)	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株
監査役 (社外)		保田 真紀子	昭和19年3月10日生	昭和48年4月 弁護士登録 弁理士登録 協和特許法律事務所入所 昭和55年5月 保田法律特許事務所開設 平成9年4月 第一東京弁護士会副会長 関東弁護士連合会常務理事 平成12年3月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）監査役 平成18年6月 新生信託銀行株式会社監査役（現職）	(注4)	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株
監査役 (社外)		西川 元啓	昭和21年1月1日生	昭和43年4月 八幡製鐵株式会社（現新日本製鐵株式会社）入社 昭和61年7月 同社総務室長、同社法規室長、同社法規担当部長を経て、同社取締役 平成9年6月 同社常務取締役 平成13年4月 同社取締役 平成15年4月 同社常任顧問（チーフリーガルカウンセラー） 平成15年6月 損保ジャパン業務監査・コンプライアンス委員会委員長（現職） 平成18年9月 新日本製鐵株式会社顧問（現職） 平成19年7月 日鉄エレックス株式会社監査役（現職） 平成21年6月	(注4)	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する損保ジャパンの株式数 (2) 所有する日本興亜損保の株式数 (3) 割り当てられる当社の株式数
監査役		角川 与宇	昭和22年6月28日生	昭和45年4月 日本火災海上保険株式会社（現日本興亜損保）入社 以後 同社米州部長、同社総務部危機管理対応特命部長、同社総務部長、同社総務部長兼総務部IR室長を経て、 平成12年6月 同社執行役員 総務部長兼総務部IR室長 平成14年4月 同社執行役員 総務部長 平成14年6月 同社取締役常務執行役員 平成17年6月 同社取締役専務執行役員 平成19年4月 同社代表取締役副社長執行役員 平成21年6月 同社監査役（現職）	(注4)	(1) 0株 (2) 104,050株 (3) 93,645株
監査役		飯田 二郎	昭和24年12月15日生	昭和49年4月 安田火災海上保険株式会社（現損保ジャパン）入社 以後 同社東京業務部長、同社山形支店長、株式会社ジャパン保険サービス出向を経て、 平成15年10月 損保ジャパン理事 株式会社ジャパン保険サービス出向 平成17年7月 同社常務執行役員 中国本部長 同社常務執行役員 平成18年6月 同社監査役（現職） 平成20年4月 平成20年6月	(注4)	(1) 12,000株 (2) 0株 (3) 12,000株
計						(1) 89,108株 (2) 207,200株 (3) 275,588株

- (注) 1 取締役のうち、弦間 明、勝俣 恒久、朝香 聖一、藤田 純孝、川端 和治およびジョージ・オルコットの6氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
- 2 監査役のうち、増田 宏一、保田 眞紀子および西川 元啓の3氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
- 3 取締役の任期は、平成22年4月1日である当社の設立日より、平成23年3月期に係る定時株主総会の終結の時までです。
- 4 監査役の任期は、平成22年4月1日である当社の設立日より、平成26年3月期に係る定時株主総会の終結の時までです。
- 5 所有する損保ジャパンおよび日本興亜損保の株式数は、本届出書提出日現在の所有状況に基づき記載しており、また、割り当てられる当社の株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転の際の株式移転比率を勘案して作成しております。したがって、実際に当社の設立日の直前までに、所有する株式数および当社が交付する新株式数は変動することがあります。
- 6 役名および職名は、本届出書提出日現在において決定している役職名を記載しております。
- 7 代表取締役を除く取締役および監査役は、それぞれ生年月日順に記載しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

会社の機関

当社は、株主総会および取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を設置する予定です。

また、取締役会の諮問機関として、役員を選任および処遇の透明性を確保することを目的とする「指名・報酬委員会」および当社グループの資産運用力を向上させることを目的とする「資産運用委員会」を設置する予定です。なお、両委員会は、当社の取締役の中からその取締役会の決議によって選定する委員5名で組織し、委員5名のうち委員長を含む3名を社外取締役とする予定です。

役員報酬

当社は、取締役および監査役の報酬を株主総会の決議によって定める予定です。ただし、当社設立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの当社の取締役の報酬等のうち金銭で支給するものの額は年額4億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）、株式報酬型ストックオプションとして支給するものの額は年額1億円以内、監査役の報酬等の額は年額1億1,000万円以内とし、監査役の報酬等はすべてを金銭で支給するものとする予定です。

なお、社内取締役の報酬は、固定報酬・業績連動報酬・株式報酬型ストックオプションで構成し、業績の判断は修正ROE、1株当たり純資産などに基づいて行う予定です。

社外取締役および社外監査役との責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役および社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨およびこの場合において当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする旨を定款に定める予定です。

社外取締役および社外監査役との関係

社外取締役および社外監査役と当社との間に人的関係、資本的关系または取引関係等の特別な利害関係はありません。

取締役の定数および選解任の決議要件

当社の取締役は15名以内とする旨を定款に定める予定です。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定める予定です。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨を定款に定める予定です。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項

ア 自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能にするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定める予定です。

イ 取締役および監査役の責任免除

当社は、経営において取締役および監査役がその役割を十分に発揮するための仕組みを一層強化するため、会社法426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定める予定です。

ウ 中間配当

当社は、株主への利益配分の機会を充実させるため、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定による剰余金の配当をすることができる旨を定款に定める予定です。

株主総会の特別決議要件の変更

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定める予定です。

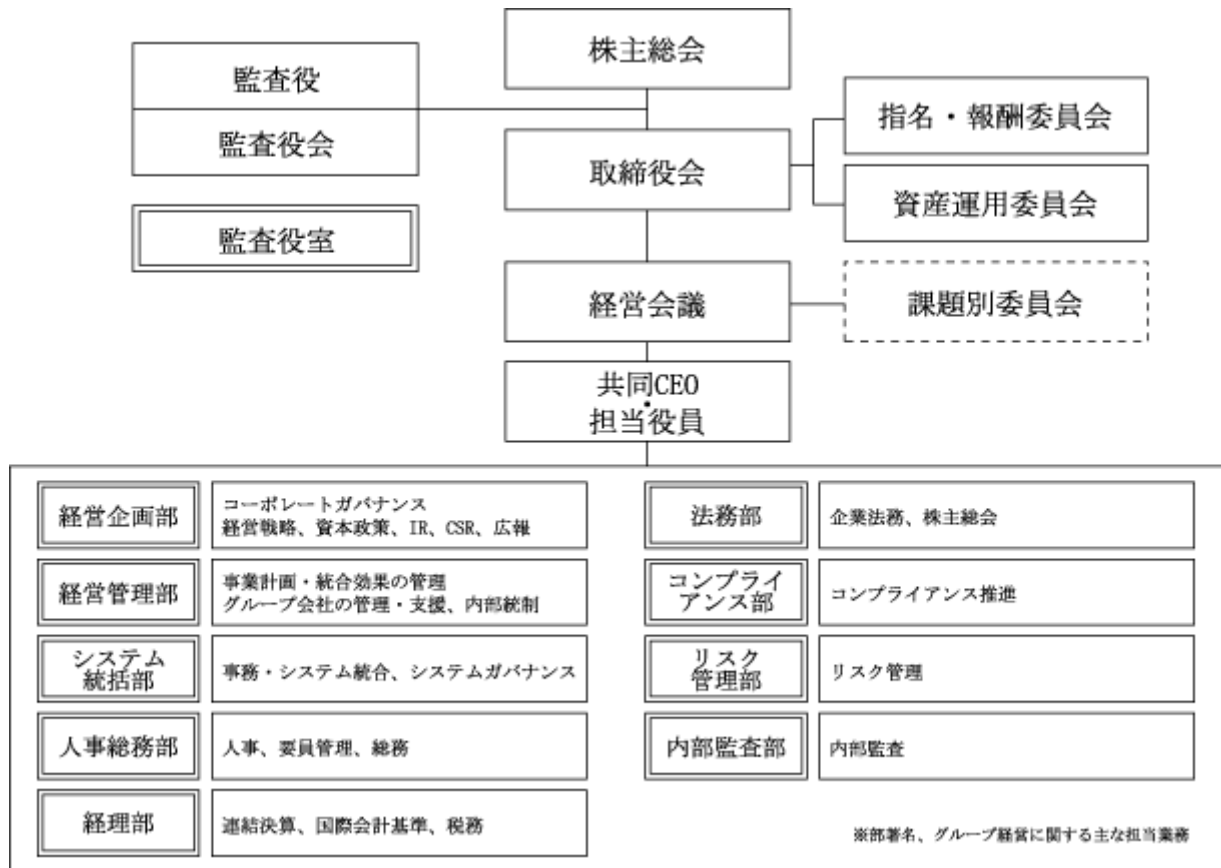
その他の事項

その他の事項については、当社は新設会社であるため未定です。

当社の組織体制

当社の組織体制は以下のとおりとなる予定です。

(模式図)



(2) 【監査報酬の内容等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。なお、金融商品取引法に基づく監査は、新日本有限責任監査法人に委嘱する予定です。

第5【経理の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる損保ジャパンおよび日本興亜損保の経理の状況につきましては、両社の有価証券報告書(損保ジャパンについては平成21年6月25日提出、日本興亜損保については同年6月26日提出)および四半期報告書(損保ジャパンについては平成21年8月14日および同年11月27日提出、日本興亜損保については同年8月14日および同年11月27日提出)をご参照ください。

第6【提出会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下のとおりです。

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	毎年4月1日から3か月以内
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	1,000株
単元未満株式の買取りおよび買増し	
取扱場所（注3）	（特別口座） ・損保ジャパンの株主であった方 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部 ・日本興亜損保の株主であった方 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区日本橋兜町14番9号 株式会社だいこう証券ビジネス 東京支社 （本店 大阪府大阪市北浜二丁目4番6号）
取次所	
買取および買増手数料	未定
公告掲載方法	電子公告 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載して行います。
株主に対する特典	未定

- (注) 1 当社の普通株式は、東京証券取引所および大阪証券取引所へ上場申請手続きを行い、平成22年4月1日から東京証券取引所(市場第一部)および大阪証券取引所(市場第一部)に上場する予定です。
- 2 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。
- 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利
- 3 特別口座以外の振替口座に記録された単元未満株式に関する取扱場所は、振替口座を開設した口座管理機関(証券会社等)となります。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

第四部 【特別情報】

第1 【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

1 【貸借対照表】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

2 【損益計算書】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

3 【株主資本等変動計算書】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

4 【キャッシュ・フロー計算書】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

第五部 【組織再編成対象会社情報】

第1 【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1) 【組織再編成対象会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

損保ジャパン

事業年度 第66期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) 平成21年6月25日 関東財務局長に提出

日本興亜損保

事業年度 第65期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) 平成21年6月26日 関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

損保ジャパン

事業年度 第67期第1四半期(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日) 平成21年8月14日 関東財務局長に提出

事業年度 第67期第2四半期(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日) 平成21年11月27日 関東財務局長に提出

日本興亜損保

事業年度 第66期第1四半期(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日) 平成21年8月14日 関東財務局長に提出

事業年度 第66期第2四半期(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日) 平成21年11月27日 関東財務局長に提出

【臨時報告書】

損保ジャパン

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日(平成21年11月30日)までに、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を平成21年7月24日に関東財務局長に提出

日本興亜損保

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日(平成21年11月30日)までに、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（新株予約権の発行）に基づく臨時報告書を平成21年9月18日に関東財務局長に提出

【訂正報告書】

損保ジャパン

平成21年3月13日付けで提出した企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書の訂正報告書を平成21年7月29日および平成21年10月30日に、上記・損保ジャパンの平成21年7月24日付け臨時報告書の訂正報告書を平成21年8月11日に、それぞれ関東財務局長に提出

平成20年11月28日付けで提出した第66期第2四半期(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)四半期報告書の訂正報告書を平成21年11月19日に関東財務局長に提出

・損保ジャパンの有価証券報告書の訂正報告書を平成21年11月19日に関東財務局長に提出

日本興亜損保

平成21年3月13日付けで提出した株式移転に係る臨時報告書の訂正報告書を平成21年7月29日および平成21年10月30日に、上記・日本興亜損保の平成21年9月18日付け臨時報告書の訂正報告書を平成21年10月8日に、それぞれ関東財務局長に提出

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

損保ジャパン

株式会社損害保険ジャパン本店(東京都新宿区西新宿一丁目26番1号)

株式会社損害保険ジャパン横浜支店(横浜市中区本町二丁目12番地)

株式会社損害保険ジャパン千葉支店(千葉市中央区鶴沢町20番16号)

株式会社損害保険ジャパン埼玉支店(さいたま市大宮区桜木町四丁目82番地1)

株式会社損害保険ジャパン名古屋支店(名古屋市中区丸の内三丁目22番21号)

株式会社損害保険ジャパン北大阪支店(大阪府中央区瓦町四丁目1番2号)

株式会社損害保険ジャパン神戸支店(神戸市中央区栄町通三丁目3番17号)

株式会社東京証券取引所(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

証券会員制法人福岡証券取引所(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

証券会員制法人札幌証券取引所(札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

日本興亜損保

日本興亜損害保険株式会社本店(東京都千代田区霞が関三丁目7番3号)

日本興亜損害保険株式会社横浜支店(横浜市中区弁天通五丁目70番地)

日本興亜損害保険株式会社大阪支店(大阪府西区江戸堀一丁目11番4号)

日本興亜損害保険株式会社千葉支店(千葉市中央区千葉港8番4号)

日本興亜損害保険株式会社埼玉支店(さいたま市大宮区桜木町二丁目285番地の2)

日本興亜損害保険株式会社神戸支店(神戸市中央区栄町通四丁目2番16号)

日本興亜損害保険株式会社名古屋支店(名古屋市中区錦一丁目16番20号)

株式会社東京証券取引所(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第六部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2 【取得者の概況】

該当事項はありません。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において株主はおりません。なお、当社の完全子会社となる損保ジャパンおよび日本興亜損保の平成21年9月30日現在の株主の状況は以下のとおりです。

損保ジャパン

平成21年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	56,573	5.73
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	51,456	5.21
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町1丁目13-1	40,908	4.14
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	32,992	3.34
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3-3	32,324	3.27
損保ジャパン従業員持株会	東京都新宿区西新宿1丁目26-1 株式会社損害保険ジャパン本店内	22,301	2.26
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1-1	21,600	2.19
ザ チェース マンハッタン バンク 385036 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	360 N.CRESCENT DRIVE BEVERLY HILLS, CA 90210 U.S.A. (東京都中央区月島4丁目16-13)	12,133	1.23
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505225 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区月島4丁目16-13)	11,215	1.14
オーディー05オムニバスチャイナトリーティ808150 (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000 AUSTRALIA (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	10,505	1.06
計		292,008	29.56

(注) 1 第一生命保険相互会社の所有株式数には、同社が退職給付信託の信託財産として拠出している株式 17,971千株が含まれております。(株主名簿上の名義は「みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 第一生命保険口」です。)

2 株式会社みずほコーポレート銀行および共同保有者計4社から平成21年6月22日付けで提出された大量保有報告書(変更報告書)により、平成21年6月15日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、損保ジャパンとして平成21年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「株主の状況」には含めておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3-3	32,324	3.27
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲1丁目2-1	15,882	1.61
みずほインベスターズ証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目13-16	2,582	0.26
みずほ投信投資顧問株式会社	東京都港区三田3丁目5-27	3,336	0.34
計		54,124	5.48

日本興亜損保

平成21年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
ロングリーフ パートナーズ ファンド (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	6410 POPLAR AVENUE SUITE 900 MEMPHIS, TN 38119 U.S.A. (東京都中央区日本橋3-11-1)	63,701	7.80
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区日本橋3-11-1)	49,660	6.08
日本通運株式会社	東京都港区東新橋1-9-3	35,560	4.35
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	21,891	2.68
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	21,780	2.67
メロン バンク エヌエー トリー ティー クライアント オムニバス (常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ銀行)	ONE MELLON BANK CENTER, PITTSBURGH, PENNSYLVANIA, U.S.A. (東京都千代田区丸の内2-7-1 決済事業 部)	21,743	2.66
株式会社常陽銀行 (常任代理人 日本マスタートラ スト信託銀行株式会社)	茨城県水戸市南町2-5-5 (東京都港区浜松町2-11-3)	19,990	2.45
太陽生命保険株式会社	東京都港区海岸1-2-3	18,203	2.23
株式会社千葉銀行	千葉県千葉市中央区千葉港1-2	16,981	2.08
内外汽船株式会社	東京都千代田区有楽町1-6-1	16,300	2.00
計		285,811	34.99

(注) 1 上記のほか、日本興亜損保所有の自己株式が64,197千株(7.86%)あります。

2 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから金融商品取引法第27条の26第1項に基づき平成20年9月30日付けで大量保有報告書の提出があり、平成20年9月22日現在で保有株券の数がそれぞれ以下のとおりである旨の報告を受けておりますが、平成21年9月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行および株式会社泉州銀行以外の法人の実質所有株式数の確認ができませんので、上記「株主の状況」には含めておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	21,780	2.67
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1-4-5	17,700	2.17
三菱UFJ投信株式会社	東京都千代田区丸の内1-4-5	1,354	0.17
株式会社泉州銀行	大阪府岸和田市宮本町26-15	2,193	0.27
計		43,027	5.27

- 3 サウスイースタン アセット マネージメント インク（アメリカ合衆国 38119 テネシー州 メンフィス市 ポップラー アベニュー 6410番地 スイート900）から金融商品取引法第27条の25第1項に基づき平成21年4月2日付けで大量保有報告書（変更報告書）の提出があり、平成21年3月26日現在で保有株券の数が140,429千株、株券保有割合が17.19%となっている旨の報告を受けておりますが、その実質所有株式数の確認ができませんので上記「株主の状況」には含めておりません。

< 当期連結財務諸表に対する監査報告書 >

当社は、会社法の株式移転の手續に基づき、平成22年4月1日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領しておりません。

< 当期財務諸表に対する監査報告書 >

当社は、会社法の株式移転の手續に基づき、平成22年4月1日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領しておりません。